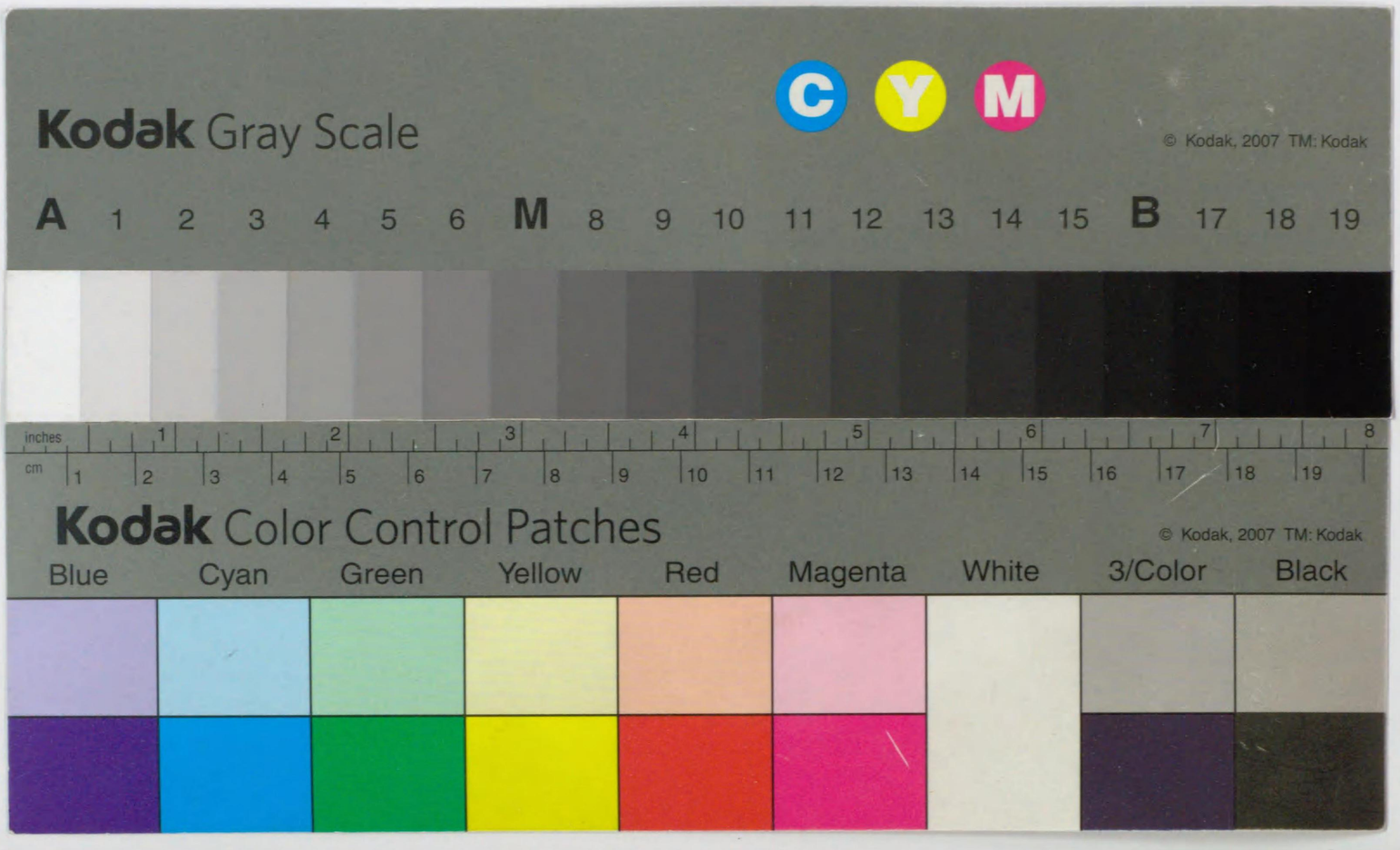

554
189
554-189
12005015099 14

太原黑龍會十年

昭和二十二年

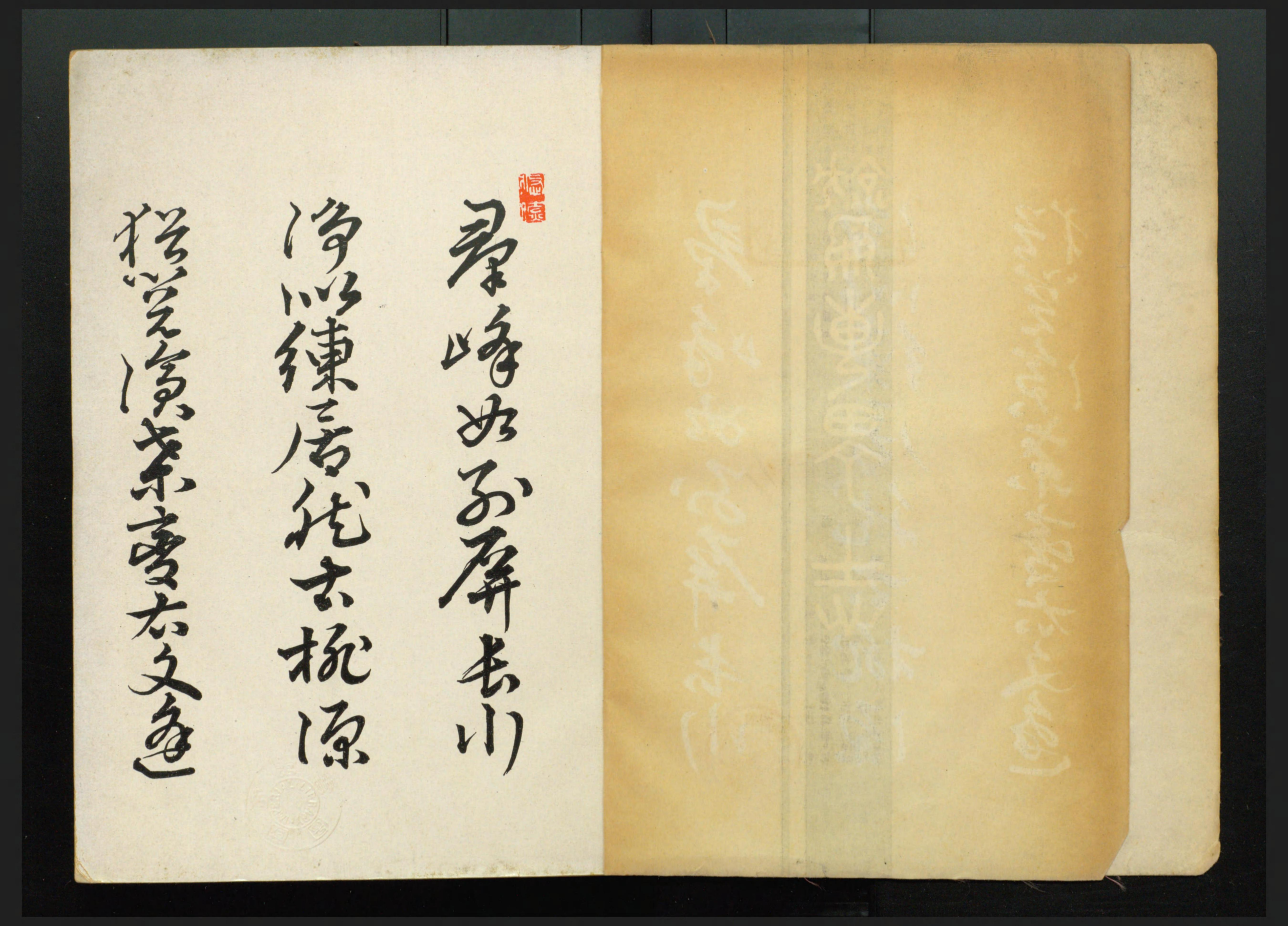

羣峰如石屏長川
淨似練居然古桃源
猶覺演素處右文逢

明時宋世良史傳博
採蓋遙探筆力雅
而健而讀筆筆覺

字字寓懲勸東望無
心山鐘春出佛殿
太山前寅仲夏
萬南

554-189

刊行之辭

時代の要求は單に命の儘に働くべきを許さない自巳の內的より惹起した熱烈なるうごめきでなければならん其うごめきが仮令熱烈であつても順序なきものは所謂狂的で迚ても良果を收めることは出來ぬ良果を收めんこせば必ずや次第あるもので自治体の如きも同樣で順序次第ある働きでなければならん町村の如きも國家の命ずる所は異なるものではないけれごも其地理的事情等同じからずされば土地ごとに依て手段は自然に變化あるを至當こする今之れを明かにするには其町村の過去こ現在の有樣を系統的組織的に詳知するの要がある町史編纂計畫の擧全くこゝにある偶々田所眉東氏の來遊あり託するに此事を以てした氏は快諾せられ天羽呑鯨氏こ共に從事するこご月日あり稿全く成る上木に際し兩氏ならびに資料提供せられた諸賢こ表紙圖案せられし前田正一氏の厚意を鳴謝します

大正十五年三月卅一日

德島縣那賀郡鷲敷町長　松浦芳太郎誌

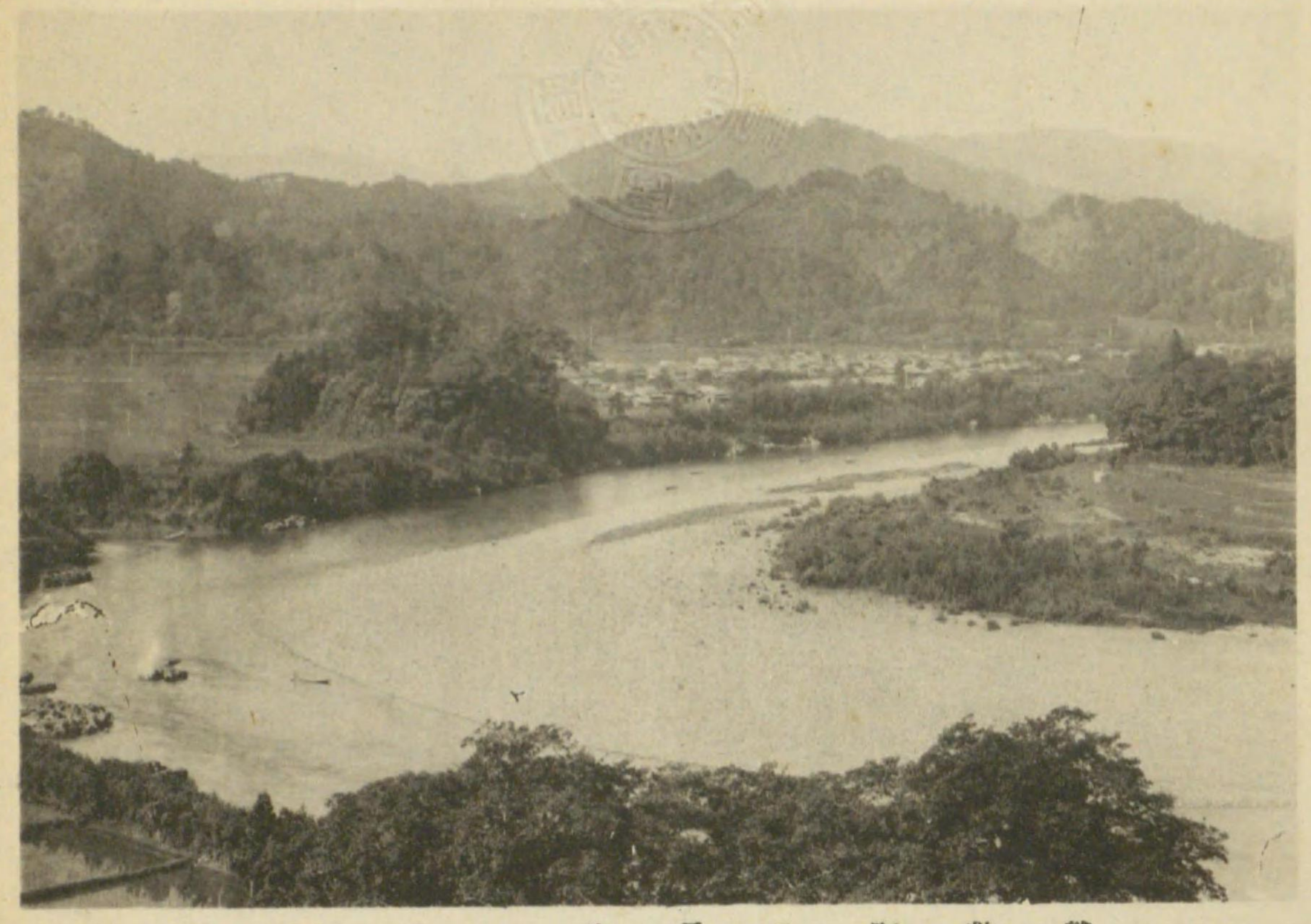

鷲敷町全景其一（和食）

同上其二（仁宇）

初代村長　日下伊之三郎

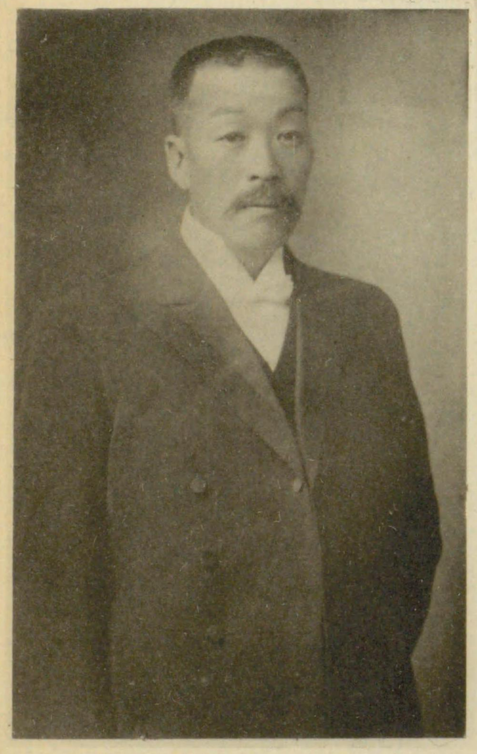

二代町長　松浦芳太郎

鷲敷町役場吏員

後列右より　給仕角内武夫　書記湯村一郎、野口武、小原波太郎
前列右より　書記瀧勢平　收入役小林次助　町長松浦芳太郎
助役勘田島太郎　書記中谷藤吉

鷲敷町會議員

後列右より　和田清次郎　弓長重作　助岡徳太郎
中列右より　岡川林八　武田只吉　下司六平　北野米蔵
前列右より　田中荒太郎、加藤國助、福多政吉、前田岩二、前田徳太郎

村井和食校長
三木阿井校長
小西中山校長

中山尋常小學校

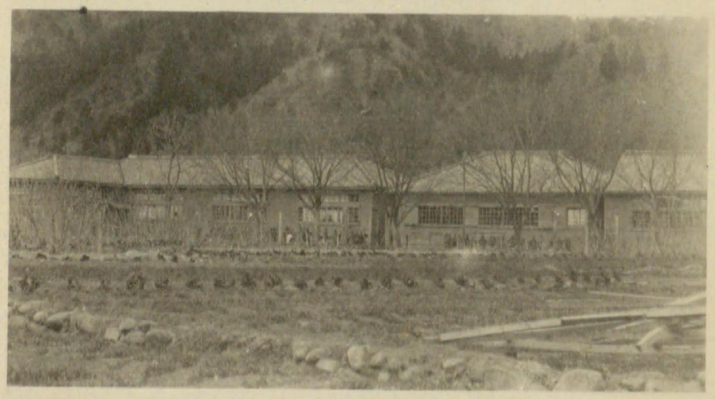

和食尋常高等小學校

阿井尋常小學校

鷲敷警察署

和食郵便局

阿井ヱヤの西方寺跡

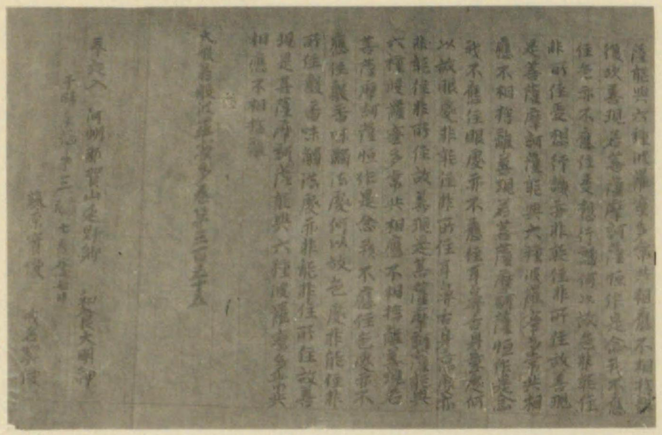

延野村鮎川八幡宮大般若經

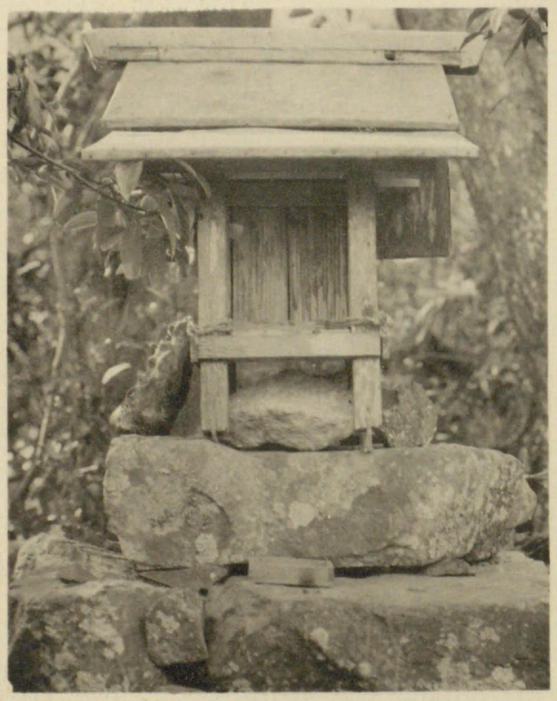

細川眞之の墳墓

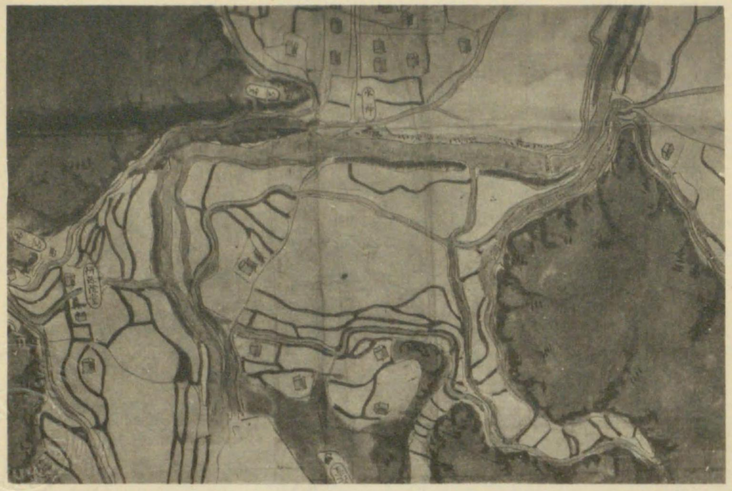

御藏地圖

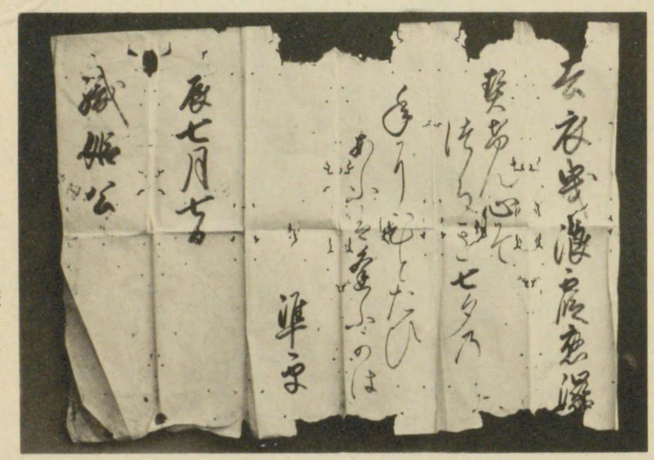

故勘田準平の筆蹟

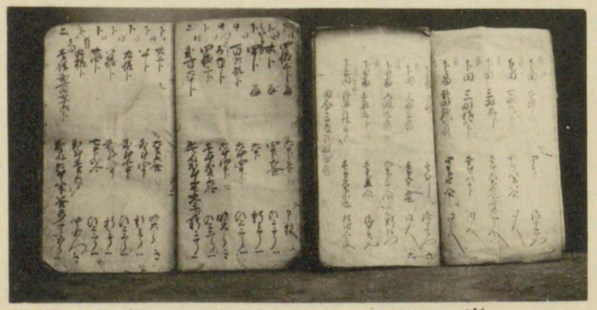

慶長檢地帳

忠魂碑

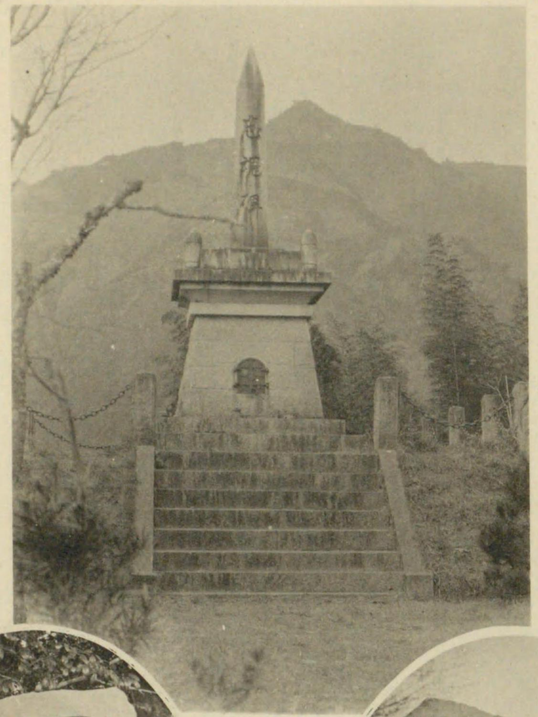

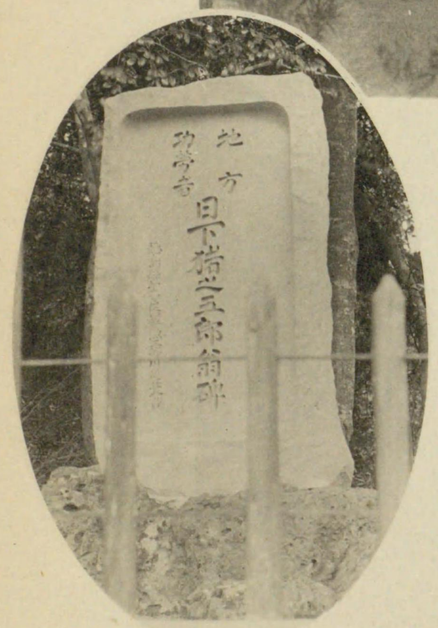

日下翁之碑

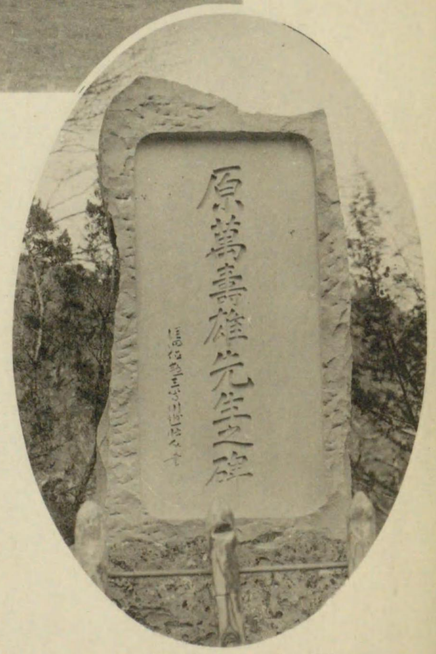

原先生之碑

郷社、蛭子神社

小仁宇、八坂神社

阿井、八幡神社

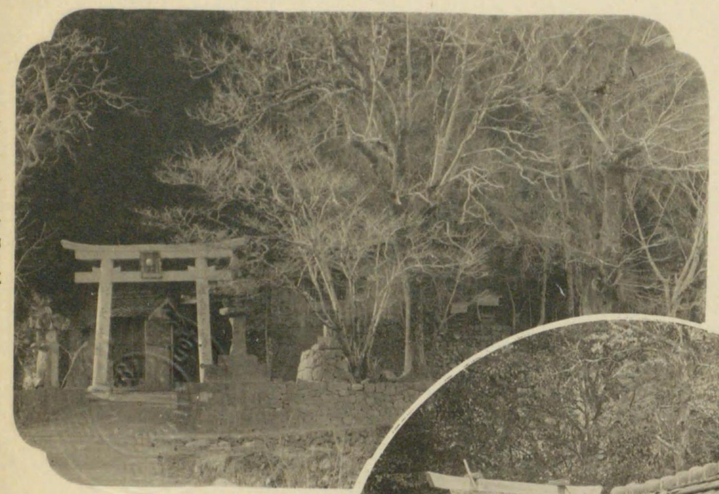

仁宇、丹生神社

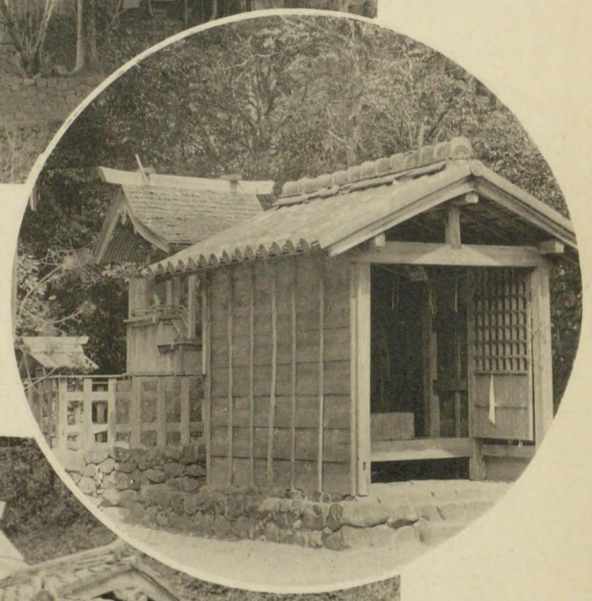

小仁宇、八幡神社

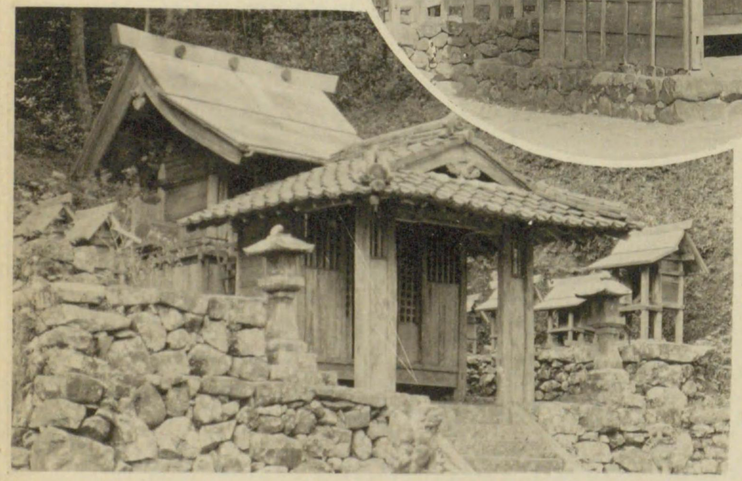

百合谷、八幡神社

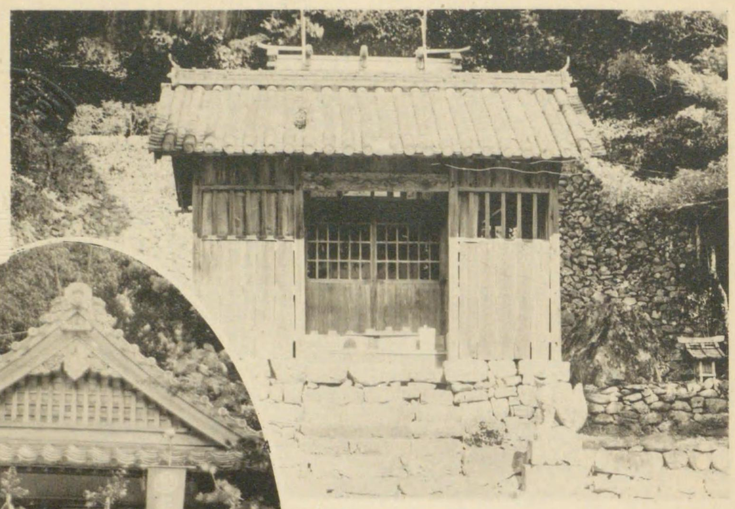

百合、大山祇神社

中山、矢鉾八幡神社

和食郷、八幡神社

土佐、金刀比羅神社

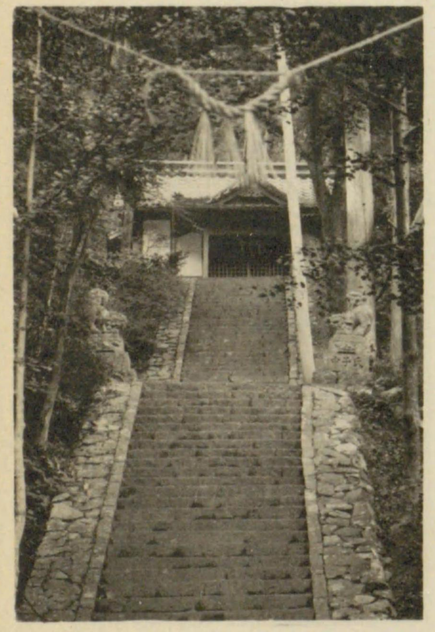

中山、神明社

百合、天御中主神社

阿井、蓮臺寺

和貴、悉知院

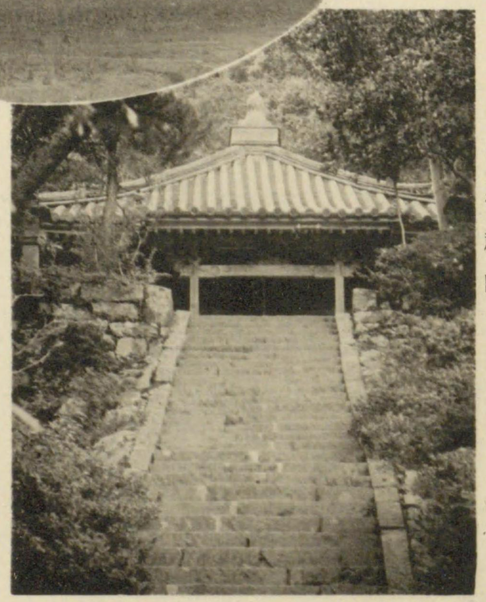

中山、持福院

谷廼坊の藥師如來像

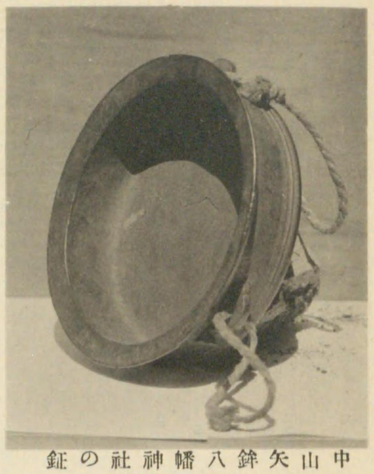

中山矢鉾八幡神社の鉦

谷廼坊所藏の位牌

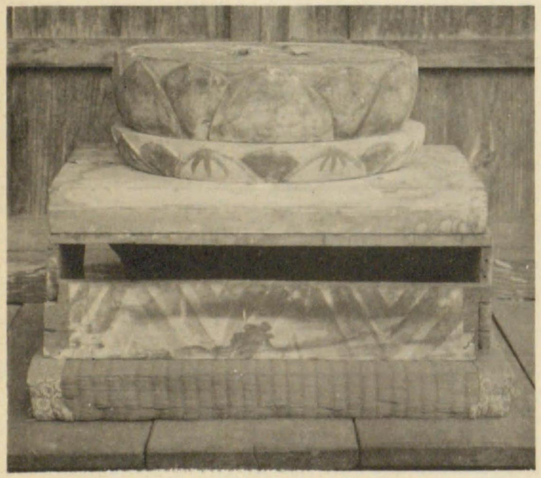

同上蓮台

田野氷柱觀音

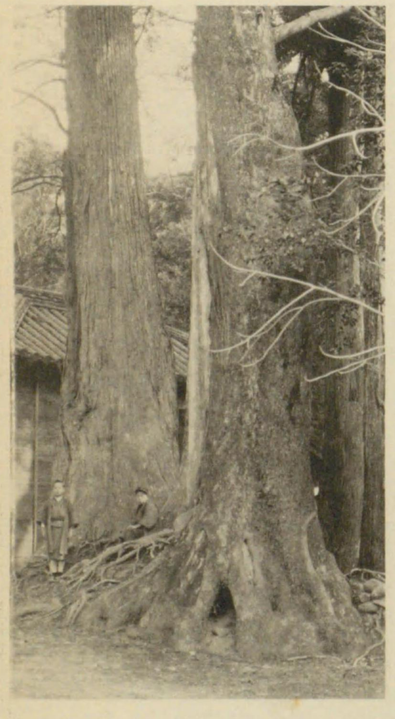

姪子神社の夫婦杉

山田織部の像

目次

第一編

緒言（西方寺―中山の大人の足跡―仁宇谷の山父―山女郎―寒神）（一）田屋（三）百合と百合谷（四）天狗谷山（五）百合谷の山ホメ（五）中山のコーゴー石（五）中山の古椀の窯（五）百合の庄田（七）那賀庄内大由郷枌文書（八）中山八幡宮の棟札（九）那賀山庄本役文書（一〇）鮎川八幡松尾社の經巻（一一）地名考（一三）蛭子社の仁宇郷公事錢文書（一三）藥師菴本尊（一五）蓮臺寺々領（一五）光盛寺（一六）板碑（一六）百合谷のカリヤ（一七）國師の墓（一七）城塞（一八）細川眞之の墓（二二）戰史（二三）

第二編

山田家本末（二五）山田支族（二八）仁宇谷一揆（二九）給人沿革（三七）維新以前の町村行政（上）（三八）維新以前の警察治安（五七）傳馬（五八）諸法度勵行（六一）

第三編

棟附帳形内容（六五）印鑑控帳（八三）身居一束（八六）穢多非人取扱（一〇三）郷鉄炮（一〇五）課役（一一〇）舊家と成立文書（一一七）

第四編

田畠制度（上）（一二三）森林制度（上）（一四五）櫻山事件（上）（一六一）論山と放牛（一六七）百合金山（一六七）

第五編

神社(上)(一七一)神主(上)(一七)山伏(上)(一八一)寺院菴堂(上)(一九一)宗門改と其事蹟(一〇〇)虫送と其變遷(一〇二)昔の盆踊(一〇四)お下り踊(一〇四)醫師(上)(一〇六)寺子屋(一〇九)漢詩家(一一〇)歌人俳人(上)(一一一)劍道と花屋(一一三)婚禮取究(一一四)人形座(一一六)操芝居取締(一一七)

第六編

昔の本町(一一九)和食土佐両町直仕人(一二〇)町井と井替願(一二一)建家普請の手續(一二一)酒屋と酒株(一二三)居質居(一二六)物價引下(一二七)仁宇谷產物(一二七)焰硝製造(一二九)天保前後の大飢饉(一三九)大きな地震(一三一)嘉永以降寅の水(一三三)年中行事(一四一)傳說(一四五)

第七編

所屬沿革(一四九)藩債募集の始末(一五〇)舊藩主家債仕解(一五一)維新以降知藩事時代(一五二)町村役場(一六四)吏員(一六五)議員其他(一六七)戸籍創始と其後の模樣(一七一)名替の命令と實行(一七五)士族(一七五)穢多非人取扱(下)(一七七)德島藩以降大小區時代(一八〇)郡區改正以降時代(一八二)驛敷分署(一八二)同警察署(一八四)富岡區裁判所出張所(一八四)

第八編

田畠制度(下)(一八五)殖林(一九七)字地(一九八)定井料(一九九)耕地整理(二〇二)町農會(二〇七)櫻山事件(下)(二〇八)百合草山論所(二一一)百合鑛山(下)(二一二)稅地貢租(二一二)辰の水(二一七)

第九編

學校沿革(二一九)歌人俳人(下)(二二八)冠句(二三五)淨瑠璃と三味線(二三五)煙火(二三六)醫師(下)(二三六)宗門改と其蹟(下)(二四〇)神社(下)(二四二)神主(下)(二四八)寺院菴堂(下)(二五一)教會(二五六)公益事業(二五七)軍人會(二五七)青年團(二五八)處女會(二五九)保護會(二五九)銀行會社(二六〇)信用組合(二六一)酒屋と公達(二六二)石灰製造其他(二六五)上茶製造と物產取締(二六六)旌表譽譜(二六八)

第十編

郵便(二七三)疆域地勢(二七五)道路交通(二七六)山川、溝橋、渡津、冷泉、池堤(二七八)國勢調查(二八七)証券印紙と度量衡賣捌(二九二)皇室の慶弔と町民(二九四)

附錄

那賀郡鷲敷町史

第一編　慶長以前

上古の資料一般に非常に尠ないものであります殊に記錄などない時代の事になつては猶更である依つて平安朝時代とか足利時代と云ふ時代區分を設けても時に欠史時代とて其時代の事蹟が傳はらない折りもあります斯ゝる場合は遺蹟學等の力をからなければならんのである現住民の最も古い家でも正確に四五百年も傳續したものがない去りとて其以前には當町内には住民はなかつたかと云へば決して左樣でない存外山分でも早く開けたものである先住神々樣に就いても天神地祇といふ天神は天孫系の神樣で地祇はそれ以前より居つた神系である此地祇を先住民族系とする先住民族は種々の民族がある例へば當町で名高い且つ信仰の厚い蛭兒神社の蛭兒の神は出雲族なれば矢張り先住民族に屬するが社記の示す如く蛭兒の神樣が本當に本町に御越し遊ばされたとは能くないと思ふ之れは他方面より論ずべき問題で兎も角も日本の地には澤山異民族が居つたが之れが融合同化して今で其區分が付かないのである我日本民族の同化力の強いことは實に驚くべき程であるが此事は茲には申しません多くの事蹟の中には近くても應永十七年八月廿九日付の阿波國徵古雜抄所載の阿井村加藤清太郎氏所藏の那賀山庄蓮臺寺々領文書中にある西方寺も何人も知らないそうである之れは信仰上の衰頽等から廢絶なつたものと考へるが又或時には彼の續日本紀の桓武天皇の延暦四年に藤原種繼が長岡宮を造營しました其の時の事蹟は當初に反對の大伴家持等一派のものが種繼を暗殺したことがある其事蹟は當初の續日本紀に詳しく書いてあつたが其の事件に關聯して皇太子早良親王が大變御氣の毒の目にお遭ひになりました此親王樣の廢嘗の事件に關係した國史の記事は多く抹殺してしまつた斯く權勢家の專横の下に斯ういふ事が幾らもあつたに相違ないと思ひますさういふ風でもとゝ〳〵政府中心等に編纂されたものが更に權勢家の手によつて自家の都合の好い事が多く傳はり其反對者の側の事は自

然に省略され湮滅に歸する事が多からうと云ふのは是れ已むを得ない開闢以來の事蹟が記紀の神代卷に於て傳はつて居ると申したところで其の詳しく分つて居るのは天孫種族方面の事ばかりであつて其の以外の事はあまりよくは判らんがけれども日本紀古事記を御覽になつても判ります通り天孫が高天原から此大八州國に天降られた時には此の國土は決して無人の土地であつたことは一寸前に云つた通りである是等の民草が統一もなく生活して居つた所天孫は御降りになつて之を懷柔し之を服從せしめ其の服從を肯せぬ者は餘儀なく之を誅伐されました其の從つた豪族等は無論本領を安堵されました事と存じます又此の外に歸化の諸蕃も多い事でありました斯ういふことでありますから日本の國家の成立なり國民の本來なりを研究するにはどうしても此の時に服從した方面の事も研究して見なければ迚ても古代の眞相は判りまん記紀は是等先住民族が天孫種族に服從し若しくは同化した後ちの思想で書いてありますから是れに依つて是等の異民族接觸當時の事情は判かるものではありません古代の政治上の出來事でも其原因は民族の相違にある事が多かつたが其等は記紀では判らん是等は書物以外で一寸前出の遺物遺蹟の調査と又一方では世界の他の民族の過去現在を研究して見て比較對照して推理上から事實を抽象して知ることである彼の野蠻未開の狀態に居る民族が他の文明民族と接觸して種々の變化を受けてゐる場合と同樣に日本の過去にも矢張りそれと同樣の事があつたと思ふ今日台灣に就ても蕃人は支那から來た文明種族の爲めに壓迫せられ一部分は絶滅したが其他の一部分は山へ逃込んで生蕃となつて居る日本の言葉で云へば山男山姥等などで所謂山人（ヤマビト）である而して古傳說を解するには其他にも却々用意が要ります本町中山の舟本の大人の足跡や仁宇谷の山父も此筆法で解してよからうと思ふ此大人は一足に延野村まで一またぎである斯くの如き傳說があるかと思ふと中山村の中山川の西山上千棒ヶ瀧に夜間山女郎が首切馬に乘りて轡の聲高く乘り廻すとの傳說もある斯くの如き荒々しいこともあるかと思ふ文化八年名負檢地帳中に『才の丸』の地稱が見える『才』は妻とも幸とも塞ともかいて道祖神に關係する之れが更に進めばサイ……サクラとなりて本郡宮濱村櫻谷の地稱も起つてくる道祖神は行裝の神として知られて居る之れは元々塞の神は邪神防ぎの神で臺灣の隘勇線の義に相當するそれで『才の丸』の地形も『丸』といふから割に小高く見通しのつく所であらうと思ふが百合の字地船津は船戸と普通に云ふべきもので

矢張才神のことである。

之れが例令本町でなくとも隣村の桑野地方にはそれが何種族で何所から來たかと云ふことを姑く措くとしても斯かる文化を持つた種族の遺物の銅鐸といふものが發見されて居る此銅鐸發見は何時の時代からあつたか判らんが天智天皇の七年に近江國から發見せられそれから後續々各地から發見されて居る昔の人が銅鐸を見て其何物たるかを知らず天竺の阿育王の寶塔の鐸であるといつて居る銅鐸は他の古代遺物と違つて殆んど他の物と伴つた出た例がない其發見狀態は故意に隱した狀態にあるらしい而してそれが日本人とは全く關係のないもの千三百年前の日本人も之れに對して全く無意識であつたもので恐らく天孫種族よりも以前のもの天孫種族が繁延する以前に斯ういふ銅器を持つて居つた民族が住んで居つたといふことに解しなければならん一寸話は前後したが銅器は金屬である金屬使用より古いものに石器を使用した時代がある之れは一般に石器時代と稱する其民族を石器使用民族といふ本町では未だ發見が出來ないが隣村加茂谷水井の洞窟に石棒が先年發見せられた僅少の蛤貝もあつた太龍寺山北側に貝塚の地稱もある其証左は上らんのであてた塵捨場の意である。

又延野や桑野の町村には古墳とて奈良朝以前の墓がある中間たる本町に今の所古墳は見當らぬとても當時の人の足跡はないとは云へぬ而して古墳を造る人は餘程身柄のよき人立なれば本町に古墳のないとて當時住民がないといへぬ古墳を築く程の人がないと云へばよいのである

兎に角此地方も古くから住民があつた大体平地地帶より山岳地帶の文化の移植の遲いは當り前で大化改新の時里鄉の設置でも一里五十戶が其基本なれば面積の廣狹によつたものでないはほゞ明なれは其里鄉が面積廣い丈けそれ丈け人口の少ないは其等である我地方も當時は山代鄉に屬した其面積は加茂谷村邊より澤谷村迄が一鄉として取扱はれで居るで判る平地地帶より半は好奇心に驅られ鹿豬等を追ひつゝ到着するや四面密林に覆はれたる土地にてはあれど住めば都の譬へに然かも山中と雖多少の平坦なる土地はあり水流はあり鳥獸は居り彼等が生活樣式たる狩獵生活の條件備はり居住に不可能ならすとせは彼等はやがて此處を住所として故鄉ともなし永住するに到

るがやうな事もありますが何と云ふても山岳地帶は耕地が狹少である人口が增加すれは遂に田屋生活を營むやうになる喜田博士の調査に依れは東北地方では隱居家及ひ別莊をも田屋といふさうである何樣にも昔は農作以外に勞働需要は頓となかつたと云ふこともありますが其主原因は社會勢力の統一に反對する傾向は田舍の隅々まで充滿して居る平地といふものは常に爭奪の土俵場である之れ等の競爭にたへない者は世を避けて山に入るといふことは是亦寧ろ平凡の人立に取つては必要の多いことでありました彼方は山林の自由を得んが爲めに他方に於ては頗る忍ひ難いものを忍ひました深山嵐の寒い烈しいのは樽火と皮衣の豐富を以て支へた次第に谿が狹くなれは多くの家數が相應接することも出來ず垣內の土地丈けでは米はおろか雜穀と雖も十分なる收獲することも出來ぬそれても尙依然として隣が戀しいので彼谷此人と散り〳〵に一軒家を作るとゝもせずに作物の立つて居る半季の間は夫婦位が一里二里と聚落を離れ所謂田屋生活する風が起つた

今も此風習は行はれて居るが田屋なる風習は何人を好んでする生活の性質でない万止むを得ぬ次第である此類の村では盆や祭等は殊に樂みが深いが其餘の夏秋四五ヶ月は老いたるゝ親の顏も見ず限りある一家族の者が二つ分れて住むのである普通の隱居分家抔よりは事情が一層寂莫である當時の聚落の情態として一面より見れは人情に遠い習慣ではあるが万一にも田屋生活を廢せは多くの人は山村を退轉せなければならん本町大字に類似の名稱の百合と百合谷かある那賀川を夾んて居る而して百合谷は常識的に考へは地形よりせは延野なと隷屬すべきものである之れが名稱の上よりせば百合が本據で百合谷が其支落の性質あるは何人も異議はあるまい而して百合谷の入口は延野村であるは全々飛入地で美しい盆地てある各戶有福のやうである其中最も舊家といふ內を調査しても二百年は出ぬ然るに社の棟札や小五輪塔のあるを見ても三百年四百年のものがあるが現人家とは何等の緣がない昔よりの百合と此谷との結婚等の關係がないやうである之れは百合本據の住民がかゝる良好の地に田屋生活をなし夏秋の耕作期に來りて居つたものである之れが何蚊の事情にて退去したものとも云へるが又今では前々の事柄を忘却したのかも判らん後出の公事錢文書に據れは百合が見えぬが後出の蓮臺寺文書には百合があるが公事錢がない之れ等の間に此地名の成立の起原を自ら語るに似て居る百合谷村吉本利一氏の過去帳に妙壽禪定尼、慶長七年

七月二日とか道明禪定門が今の所現民家と關係が稍明瞭なるものであらうか

大字和食村字南川の古田(藏谷口)の荒井氏の居る所は作中出張で耕事濟めは歸るば此邊で田屋の樣式のものであらうと思ふ斯くの如きを一般にはコナシヤと呼ふのである

名稱で農業本位の本邦人は米作に最も大切なる水の旱天の時天に向つて雨乞の祈禱をしたものである此山續きに天狗谷山といふがある天狗は怪神である佛敎字典に天は光明の義自在の義で佛果を表す狗は痴闇の義で生界を示した則生佛不二の名である天は天曼荼羅是れ金剛界狗は地曼荼羅即ち胎藏界である俗に傳ふる所愛宕神の神使に太郎坊次郎坊があり金刀比羅神社の神使に大天狗、小天狗あり大天狗は顏赤くして鼻高く小天狗は色青くして鳥の嘴して居る又俗に鳥天狗といふ惡魔なれ共神に使はれて神通力を行ふ者と妄信せられた日本書紀には天狗をアマツキツネと訓んだ星の和名である愚管抄には一つの生物として見て居る之れを以つて見ても本邦固有の思想ではないが天狗の腰掛松まで來ると大の日本化である元々吾人の祖先の考へは何物にも神靈あることを信じた水には水の神、山には山の神がある木には木靈(コダマ)がある年中行事中に正月四日の百合谷の山ホメは山神等の祭事である更に進んでは其或一區域の森林伐採の時山神等は其御所在が知れぬから或一木殊に不用木に靈遷をする之れが大樹にあり天狗の腰掛松なるものが出來る信仰といふものは妙な所へ走るものであるかしか谷の天狗松は即是れである彼の中山のコーゴー岩は神靈が木に籠れは神ノ木で石に籠れは石神である石神の一種に神籠石と書いてカウゴイシ(後世石を岩といふ所もある)で之れが神籠石の其訓方丈け傳はり訓讀の方より石神信仰が緣結の信仰と化し交合石の文字を當るやうになる緣結ひより進んて安產の神として信仰せらるゝ以上の條件を具備するものが麻植郡山瀨村に在つて神功石神社とある神功は神功皇后と考へ殊に八幡樣御誕生の賀事にも思ひが走り此社名が起つたものと思ふ近隣新野町川又の奧の乳藥師は上記の下半分が神秘化されたものである

次は中山村下分國近谷の古椀の窟である普通には椀貸穴(又は岩屋)といふ此椀貸しの話の十中八九まで前日に賴んで置いて翌朝出してあつたと云ふ卽ち先方が多くは夜中の行動をしたと云ふ點である而して後に返却する時に貸しものゝ〻其うちの幾つきかゞ不足した卽ちなくなつた爲に其後ち決して貸さぬと云ふのである夫れよりも尙一

段肝要なのは僅な例外を以て貸した品が常に膳椀其他の木製品であつたことである木地の塗物の最も土中水中に藏置するに適しない品のみが常に貸されたことは何にか特別の仔細がなくてにならぬ伊勢國龜山の椀久塚は一種の椀貸塚である大阪の椀久は椀盆の製造家である朽れも長者であつた此話を解釋するには最初に先づ塗物師が器を乾かす爲に土室を要としたことを考へねばならぬ次には木地師の本國が近江國愛知郡椋村であつた事に注意する必要がある龜山在より山坂を越えて行くといへは行先は近江南部の山村である而して東山椋村の中君ヶ畑と蛭子谷との二大字は數百年以前より今日まで引續いての木地屋村で其住民は中世材料の欠乏して後爭ふて鄉里を出て二十年三十年の間諸國の山中を巡歴して到る所に於て轆轤の仕事をしたことは人の略知る所である諸國の木地屋は其故に今にても大多數小椋或は大倉の苗字を有して居る木地屋系は別嬪が多い此女を嫁女ない村民よりは識見も高かつた木地屋の作り出した杓子や御器は如何なる農民にも必要であつたり而も杓子の如きは山で山神、里でオシラ神などの信仰と離るべからざるものであつた新に村の山奥（八合目より上は伐採は自由）に入り而も里の人と日用品の交易をする目的のあつた彼等は相當の尊敬と親密とを先住民から求める爲めに多少の智惠を費すべき必要があつた彼等は少しも技巧を用ひずには侵入し得なかつたのは疑がはないことで更に想像を逞しくすると彼等は往々岩穴や土室の奥から鮮かな色をした椀などを取出して愚民に示し福德自在などゝ講釋して彼等に贈り恩を施したことがないとはれぬ常民の食器に白い陶器を使ふのは無論新しい變遷である其以前は木器であらうと信ずる少なくも朱椀などは手に屆かぬ上流の用であらう木地屋系は別嬪が多い此女を嫁女に貰ふを世人はきらふは木地屋の先祖は人皇第五十五代文德天皇の第一皇子惟喬親王の遺民と稱して居るから却々威が高い依て夫君は妻君に威に負けて出世が出來ぬと云ふのである我那賀奥が美人系なるは慥に木地屋の血が流れて居ると思ふ木地屋は山岳地帶の文化の促進には一勢力であつたが傳統的の山岳生活は遂に平地の文化と全く沒交渉となつた一面には材料の關係で日本國中諸役御免の御綸旨をかざして住居を先から先へと轉じた後ちに山窩的視せられるやうになつた此の古椀の窟邊に櫛小屋の地稱があるが多分木地小屋の轉訛でありませう仁宇の七人塚は今の所木地屋の墓でないかと考へて居る明治維新前後迄相生村竹ヶ谷猪の奥谷に木地挽居つて其出生が不明であるといふので棟附帳にも附いて居らねば明治八年乙亥戸籍の改正迄は無籍であつたが當時無籍者は懲役に遣るといふ規則になつた後不便に思ひ同地の山本三五郎が自分の父百藏の子として次の如く入籍させた

四拾貳番屋敷住居

父百藏亡	山	本	三	五 郎
			天保己年十月十六日乙亥年四十三	
同人三男	弟		九	平
			天保八酉年二月三日生年三十九	

以下は略して九年は其後西納村四拾四番地杉本源四郎方へ夫婦養子となつて行き明治八年西納村戸籍の内同家の處に次の如く入籍した

四拾四番屋敷居住

農				
父富助亡	杉	本	源	五 郎
			天保七年申十月二日生乙亥年四拾	
子			九	平
			天保八年酉年三月五日生年三拾九	

邪賀郡竹ヶ谷村四拾貳番地（中略）山本三五郎弟
明治十四年十月廿五日入籍（以上朱書）

同郡竹ヶ谷村四拾貳番地山本三五郎弟
九平妻同時入籍明治十四年十二月廿五日入籍（同上）

妻				ネ
			天保八年酉年三月五日生年三拾九	

斯くて九平は明治十五年十月五日源五郎は其翌年九月廿四日に孰れも死亡したので源五郎の死亡した九月三十日同村藤本新太郎の伯父峯藏を相續養子にして明治十五年四月廿八日ッ子も亦宮濱村の生家へ復歸した後峯藏死亡した其長男宇平は明治三十一年七月十五日本町大字仁宇村三拾番屋敷の二へ全戸轉籍し來りて今に暮らして居る百合村の字地稱に庄田といふがある庄は莊園で莊園は田莊、園地の義に起る莊は田舍の意で其の初め荒蕪閑空の田野を皇族及び廷臣などに賜はつたものを各開墾して外に田地を有するに至れば其の地に居を置いて收穫等の用

に供せなければならん是莊園の起原である而して莊の字に園の字を附せるはもと桑漆等栽培の爲めに給せられた
る園地と子孫に傳ふることは令條の許す所なるが故に口を此に仮りて犯責を逃れたるならんか田莊のことは上古
に屢々見え大化改新の時是等私有の地は悉く公收せられたれども幾もなく復之を置くを許されしこと續日本紀持
統天皇の條に「幸飛鳥皇女田莊即日還宮」と見えたるにても知れる殊に和銅四年の頃には親王以下豪族の山野を占
有して農業を妨ける者多いから朝廷之を禁じて空地開墾を許し給ひし事があつた斯くて天下の人口增加しても耕
地尙狹きを以て國郡司の開墾を戒め人民新に溝地を造りて開墾を營む者には之を三世に傳へ荒廢した舊溝池を逐
いて修築した者には之を一世に傳へしめて農桑を勸課し給ふたされど返還の期に至れば人民耕作を怠り土地再び
荒蕪に歸するが故に天平十五年詔して三世と一身とを論せず一般に各自の私財となさしめ給ふた是より人々競ふ
て開墾をなし殊に權門勢家は恣に公民をも驅使して之を勤めしめたから私有の墾田益々增加した墾田は固より輸
租地なれども莊園は國司不入の地で租稅を輸せないを以て何時しか之を社寺に寄附し或は權門勢家に轉賣讓與な
どして莊園の名に改めた是が莊園增加した所以である此地方も御多分に漏れず莊園はあつた既生の庄田は庄の役
人の俸給田位の名殘りであらう後生の那賀庄內大由鄉杣文書は元應二年に出たものである元應は鎌倉末後醍醐天
皇の御宇である之れを吉野期の後小松天皇の康應二年に書き寫して居る康應二年は其二月九日に改元なつた康應
二年二月九日より明德であるから大体寫した時も判る後龜山天皇の元中六年である今其文を出すが大由は現今の
宮濱村以西の地である本町以西の那賀山分を那賀庄といつて居つたことが判る又現今も云ふ如く本町以西の那賀
山を仁宇鄉と總稱したことは昔よりで後出の仁宇鄉御公事錢文書で判る次の文書は京都鴨神社の要材の河尻狀で
ある

那賀庄內大由鄉杣文書

鴨御祖太神宮造替遷宮

合

正殿壹宇分

要木漆伯玖伍物

合

都合　要木千三十捌物
代錢三百五十二貫七百文

右御材木者、於阿波國那賀庄內大由鄉杣除荒丁猿食筏目任願文宛之旨可彼付進阿尻之狀如件

元應二年庚申八月日　　爲孝判
爲久判
氏繼判

要木二百三十六枚

ころにはの豐年なり

庚應二年二月書うつす

（石一紙下鴨社家所載）

又那賀山とも稱して居つたことは本町中山の八幡宮に一枚古い棟札ある十分文字は讀み難い其他に丈一尺四寸六分上幅三寸二分一厘下幅三寸〇五厘厚さ三分に

（表）聖主〇〇〇〇頻伽〇〇施三木內匠頭安道奉〇〇中山八幡宮壹宇〇〇〇家內繁昌祈哀〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

天長地久〇〇〇〇〇〇〇

（裏）昔文和五壬辰歲〇〇〇十三日〇〇〇〇〇昌水火不〇〇〇〇〇天下泰平〇〇豐鏡那賀山久住〇〇

他に丈一尺七寸上幅二寸六分五厘下幅二寸五分五厘厚四分五厘の棟札に

（表）△△昔應永巳丑十六天廬社舍心嶽常住院奉正〇八幡宮寶威光自在氏子繁昌〇〇〇

（裏）金輪聖皇王体安穩天長地久社內安全　施主那賀山
九月吉辰日　　森內近太郎安全

天下泰國〇豐饒社頭不朽如〇寶〇

とある文和五壬辰歳〇〇〇十三日で文和五年二月廿八日に延文と改元せられた〇〇〇〇上二つは一月が二月で其下の〇一つは二に相違ないと思ふ之れに中山八幡宮とある後の棟札には應永十六年で施主那賀山森内近太郎云々とある中山と那賀山とは單に文字を書きかへたと云へば云へるが那賀山の方は那賀郡などの那賀と同一意義に當るけれども中山の方は多少他の意味が加はつて居るかと思ふは源平盛衰記に板野郡大坂越への通路に中山の地稱が見え又現に古代の要路と見られし同郡大津村より瀨戸村へ山路に中山がある大にしては東山道を中山道といふ現中山村の地形で那賀奥への要途に當り何人も自然の儘なりせは必ず通過すべき所である故に中山と呼ぶ方には自然に交通上の要途といふ意義を含むと思ふ以上の有樣に那賀郡奥を那賀山庄とも云つた事は後出の經卷や次の文書で判るこれが京都嵯峨天龍寺の所得として其本公税役丈けを持つて居つたことが判る此文書丈けでも應仁より延德年度繼續して居る

那賀山庄本役文書

阿波國那賀山庄本役事、天龍寺被官等背永和請文動依言難澁去應仁度如元被返付候處猶以及異議候間今度爲武家被經其沙汰、可爲一圓直務之由、下知之旨被聞食畢、彌領掌不可有相違者天氣知此仍執達如件

延德二年十二月三日　　左（宣秀）少辨判　表書名字

謹上　阿波守殿（富仲也）

（右一紙柳原家所藏宜秀御教書案一冊所收載コノ宜秀郷御教書案の元本、久志本常幸カ所藏スルヲ目擊ヲシテ延德の御教書條及富仲除服出仕案復任案ヲモナホ下條ニ收載ス）

既出の如く那賀庄中に大由郷がある如く那賀山の下分に延野郷があつた本町は當時延野郷内であつた事や八幡原藥師庵本尊の臺座の銘文で一事變のあつた事も判る

干昔文安六己巳奉再彩色二月時口別當朝秀願主藤原俊忠

滿寶寺　筆者　悅山老梵實敬日干時者德治貳年六月中旬大洪水彼伽藍本尊兩共流給其後難遙星霜經造營之輩無之於然性辨之諸大檀那門戸勸紙卷半錢之財緣當伽藍遠立同本尊奉造進因茲於大佛者以〇二條京極觀地法橋造畢之〇但於佛座光卽性辨奉新造云々仞彼伽藍於末代大破之時有心輩人爲可加修理給任遇意記之

元應元己末年九月十七日金剛佛子阿闍梨性辨

此銘文に依れば鎌倉時代後二條天皇の德治二年に

大洪水あつて滿寶寺の伽藍は消失し其後十三ヶ年間其儘に打ち棄てあつたが僧性辨は殘れる本尊丈けを修理し猶不足台座光背は性辨が新造せしとあるも其台座光背の形式等の上に於て本尊製作時代と一致するは思ふに新造とは大修理のことならんか蓮臺下の箱型臺の文樣は宋式の所あつて鎌倉末位の作品たるを物語る此本尊も銘文に依れは文安六年再彩色とあるが近衛天皇の久安六年ならんと思ふ何となれば麻植郡四國靈場藤井寺の國寶釋迦像（世に藥師といふ）の胎内銘久安四年を先年丈六寺に於て修理せぬ以前は文安四年と讀みつゝありしにて知るべく久安六年より百六十五年の後に破損の爲に性辨か大修繕せし事と思ふ德治の大洪水は和食地方は大荒にて此銘文以外に文献に徵すべきものがない此大洪水は和食方面のみにあらずして那賀川流域は云ふまでもなく吉野川流域も同段と考へられる此大洪水の爲に滿寶寺は廢絶し其本尊が後に滿願寺に移されしものならんか阿波國の古本に廢滿願寺とあるは卽ち是である同郡延野村鮎川八幡松尾兩社什物大般若經奥書に依れば其の三百五十五卷に

奉施入阿州那賀山延野郷和食大明神干時永德第三癸亥七月念七日藤原實俊戒名契俊

とある永德は月後小松天皇の第一年で宮方の後龜山弘和三年である

此の經卷に此の藤原實俊一族のものが書いたやうだ而して此時代延野郷に所屬せしことを示す素より確證は得難かつたも藤原實俊の一族に同經卷を書した事ありと思はるゝは一卷三十五卷に藤原宜俊戒名宗本あり二百四十卷に藤原家俊二百四十四卷に藤原元俊四百十七卷に藤原俊高四百八十一卷に藤原宣氏となり五百九十三卷に

至德四年五月日書寫靜印日本國阿波國延野郷爲大明神八幡宮法樂也右趣者藤原俊忠現世安穩後生善所也

とあり上出の文安六年筆者悅山云々は何處かに記載しあしものを何人か後世に寫し取りしものと思ふか未だ實見せず此再彩色せし願主藤原俊忠は此經卷五百九十三卷を書寫せし人と同人ならん何んとなれは麻植郡藤井寺の國

寶胎內錄を久安四年を文安四年と誤讀せし例もあれど此藥師庵の本尊は既述の如く藤原初期のものとは久安頃に再彩色とは少々早すぎる感あり此銘文と經卷五百九十三卷と考合せば後光嚴天皇文和年間かと思ふが文和は四年にて延元と改元した此頃まで滿寶寺があつた事が判明する此二個の酩文は種々の事を云ひ表したに一枚の古き棟札あるも文字古文書以外に地名に依つて莊園役人の俸給田のことも判つたが天保十一年の中山村檢地帳に庄司谷といふがある多分庄司の屋敷地であらうか中山の地稱に下司名といふがある（同村の西の方で東西一町四十間南北二町二十間の地）下司は下役人の職名で此地が下司の矢張俸給地であつたらうと思ふ又其所に其人の邸宅もあつたかも判らん地稱など云ふものは種々の事を傳へるが餘りに之れに信用を置き過るは阿波志に

小鍛冶宗匠宅址　在丹生中山小鍛冶谷嘉保中從長範來寓

とある本町中山の地稱に鍛冶屋前。小鍛冶屋がある文化八年の名負檢地帳に小かし谷、大かじ谷がある鍛冶が水質の良好な所を選ぶは有勝のことで多分龍王鍛冶の居所であつたことが「小かし」など云ふより三條小鍛冶となり大龍寺信仰の盛んになつた時に之れが長範に結びつけられたものであらうが兎に角段々地稱に殘る位であれば良工の居つた事丈けは判る而して相當發展して置つた事丈は想像されます今一つは細川眞元の殘した茨ケ岡である單に古書のみにて調査すれば仁宇の文字が重きをなし現在の小仁宇が仁宇の方面に茨ケ岡を求める事になるのである然るに實査せばイバラ岡が二分されて井ノ原となり他は城塞に岡城とある故に茨ケ岡といふ時代は岡城邊と井ノ原の地稱が二分立せない折りである以上のかゝりで地稱の沿革の不明なものが多いが中には其地稱が直ちに如何なる性質であるかといふ事の判るもある中山村の的場は普通は武藝に關係する射的場といふも經濟問題より出た甲乙兩地等の耕作の豊凶の占ひの的場で所謂弓祈禱即ち百手の其以前の行事所で弓祈禱となれば其內容が惡病除と變つた稗畑は元は稗作が出來ぬ所であつた關ケ原は既述の交通の要途といふから或時代の關屋の在つた所であらう苗字谷は何苗字といふことは今は判らんが此谷が何人かの名負であると思ふ姥ケ谷は既述の大人や山女郎と共に先住民族の名殘りとするやうなるも之れは間違ひで此の所に姥神の信仰の行はれたことが判る姥神は淫

祠である犬谷は山犬即ち狼の住んだといつだ位かと思ふ和食村の八幡原は八幡神社に基因するは明かである其の面積が東西拾町南北拾町而も村の中央に位して居る此方拾町を其境內としたものであらう之れで八幡信仰の盛時に勸請したものと思ふ既出の鮎川の八幡松尾兩社の什物の經卷三百五十五卷の和食大明神は此八幡神社でないは明で八幡ならば大菩薩でなければならん現今の町名「鷲敷」が鄕社蛭子さんが鷲に乘じて來たとの古傳說をなした蛭子神社は當時は和食大明神と呼んだものでないかと考へる蛭子神社の祭禮の渡御の情態などが何んとなく壯嚴なる所より見れば八幡宮相當の傳歷を有するからは早く信仰の衰へて蛭子社に代つたものでないかと考へる百合谷村が大坪の一字地丈けかないは地面が狹いといふよりは一盆地として取扱はれた爲めと思ふ所謂大坪である阿井村の大町は此邊に後迯の大寺院あつた爲めに門前町の名殘と思ふ森地免は社地の免租地であつた爲めであらうが湯谷ノ坂の湯谷は用水の水源地の義と思ふ口碑に此所溫泉があつたが猿を食ふた穢多が此水で煮たから溫泉は伊豫の道後へかはつたとは能くないと思ふ仁宇村の學原は之れが小字地稱なるが故に世に知られないが一大字名なれば富岡町の學原の如く王朝時代國學の趾など云ふが富岡の學原も古くは覺原とある本町のも覺原とかいたは檢地帳で判る麻植郡學村も覺村とあつたと思ふ之れは他日の考究としたいと思ふ以下は只今の字地稱にないは既迯の庄田と同樣で早く消失した地稱である百合村の神田は古い時代の神社の御供田で後の森地免的のもので後世の大なれば神領小あれば御供田と稱すべきものである又此地に忌串田といふがある忌串は齋串とも五十串ともかく上古民族政治の時に春の種蒔から秋の取り入れまで年々其田主を定めて班援した別に其田の坪に永久の所有主がない依て毎年の春に其水口祭をなし忌串を立てゝ其一年の田主を定めを儀式の名殘りである又坊の谷は寺院のあつた証據になる城ケ谷は古城塞のあつた地点を表しますが之れに關係ある地稱と思はるゝはトカリ矢である次に出したいは和食村蛭子社所藏の左の文書である

（細　判）

仁宇鄕御公事錢之事

合

眞延　光清
光念　吉宗
迫延　四百五十文　安元　九百五十文
一名分錢　貳貫參百文

中分

逆委五百文　松本百文
はいきう六百文　ひま七百文
小濱　壹貫參（百脫か）　臼え谷參百文
奥七十文分
こう谷四百文　ゆつりは五百文
小泉參百文　岸峯參百文
北浦參百文　さう谷九百文
ふしの木六百文　さんた百文
名子五百文　舞子參百文

河成五百文　たう畠貳百文
奥名分
大畠四百文　あすのへ五百文
毎年定蓉料八百五十文在之
干時文明八年丙申六月十五日

寺内四百五十文　高野四百五十文
但（廿ヶ年程以來作名候歟）
たわ九百文　横谷六百文
（今板本宮ニ有ふしの木）
せう百五十文　山ませ百文
（一本ニ「山ませ百文」此所ニナシ）
但（廿ヶ年以來作名歟）

北浦百文「蓉一本」

俊光（花押）

公事錢（クジ）とは貞丈雜記に依れば室町幕府以後公方用事の書狀を公事文といふ源頼朝府を開くや朝廷の臣文學明法に錬達する者を以て補したものに公事奉行人といふ之れ等を以てせば公務に要する入費を課したものと思ふ此文書で仁宇谷も口、中、奥の三つに分れて居つたことが判る庄とか鄉とかと云つて居たものを豊臣秀吉が統一して現時のやうになつたのである

如何に日本は神國とは云ひながら神の信仰の盛衰はまぬがれぬことである八幡原の八幡の信仰が和食の蛭子さんの方へ傾いたも其例である第二編の神社につき殊に棟札等を見れば判ります佛教にありては元が傳來の宗教なれば信仰のメートルの昇降は直ちに其寺院の盛衰に影響します滿寶寺が廢絶して其本尊は今は八幡原の藥師庵の本尊として

藥師庵の本尊阿彌陀立像は藤原初期の作品にして蓮臺光背も當代のものであり當代は弘仁時代の繼續にして前代と大差もなかつたが淨土教隆盛に伴ひ阿彌陀佛盛んに彫刻せられ其表現も亦異れり優美華麗を理想とし耽美的又は藝術的であり同時に貴族的藝術である此藥師庵の本尊は上述の時代に生れしものにして臺座面の蓮辨の柔らかさと光背蓮辨の蓮辨の三角形をなせるなどよき感じを與へらる誠におしきことは德川末の塗りかへ其價値を半減した臺座下の箱型の臺の內面の左の銘文は既出した

中山持福寺本尊藥師如來は丈け二尺二寸五分藤原末期の作品で却々優物である次は小杉博士の阿波國徵古雜抄に收つた阿井村加藤清太郎氏所藏の那賀山庄蓮台寺々領文書に

那賀山庄蓮台寺之寺領事

合惣堺之分

仁宇津者臼石ヲ堺、百合者ヲ堺、高ハ三本楠木ヲ堺、長谷川ハ瓶破リ石ヲ堺、西ハ西方寺之少石ヲ堺北ハマエテウナ光ツキヨカヨカ寄合畠ヲ堺、仁宇ノ原ハ明神之森堺都合寺領內不可有違亂者也仍執達如件

應永漆季八月廿九日　沙彌在判

此文書にて地方人について調査するに臼石は今のキウセ石。冷石はハイノセカハラスバリ。楠木は阿井森長谷川は

ハセ川。西方寺は其所を堂床といふが見えて家名に堂床といふのがあるマエテウナ云々は一寸判らん明神森は仁宇森ならんとの事であつた之れでおぼろけ乍ら蓮台寺の境内は判る山分としては大寺であつたことである阿井村の字地大町は之れ等の門前町に擬せられるが西方寺は今は何にも傳はないが多分淨土敎であらうかと思ふ藩制時代の寺院の蓮台寺の所に其開山は釋乘雲俗姓藤原良光などは之れが開山であると中興であるとを問はす鮎川の彼の經卷の跋文に段々藤原氏が見えるから藤原氏を以て稱する一派が發展して居つたは明かなれば其氏寺位設けたかも判らん七堂伽藍の事は他地方に見えるが單に比較的大寺と解せばよいのである

小仁宇の光盛菴は往時は相應の寺院であつたが僅に棟札で判る

上幅三寸三分　下幅三寸　丈二　五寸(曲尺)

(表)

、、□上棟再興光盛寺堂一宇　爲現世□□　大旦那　藤原俊　□重か

享祿〻〻歲十一月十五日

後生善□　大工　藤原廣光　□

(裏)

一印日善一印賢諸佛皆威德

衆□□□□以誠一□願我成□□

享祿の再興なれば蓮台寺等と對立して居つた時代があつたことが判る〻〻は四年である

次に墓碑の一種の板碑分布表を擧げる

位置	拓刻信仰佛	石質	頂線	長	幅	厚	摘要
中山國造神社々地	阿彌陀三尊種子	綠泥片岩	二	二尺三寸	六寸三分	八分	完全
同上	同	同	二	三尺七寸	五寸七分	九分	同
百合勘田家邱丘	同	同	二	二尺六寸	上二寸八分 下二寸五分	一寸二分	キリクの下蓮花あり癸戌十月の三字見ゑ下部少しく欠ぐ
阿井湯淺益太郎藏	同	同	不明	不明	六寸	七分	下部欠げて上部九寸を存す
百合西連太郎方舊塋內	不明 地藏種子と地	同	同	不明	五寸七分	八分	下部欠げて上部一尺二寸五分存拓刻磨滅
中山森氏方	□□安□後□□ □□故也明治四年……	同	二線輪廓	三、六五	(上)〇、九二 (下)〇、九五	〇、二二	

此板碑は鎌倉時代より行はれた墓碑の形式で足利末より廢絕なつたものである德川時代に入り辻等に在る割石の光明眞言などゝ刻した立石は此の變形と思ふ近頃になつて板碑なる名稱が出來たもので本町のものは仮令年号等なくとも板碑隆盛期の吉野朝頃のものが足利期に入りて餘り下つたものでないと思ふ孰れも阿彌陀種子の關係にて此地方も相當阿彌陀信仰の行はれた事を想像することが出來ます次は中山八幡宮の什器となつて居る鉦は元念佛講のものと思ふ明德の年号を用ひたるも面白いものである既述の經卷中終に今は個人持のやうなるも其元の施主を連記せるから此所へ書くが八幡原の岡川松太郎所藏の阿彌陀三尊來迎の圖は雲の粗朴なる所がよい足利期のものである其下部の文字をかけば

百合谷のカリヤの造り方は面白い若竹三本で三角錘の型に作り其上に笠を載せてある聽けば用濟後其儘川原等へ棄てると三好郡三繩村や勝浦郡今山村にあるものよりは簡單で海部郡川上村のそれよりは上等である以上を綜合して考へば其沿革が判ります

□□施主庄屋孫左衛門、權右衛門、六右衛門□□七右衛門、久作藤兵衛、與次兵衛、長兵衛、孫之丞、□之丞、取立田中甚之丞

右者爲二世安樂千時延寶貳歲甲□正月吉日

阿井村に國師の墓と稱するものあつて郡村誌阿井村の處に古墓として

國師の墓　本村西の方字湯谷にあり練石五輪の內三箇殘れり欠損して文字見えず元は一行賜夢窓正覺心普濟玄猶國師とありしといふ

と阿波の國に於て疎石即ち夢窓を開基と仰ぐ寺院段々ある夢窓には國師號が五つある曰く正覺國師曰く正寛心宗國師曰く玄猷師曰く佛統國師曰く大田國師曰く普濟國師とあれば夢窓を尊崇の餘り以上の國師を合せ用ひたものと考へる之れは夢窓に對する供養塔の類ならんが一寸疎石の傳を記せば

疎石は高僧で夢窓と號した伊勢人宇多天皇九世の裔孫である四歳にして母を失ひ出家して甲斐國平塩山の空阿法師に就く年十八祝髪して智曜といふ南都の戒壇院に抵り示觀律師を禮して滿分戒を受けた一夕支那疎山石頭の二刹に遊ぶと夢み名を疎石と改めた正中二年後醍醐天皇召して宮に延く嘉暦元年伊勢の善應寺を開いた元弘二年天皇國師の號を賜ふた貞和二年死んだ世齢七十六語錄五卷ある

阿波に於て城塞として大觀的に研究せなければならぬもので有名なるものは三好郡八ツ石城板野郡勝瑞城海部郡吉田城や當地の和食城などであらうと思ふ和食城はチヤレ時代のものであるは其地稱ワジキ之を証明するが其中心地は今の市街地であらう四圍の山岳と川とを以て其區域を示して居る素より天險主義の山城式なれば別に人工を加ふる必要がない而して其の出口は中山村等も城内として新野桑野の町村である而して本城とも見るべきものは富士型をなせる彼の妙見山ならんと思考する仁宇は小仁宇の東端にある字地稱域(シヤウ)と思ふ此城は其史績は不明なれども光盛寺址(今菴となる)より街道添ひに至るの高地には何んとなく普通と異なる趣がある而して光盛寺址の一ト谷を隔てゝ一支山脈の街道に近い所に一空濠を設けてある本城と見るべき所には今は耕地となつたが空濠を回して居つたと秋本氏はいつた爲に消失したこれより少し奥に進めば小谷を置いて稍や小高い山となる其項に一寸平坦部もある之れが多分引城の地點らしい土佐町の方へ寄つた高峯を後城(ウシロシロ)といふ光盛寺址の裏山方面に有する空濠と相待つて此方面の防禦に手を盡したことが判る上出の地字地稱の城(シヤウ)と那賀川をはさみて小森が山麓にあるを見張所などいふは全く此城に屬したものと考へる城後は仁宇津の邊の那賀川が自然の大濠としか見えん

以上は今までの文献に載せられてないものである以下は文献に表はれたるものを出して後ちに評論に移りたいと思ふ阿波國郡村誌那賀郡

○丹生壘　仁宇村中央字王子前ニアリ東西四拾間南北四拾間今柏木氏宅地トナリ丹生日向守俊明築ク子孫此ニ居ル阿波志曰丹生、城在猿瀧山藤原義時據此天正十三年瑞雲公之入也命織部正山田宗重戍之置兵三百城之一也ト

○柳谷壘址　小仁宇村西ノ方柳谷山平尾ニアリ東西三拾間南北拾五間古時藤原某ノ居城址タリト然レドモ現今ノ草木發生シ且ツ原由詳カナラズ

○岡ノ城址　東西六間南北五間中山村艮ノ方字八幡原ニアリ耕地ヨリ二町餘隔リ山上ニアリ殘礎猶存ス天正年間源眞之此ニ據ルト云フ事跡三好記ニ詳ナリ阿波誌曰茨岡壘在和食東南山中今稱井原其地有星曰岡源眞之所遜居即此或曰大井又曰仁宇並恐非

○和食城址　和食町艮ノ方ニアリ東西三拾間南北貳拾五間圓形ヲナス堀壕猶存ズ城主氏名及ビ築毀トモ年月詳ナラズ

○鶴城址　同町乾ノ方ニアリ東西拾五間南北拾五間回字形ヲナシ現今耕地トナル藤原章俊據此ト云フ築毀トモ年月詳ナラズ

阿波古城記には

藤原氏紋大紋丸ニ錢　和食城　細川掃部頭眞之

仁宇城　湯淺對馬守　源　氏

元龜三壬申年正月とある故城記には

一仁宇城　湯淺　藤原氏　大文字下ニ丸連錢

とある。古城諸將記には

一和　食　百〆　源氏　カトスハマ

とある古城諸將記には其貫高が表はれて居る阿波で一貫は五石なれば和食は五百石仁宇は千五百石である本町の諸城諸將は大体戰國末のもので未だそれ以上の時代には何にも判らん之れは阿波國全体である故に此上は城塞の築城樣式を考察して其城塞するものが如何に活動したかといふより外に手段はない

仁宇伊豆守正廣　湯淺藤原氏
紋文字ノ下ニ丸連錢　三百〆

一和食(食)　源氏　カトスハマ

既述の大字中山の地稱は板野郡に中山の地稱等ある峽道が二ッある之れ等と比較して此地の地形要害とを考へば峽道の義となる次に和食盆地は後に那賀川の曲流を回らし天然の城塞である上代ワジキ(城)の地稱の起つた分けてある。又城といふものは主客の地位を考へなければならん阿波古城記の和食城に居るは後述とせば故城記にも古城諸將記も一方には其貫石のみをかき一方は其姓と紋所とを記して其氏名を擧げてない其裏面の消息を示して居る上代の城には本城と里城との二ッがある里城は普通の場合其將軍の居住地で本城は有事の時の最後籠城の位置である例へば大楠公は赤坂は本居で其附近に居住した千早は本城の詰城である

却說ジャウ時代については只今でもジャウと呼ぶ所が百合に城ヶ谷がある既述の小仁宇に城がある岡城を一に城山といふ主城は小仁宇の城とも思はれと矢張和食町の所である他は皆支城である彼蓮台寺が七堂伽藍など口碑に殘れる大に注意すべき所で大楠公の河内の歡心寺方面に擬せられる楠氏として歡心寺邊は一族の隱家であつたと同樣に前に仁宇津を置いて頗る安全の地域である阿波誌の猿瀧山と郡村誌の仁宇玉子前の丹宇城は二体一身で此城のみより見れば郡村誌の方は里城は阿波誌の猿瀧山とは詰城に當る万一にも百合の城ヶ谷と別物となれば百合の方が古く猿の瀧山の方比較的新しいかと思ふ對馬守が兼時で藤原といひ湯淺と云ひ又文明の文書の仁宇とは本姓は藤原で湯淺の關係で湯淺となり仁宇に居つたから仁宇といふことは斯の如き例はある柳谷城は其防備の上よりして其方面の城主たるは一見して判る阿波誌には小仁宇壘に永祿中藤原正廣據此と又同書に正廣が仁宇伊豆守とはこれでよいと思ふ天正の伊豆守は正廣であらう同書に兼時之族とは之れに相違ひないが其子孫といふのがよいと思ふ阿波誌の柳谷壘亦小丹生加茂某據此は後城の方に擬したいと思ふ斯くなれば小仁宇の文字は天正檢地帳に古仁宇とあるは誠に似付かはしい文字で仁宇津發展新仁宇とも云ふべき現今の仁宇が大になり地形上古が小に變して小仁宇と見る方がよろしい此時代の里城は只今の和食町である此里城にも相當の防備はあつた下城と稱する蛭子社左側の戰國の稍上期の濠である和食町(市街)の八幡原に至るの間の溝流は防備決して輕々に見られません市和食町なる市街中に當時の名殘のないは以下の理由で消失したのである

下つて城(シロ)時代は里城は現市街で殿町と並行する仁宇街道等となせる長方形の町並は安土桃山時代以降に發

達城下町形式である此直線式町並の西部は龜城と云ふ(西在庵)前直線式通道は龜城の南側と思ふ悉地院の旅宿所たる西在庵等一寸高いのである其北に鶴地と云ふ所があるこれを鶴城と云ふも龜城一にカモシロ又は上城といふ龜城等の稱は無論上城の轉呼であるも之れで龜城鶴城の稱はなり立たぬと思ふ上城に對して下城があるが別に下城の地稱はないけれど上出の圓形的戰國時代の空濠を有する城跡が蛭子社地にある市街の南側に凹形の丘陵がある其の東端の下方の地稱に城崎がある之れで凹形の丘陵の南端が城を示します下城と其前にある溝とでかためて居る又其の溝より東四五丁の所に新城の地稱がある次ぎに八幡原岡の城趾(細川眞之の居城)は中心地にくぼみ地で大体平坦なる所五畝あり其の五畝歩の四圍は人加工して岩壁をなし稍遠く離れ東と北に空濠らしきものがあり又西南の所に二ケ所幅一間位の空濠がある此の城址下に又城の地稱ある之即ち岡城里城趾で舊道上に堀切の名あり中山川は自然に外堀の氣分がある此の岡の城なるものは和食と云ふ天險主義の城塞中之れ丈取り離しても完全に一城廓として萬件を具備して居る此邊の全地稱を元は茨ヶ岡と云つた此岡が中山川に依り二分せられ居る爲に今は茨が井原となり現地名の井ノ原となつた眞之を攻撃するに三好長治が何故荒田野口に陣せしかと云ふに丹生谷とは地形上阿瀨比以西全體の土地で地稱山口村の山口は此の丹生谷の山口であるが之を棄てゝ荒田野に陣せしは戰略上斯く見なければならんかと云ふに其の理由は中山の音ン坊壘址に立てば判明します丹生谷に對し音ン坊壘は長治が手に入れば丹生谷は袋の口を占領せしと同樣天王山を進軍上小約せしものが櫛坂壘である此の櫛坂壘を長治が荒田野に出たのは却て面白いと思ふ又是が當然である依て和食城を大觀しての爪城は小仁宇、秋本、氏前山の切堀等を有する柳谷城趾である故に和食を中心として山城式城廓を見んとせば山口荒田野兩村より阿瀨比に出て櫛坂壘を第一歩として仁宇渡橋迄道程二里半を概觀的に見なければ判らない細川眞之が岡城に據つたは兵力の多少に依るけれども一面安土桃山時代より現出する平山城式の其光芒を大に認めます

本村東ノ方字八幡原ニアリ樹下ニ石ヲ積テ其蹤ヲ殘セリ今井ノ原、岡の兩里人是ヲ祭ル眞之ノ事跡は三好記

とある下尅上は當時代の流行である天文年間三好長慶は其主家細川下屋敷（板野郡勝瑞城本據）の權を奪ふ同二十年八月十九日三好義賢（入道として實休）の爲めに謀られ細川讃岐守持隆は勝瑞城下見性寺で自殺した持隆の實子は眞之である眞之の母は持隆の妾たる板野郡西條城主岡本美濃守の女である此女義賢に通じて三好長治、十河存保を生んだ故に眞之、長治等は同母である細川の舊臣は義賢を惡むものもあつた故に政權は三好氏に歸し眞之は下屋形の主なるも只だ虛位に坐するのみであつた

先是天正三年の秋より土佐の長曾我部親元は兵を阿波國内に進めた元親の政策は迚ても阿波の如き山岳國にては單に武力を以て之れを征服することを出來ぬから一面結婚征略を用ひた本郡桑野城主東條關之兵衞は大身なるを以て元親の養子の女を以て婚姻を調へ事濟ませ仁宇城の仁宇伊豆守も東條同樣大身であつたが土佐方へ降參して元親家へ婚姻を結び歸服したから仁宇近邊の山侍共は土佐方に降服して人質を出した之れで阿波南方盡く元親の有となつたのである此仁宇谷は元親は一兵を用ひずして我物としたから蓮台寺は七堂伽藍あつたが元親の兵燹に罹つたなどは眞赤のうそである伊豆守が大身であつた事は仁宇村柏木理三太所藏折紙として小杉博士の阿波國徵古雜抄に收つたものに

阿波國長山仁宇鄕並竹原五箇庄、以高四千五百貫其方先祖領分無相違狀如件

文明八丙申年五月十五日

細川讃岐守持常（花押）

仁宇對馬守殿

とある文明八年と天正三年の間は百年間あるされば對馬守は伊豆守の祖父か曾祖父位に當る持常が先祖よりなど云ふを以てせば此の仁宇家足利幕府の當家よりの所領と思ふ更らに一歩を進めば武家方が此仁宇谷統一時代の吉野朝の効功者であつたも判らん相生村谷内八幡神社棟札に貞治二年のものがある（相生村史參照）貞治二年は宮方の正平十八年で阿波平野の宮方滅亡の期である大龍寺の丁石の貞治の年號と對照して本町の當町戰況手に取るやうに見える斯くなれば夢窓國師は足利尊氏が大に歸依した僧なれば彼の墓石に對しては一種の色彩がある一寸附

記したきは仁宇對馬守の四千五百貫である一貫は阿波で後世の五石なれば藩制時代の二万二千五百石に當る廿五石の蜂須賀氏の加島氏が一万石と稱するされば對馬守は加島氏の二倍以上の知行とせば大身といふも其等である斯の如き天險の地点に居せば元親の一寸手出しの出來ぬは尤もと思ふ伊豆守さへ降服と云へば他の山侍の風のなびきに應ずる如きは當り前である而して其伊豆守の領知としば東條さへ降服と云へば領土中の危險は竹原にある故に先きを見て最も重きをなしせば竹原即ち現今の長生村邊なれ却說細川眞之（サネユキ）は不滿の餘り天正四年十二月五日夜勝瑞を出でて福浦出羽守を賴み勝浦郡飯谷に落行く相供する侍は仁木伊賀守、林喜內、唯二人下僕三人ともであつた出羽之れを仁宇山の奥に要害を構へ細川屋形の舊臣大栗右近、服部因幡守、森監物、栗田宇右衞門、中津野郎左衞門等を招き番役を勤めさせた眞之は阿波屋形と云へども國政に關與せざれば世人は長治を三好屋敷と稱し眞之を屋形といはず斯の如き有樣なれば長治も之れを輕視したされど何んとなく長治不安の点あるを以て天正五年三月上旬兵を荒田野口に進め仁宇山へと兵を向はしめたが山路難惡（中山谿の天險）にして數日を經過する間に一宮長門守（名東郡）井澤越前守（阿波郡）反して長治を後卷にせんとした長治敵し難くとや思ふたか急に名東郡今切城に歸つを以て今切城に攻寄せた茲に於て一宮、伊澤等眞之を大將として兵二千人れた眞之の末路については阿波古戰記

細川掃部頭は細川持隆の子息也種替りの舍弟三好長治に恨あるより勝瑞を忍びやかにいて福原（良）出羽守を賴み仁宇山の奥にしばらく居らる兼ねて味方せし伊澤越前守も去る天正五年五月下旬に板西（板野郡）の城にて討死し吉井左衞門太夫、多田筑前守其外舊功の士ともこゝかしこにて討れ一宮長門守も近年燒山寺（名西郡）の奥に身をひそめ有り甲斐もなき時節なれば誰人を心の奥の一日の味方となして有るべき便もなければ兎やせん角やあらんと思ひ煩て年月を歷らるゝ所に又兵亂出來て人の心も覺束なき折節山林の逆徒江彥次郎大輔、本木新左衞門、江村兵衞之進、露口兵庫など云者どもを大將にして數百人をかたらひ掃部頭を取籠めと云所にて自害す人の運命盡ぬれば淺ましき匹夫の群に

たひたる事也

とある此裏面には慥に勝瑞城よりの運動のあつたものと思ふ今でも井ノ原には細川眞之の墓がある又丈六寺にもある此二つの墓は先年井ノ原の分を發掘したに人骨と壺の破片等が出たと云ふ其の壺は實見せんが兎に角同人の墓は二つとなると云ふと井原のは胴塚で丈六寺のは首塚と考へるか丈六寺のも鶴林寺より移したものである

本町として其後阿波の戰局に關係はない天正十三年蜂須賀氏入部して阿波九城の一として和食城を設けた普通には仁宇谷のかためと稱するが之れは一方面の仕事で本城としての本當の任務は富岡城と相對して德島城に對する一づの連絡の堡壘で仮令富岡を失ふも本城によつて南方の連絡を取つたのである之れを理解せんとせば蜂須賀氏は阿波全土を一大要塞としたからである山田氏の事は次編に詳記してある

第二編　山田家本末

和食城は阿波九城の一として山田氏之れに鎭した其後一國一城の制により廢城となつたが築城の精神は長く山田氏拜知の名目にて保存せられるのである

阿州郡庄記に

（上略）和食村仁宇谷家政公御討入に山林逆徒の押として當山に番城を構へ山田八右衞門殿に御手勢三百御指添被召置直に當山一圓並和食村之內被遣後に山田織部助と改當山は深谷入口より行程十六七里といふ勢頭は一宇山境五拾餘名有右織部後隱居して三哲と號右以來代々領地也然る處孫養子織部故有之寶曆十二午年五月廿三日切腹被仰付家斷絶に付不殘御藏地と成る

とある故に山田知行は慶長二年分限帳に

山田彥八郎知行分　五千三百貳拾六石貳斗貳升五合

內

中山　貳百貳拾八石六斗八升貳合　和食

同城廻　貳百拾四石五斗六升三合貳勺　仁宇谷本鄕分　北俣分

とある尙和食鄕字町なる山田芳藏氏の藏する系圖を其他の文書に對照加味して山田本家の始末を述べると次の如くである

本姓は橘にして左大臣橘諸兄の枝葉であると見えて居る其始祖山田孫右衞門宗純は尾張の山田郡に生れたので山田を以て氏となし織田信長に事へたが天正四年丙子正月信長城を江州安土山に築いてからは宗純も亦家を移して同國八幡山に住居した其子山田喜兵衞宗俊は同じく信長に事へて居つたが天正十年壬午六月二日明智日向守源光秀が信長を弑するに當つて宗俊は江州長濱城を守つて居つた此時宗俊光秀に招かれて大和國阿閉万五郎、山岡治右衞門、不破七藏、寶泉坊等數輩と神水を飲んで一味合体の誓を立てたそれで秀吉人を遣はして宗俊を殺さしめ

た宗俊の弟宗重は阿波に於ける山田本家の始祖である次には宗重入部前後の模様を筋書にする

初代　宗重は山田八右衛門と稱して父山田宗純孫右衛門に次いで信長に從ひ屢軍功あつた後天正十年蜂須賀家政の父正勝に屬して志津、山高北莊城攻泉州岸和田、日向高鍋城、相州小田原、朝鮮、關ヶ原諸陣を勤め岸和田城の軍功で蜂須賀正勝より朱の柄の鑓を賜つた其後天正十三年家政入部の時仁宇谷一揆に仁宇谷城主仁宇伊豆守を滅して動亂を鎭壓したので恩賞として仁宇谷及び荒田野で領知を賜り後には本營を和食に置いて居城した其後髮を剃つて胡叟又は三哲と號したが大阪陣には隱居の身分で留守堅を勤めた後元和四年戊午二月二十日に八拾壹歲で逝去した

二代　彥八郎宗登は後に織部祐と稱したが元和元年大阪陣に軍功があつたので將軍家より感狀を賜り寬永二十年甲申三月七日七拾四歲で他界した

三代　宗行小字は伊勢松初周防守後伯耆守と稱した元和六年藝州廣島騷動の時太守至鎭に從ひ出陣し歸つて部屋住祿千石を賜り相續して織部佐を追稱し寬永十四丁丑年四月三日四十三歲で他界した

四代　宗春小字は三八中頃舍人後豐前守父宗行病死後祖父宗登の家督相續承應三年稻田植榮幼少に付淡州洲本の加番を勤め寬文三卯五月靈元天皇御即位式に京都御使者の役を勤め天和二戌年隱居し無役となつて祿千石を賜つたが同曆四甲子年正月二日七十三歲にして永眠した

五代　宗名小字は三藏造酒先、丹下織部內膳又幾郎杯と稱して元祿十年丁丑九月衣御用江戶へ下着し指令に依つて將軍綱矩より改名致すべき旨命ぜられ又織部と號した右は小石川御用で元祿十三年庚辰正月二十三日五拾四歲で逝去した

六代　宗明彥八郎織部と稱した先代宗名の實弟にして享保二年丁酉三月廿七日六十五歲で鬼籍に入つた

七代　宗賀幼名山田善三郎後に大隅又織部と號し後には筑後と改め復山田貢眞賀と稱して居つたが寬延四辛未年正月十四日五十八歲にして卒去した

八代　眞輿幼名善三郎後に織部と號して寶曆六子年八月十四日行年僅かに十八歲にして終つたので同族山田內膳數溫の長子が入つて後繼した

九代　齋藤部眞胤は根元末家の時代には中老組頭で祿千五百石を食んで居つたが本家に入つて相續した後七年目に家老加島政良(一万石)中老長谷川貞雄(五千石)と謀つて太守喜重(大谷公)を退隱せしめうとしたので怒に觸れて誓く親戚寺澤家に預けられ其弟覺之助齋藤部の嫡男久壽太の兩人は內室諸共末家の山田左馬方へ預けられて居る內寶曆十二壬午年五月廿三日織部は切腹仰付けられて折下刑馬の宅で割腹したのは三十七歲の時にして一家は改易斷絕した夫れで譜代の家來も浪人して或は他家の家來となり又郡附浪人鄉附浪人抔ともなれば見懸人抔となつた子孫の者等は當町四隣に段々ある次には勝浦郡本庄の丈六寺にある山田八右衛門宗重の碑陰記を登載する

三哲居士山田宗重碑陰記

居古名宗重稱八右衛門。又更織部佐。後號三哲。姓橘氏山田。其先出於敏達帝。左大臣橘諸兄之裔也。尾居州山田郡因以氏焉。父宗純稱孫右衛門。仕右府織田信長。及信長築城于江州阿土而居之。宗統亦從居于江之八幡山。而其蹟不能詳知也。居士爲人勇絕倫。元龜天正之間從織田氏軍。數有功獲首級多矣。江州姉川之役。我軍涉流逼敵。敵急廻戰我軍見獲且溺死者不勘。而居士善泅。故水中殪敵馘而出。乃後每敎子弟以浮々焉。豐臣氏攻播州也居士與別府甚太夫鬪以鎌鋤倒之。臣踞其上。偶吾瑞雲公至。乃使公馘之。併獲別府之佩刀金緞帊等。傳之于家正。居士素有操整弧以爭先不顧死亡之志未果。因州鳥取之役適前部先鋒。喜曰是方遂夙志之時也。時敵使射手射之。矢如蘆亂。而集居士戎衣肩三。且衆鎗鑽進居士。遂自呼名先登。斬敵首。實稱頭功也。天正十年豐臣氏誅明智光秀也。居士屬福聚公之軍。爾後爲吾俠家之長臣矣。十一年攻越前北庄城也。多獲首級。從卒入城中獲二櫃。一櫃中有□壺。藤四郎所製物云。十三年泉州岸和田之役。福聚公賜牛斡鎗奮大捷也。瑞雲公就封于阿波國也。那賀郡仁宇谷土寇蜂起勢頗猖獗。梶浦某既爲戰死。居士討而平之。日向高鍋相州小田原及鮮關朝ヶ原之戰皆有勳勞。慶長有十九年大阪之役也。子宗登從峻德公策殊勳。居士留守猪津城。既而以春秋高退職營別館而居焉。一日伊藤新吉與庖吏惣右衛門諍鬪刺之而走。衆追索不得。偶踞胡床耽柯庭柯。時新吉回來絕庖吏吭。居士即抽侍童所捉之刀手刃之。瑞雲公聞之感稱曰。曩鑠守是。翁

之所謂老而益壯者。因賜及鷹雁及縛酒。及連日成宴闔家飽德云。元和四年戊午二月二十日病卒得年若干葬于阿城南瑞麟山丈六寺。居士結髮從戎豪武善鬪矣。實可稱矯々虎臣矣。是爲山田氏元祖。子孫奕世爲藩栖傳。至後裔有之後除迄今君侯世。以國運益隆尊。爵荐陞榮耀祖先。側功臣之家湮滅。下恩命使其支族山田宗暢益封進階以續正統爾家宗暢泪感君恩追遠之厚。祖德蔭後之至。欲樹碑于墓隧。以傳諸悠久。乞銘于余。余乃據家譜。略記其顛末。係銘曰

室府哀替。時屬戰爭。伊人結髮早有英名。織豐之世。從幾軍征。執戈抽劒胃陣所營。奪擊掣電。剪刀屠巨鯨。仕吾侯國成吾城。桑楡將晚。幽居養生。手及惡少。老而便勳。新息意氣。公感人驚。堂々元老。籍々世鄉其奈裔胄。有罪絶後吾公惻之。起廢之厚。日照幽宣。春蘇枯朽。君恩祖功。非文奚壽。貞石勤銘。垂之悠久。　大雄爽生賜紫　寇禾濶選

山田支族

妙法寺に藏する梅野山永代諸事記錄の中に

一寶曆十二年午三月三日ニ齋織部殿御閑門被仰附(中略)同六月廿三日織部殿切腹被仰付御屋敷ハ御取消ニ而右御簾子方ハ山田八右衛門殿へ御預ケ被成籠獄ニ被成其故八左衛門殿ハ六百石御加增ニ而千石ニ而中老格ニ被仰付由云々

とあるは上の八左工門は既に述べた如く本家初代八右衛門宗重の二男にして兄彦八郎宗登と共に大阪陣に軍功あつて鎗を賜り其上六百石を拜領して中老物語に列せられた山田八左衛門宗直の子孫にして代々八左工門を襲名した和食の山田は同支族にして織部改易以前に本家山田の拜知に對する用所詰として分家し來つたもので本家は德島本町にあつて藩政以降明治維新の後迄も別家厄介として取扱はれた其歷代は

初代　山田丹治直玄　寶曆六丙子年閏霜月廿八日卒　二代　同　五百重　天明五乙巳年六月十三日卒
三代　同　直右工門　寬政十一未年十二月十九日卒　四代　同　新左工門　天保二卯年五月十日卒享年六十八
五代　同　照藏實澄　安政三丙辰年四月十八日卒享年五十五

を經て六代弓藏は山田勇次郎別家厄介として明治維新の後に至つた斯んな次第であるので同家は無論無祿であつた終りに延野村瀧寺の山田織部公肖像は紋所は菊水で「此像に元織部公自ら彫刻し當寺に安置せられしが明治貳拾五年寅の年の洪水に流水せしかば我等は聊か山田公の德を想ひ世人の同情を得て前の像に因して再建す當寺の山田公の御菩提なる故に此に安置するもの明治四拾參年貳月建立　末孫山田ゲン　周旋人龜代綱吉森和五郎殿谷隆作」とある

仁宇谷一揆

中山森家の系圖中庄屋又左衛門の處に

文政二卯年仁宇谷筋之者仁宇村與頭庄屋柏木叟右衛門ニ對シ割賦方之儀ニ付人氣動搖致シ出訴仕ル趣ヲ以テ五月廿八日之夜ヨリ追々仁宇村迄罷出デ居申趣翌廿九日專ラ風聞有之ニ付同晦日又左衛門仁宇村へ罷越シ見及ビ候所凡三四百人程モ相集リ次第ニ大勢ニ相成リ中々難鎭リ相見エ候ニ付否ヤ書附ヲ以テ御註進申上候處御郡代所ニモ大ニ被驚併シ早速之註進御感之旨御褒譽有之有樣出張之御手配有之所叟右衛門ヨリ末家之者ヲ以テ此度願之儀ニ付村々之者數人罷出居リ候得共各(格)別之子細モ無之事ニ候得バ早速指引カセ可申候間少シモ御心配被成間敷旨申上ニ附御郡代所ニモ御安心ニテ御出張ノ沙汰モ相止リ急事之註進還而(却而)廉忽之相成リ候然ル處次第ニ村々騷立テ當村之者共モ追々出懸ケ申ス樣子ニ相成リ晝夜村中打廻リ彼是厚ク敎諭仕候得共難留リ相見エ申スニ付六月三日又々追打チ註進書ヲ以テ何分急々御出御取鎭(メ)相成候樣相達而申上グルト雖ヘドモ叟右衛門ヨリ御出鄉ニハ及ビ不申旨度々申上ゲ有之故一向御聞屆ナク是非ニ不及次第然ル處同四日ニハ村々不殘罷出デ其勢凡二千人餘御山下迄モ罷出ヅル体ニ相見エ申スニ付叟右衛門儀モ俄ニ周章所詮相治リ不申旨同五日書附ヲ以テ申上ニ付同夜通ニ御郡代楠本官八樣原與右門樣和食村迄御出張之上御手代ヲ以テ罷出居申者共江(一)願ノ筋書附ヲ以テ可申出旨被仰渡則(卽)書附指上ゲ御受取リ追而讃談之上御下知有之迄ハ村々江(へ)差引候樣被仰出ニ附同七日一統指引キ同八日御郡代御歸府尤モ右一揆徒黨ニ不相加者當村ニ而者又左衛門末家要助宇八秀藏、伊勢助、清藏並ニ運平以人也然ル處一揆之者共ヨリ洩人ト申立テ諸附合其餘市店賣買稼先迄相障リ難澁困窮言語ヲ(ニ)絶スト雖ヘドモ無據指控ヘ居申ス處時至リ文政四巳九月廿二日之夜一揆徒黨之張本共拾六人一時ニ御召捕翌廿三日早朝御郡代伊勢默介樣原與右衛門樣森孫平樣御出鄉則(卽)延野村萬福寺へ御出張ニ而村

々御取都メ尚又科人共追々御召捕先達而召捕之科人共一所ニ入牢被仰付相片着ヶ十月六日萬福寺御出立又左衛門宅御盡(畫)休紅露惠市宅御泊御滯留中又左工門江(△○)段々御内意御用被仰付同八日御歸府翌文政五年八月右午件御落着之上科人共死罪獄門追放等罪之輕重ニヨッテ夫々御仕置相濟右徒黨ニ組セザル者共同八月六日被召出要助、宇八、伊勢助、三人之者江(△○)(ヘ)爲褒美永代夫役御免被仰付且又秀藏、清藏、運平徒黨ニハ不加候得共徐リ巖敷(△○巖敷)被取狹(△○挾)無據仲間之樣ニ相成リ居申ニ付御褒無之候

とある併し其時代の文章では今の人には語讀の處もあるので一を施して天爾波を補語し括孤の内外に△○を字側に附けて正誤した次には小仁宇の秋本多三郎氏の藏する當時の文書其他の記錄によつて時文に譯して記述すると次の如くである

仁宇村の柏木與右工門は村役人の所で述べた如くに五町の切田取居屋敷高一石七斗餘を戴いた小高取で仁宇谷五拾八ケ村の庄屋を押へた組頭庄屋であつたが平生私慾が深いといふ許判を立てられて居つたに文正二年松平阿波守齊昌が巡國せられた砌の費用を仁宇谷筋五十八ケ村の百姓共に賦課して出させた其賦課割の有樣は和食鄕延谷久間太氏方に同家の先人菊右工門が柏木家から取つて歸つたものじやと傳へて藏して居られる「文政二卯年六月當春仁宇谷筋々御出之節諸人目割賦帳と上書した帳面を聞いて見ると初に

覺

一拾壹貫三百八拾五匁四分七厘　但し昨今年丙年諸人夫並に飛脚賃其餘品々代壹番印貳冊委細有り

家數貳千百貳拾六軒　〆壹貫七百貳拾目

夫五拾壹人八歩　壹軒に付七分七厘八毛宛

成米貳千貳百拾三石八斗六升九合八勺　〆七貫四百貳拾目

壹石に付三匁壹分壹毛六拂宛

とあつて本町内の該當は

中山村　一成百五拾八石九升貳合壹勺壹毛　夫貳人八歩　家數百五軒

和食村　一成三百拾石三斗六合六勺　夫五人　家數百七拾七軒

和食町　一拾壹石五斗六升五合三勺四才　家數四拾四軒

（備考）和食町と土佐町とに夫數のないのは諸役御免の時で土佐町に成米の取れ高のないのは耕作地が無かつたからである

土佐町　一家數四拾貳軒

小仁宇　一成六拾九石六斗八升八合貳勺五才　夫八歩　家數五拾九軒

阿井村　一成五拾七石九斗八升七合貳勺九才　夫八歩　家數四拾軒

百合村　一六拾九石六斗八升九合六勺　夫六歩　家數六拾軒

百合谷村　一拾八石七斗六升五合三勺四才　夫四歩　家數拾貳軒

仁宇村　一四拾九石貳斗八升七合四才　夫壹人四歩　家數五拾軒

とあつて終に五拾八ケ村の夫役合七拾壹人八歩と計上せられてある

右の割賦が發表せられて後は柏木與右工門の評判益々惡くなつたが之は過重と思ひながらも勘忍して三ケ度に分納すべきを歎願したが一切聞入なくて柏木家よりは「決して許さん五月廿日限に必ず一時に上納せよ」と嚴命したので「柏木が曖昧した過半の割懸銀を取立てた」とて騷出し文政二年五月廿六日（上の割附帳は此翌日元帳に基いて書出したものと思ふ）今の延野村の内吉野村川原へ不辨の輩大勢打揃ひ組頭庄屋柏木與右衞門が不節の次第があるので其筋へ申立てると意氣卷いて山分より口分は阿瀨比村迄言繼ぎで同月廿八日より阿井村川原へ追々大勢押寄せたので隣村の役人共は仁宇の組頭所へ出頭して樣子伺ひ即刻西納村（今の相生村の一部）庄屋忠三郎、百合村肝煎御用代倍三小仁宇村肝煎秋本多三郎、鮎川村庄屋秀藏、仁宇村柏木孝次の五人は阿井村川原へ出張して「如何なる子細で集つたか天下の法にも背いて居る若し相談でもあるならば人家に於て相談せよ」と諭したが「仁宇谷一圓の百姓が集會して相談の上御願がありますのでそんな多くの人が集る人家はありませんので此處へ揃つた次第であります」と申立た役人よりは「一と家で揃へねば仁宇阿井兩村に數軒寄合ふべき家はあるではないか何分人家へ行け」と申渡されたのでやう〳〵承知して阿井村の人家へ引取つた其翌九日には山分から出て來た者

が大凡三百人で出て來ん村へは頭取から飛脚を指立て同月晦日に至つては相會する人數は大凡八百人となり同地の蓮臺寺へ一同揃つた折柄西納庄屋忠三郎、百合肝煎御用代悟三、小仁宇肝煎秋本多三郎の三人は同寺に出張せられて「村々人別殘らず揃ふさいふのは御法に洩れるる壹ヶ村から壹両人宛殘つて相談する事とし其餘の人々は歸るがよからう」抔と段々申聞かされて今の延野村の兵助、同上宮濱村檜曾根の賀次郎両人は「其義も宜しい」と申上げたが大勢の者等は仲々引取る模樣がないので三人の役人は一先組頭所迄引取つた其内三十人程柏木叟右衛門宅へ罷越し「諸割附帳を借受け一覽したい」と申出た其時「其帳面は蔭谷村(今の日ノ谷村の一部)夫左衛門、西納村(今の相生村の一部)俊藏、内山村(同上)辰四郎の三人へ渡してある」と申渡して引取らせた其時中山村の庄屋森又左衛門小仁宇村肝煎秋本多三郎の両人より柏木叟右衛門に向つて「早々注進成さるがよからう」と申入れたが叟右衛門は何の答もせなんだ爲に其翌六月朔日森又左衛門より右の趣注進した其翌二日に秋本和三郎は自から德島の郡代所(今の富田橋北詰一丁程の處)へ出張して御手代金之丞と諸共に郡代奉行楠本官八宅へ罷越し事情を述べて官八から「其後變つた事があつたら手代の手を經ず晝でも夜でも郡代所又は手前の宅へ申出でよ」と直々申渡されて歸つたが其日柏木叟右衛門よりも亦同姓孝次を遣し注進した

一方群集の者等は蓮臺寺に揃つて「先づ此度の御願に付一村にて両三人の總代を出し村々より四五人丸書にして連判認め村方では村中一統連判認め此度の一統に加らん者等は洩人と洩人と稱して村中諸講は勿論縱令一家親類中でも如何なる事が出來たかとても諸附合諸稼合。合宿諸商賣或は緣組牛馬貸借賣買等に至る迄一切せない合火もせんと一決して村々人數大低揃つた上は明四日一同殘らず郡役所へ罷出る抔相談して居る事を耳にした役人衆は直樣事情を注進したので同月五日郡代所よりは御手代玉田程右衛門、澤幸左衛門、足立富之助の三人和食町迄入込んだ夫から直樣蓮臺寺へ出張したので人數の者等は「仁宇谷村々百姓共は御願の義に付當寺へ集會して居まするが未だ出て來ん者もありますので今に願書の認めも出來てゐません」抔と申上げたら「願書が出來ずば口頭で申上げよ」とあつたので「即答は仕兼ねます暫く御待ち下さい」と言上する内書面が出來て組頭より渡された割附帳を相添へて指出したので手代の面々請取つて「何分の義は追つて申渡すから夫々歸村致せ」と申渡されたので同月七日に群衆の者等は歸村したので郡代所郡代手代の面々始め其餘の役人衆も八日九日迄には皆々當地を引上げた是より先同月六日に郡代楠本官八、原與衛門並に御手代小川岡之助庄野喜平太外に海部郡代所手代一名も和食村迄出郷した其外桑野、答島、中島、柳島、古毛、加茂六ヶ村の組頭庄屋の面々の入込んで郡代奉行は其日答島與頭庄屋豐田佐五右衛門加茂村與頭庄屋西慈郎八両名を上使として柏木叟右衛門へ遣し「今度の大衆群集に附いては落度があるとて謹愼仰付けられた尋で仁宇谷與頭庄屋の御用は當方加茂村西慈郎八方へ仰付けられた夫より同月十九日小仁宇村肝煎秋本多三郎西納村庄屋忠三郎の両名は中島、松島、古毛三ヶ村の與頭庄屋から御用があるから「市中の旅宿迄來よ」との飛脚が來たので両人直樣指定の旅宿へ赴いた處が柏木から百姓共へ渡した割附帳面調の件は上に見えたる三ヶ處の與頭庄屋に仰付けられてあつたので三人よりは両人に内情色々尋ねられ調も一先づ濟んだので廿四日に歸つたが尙又廿六日に柏木叟右衛門、秋本多三郎西納忠三郎の三人は郡代所から呼懸けられて出頭したら仁宇谷民の群集模樣何角色々尋ねられ並に夫々人別平生人柄等存じたる義を紙面に認め差出すやうにとあつたので三人評定して夫々書上げ抔して居る内に大久保村五人與勝郎太、同村肝煎又左衛門両人郡代所へ呼懸けられて七月廿一日に出頭したら其儘留置となり尋で谷内村島五郎、蔭谷村武左衛門、水崎村孝助の三人も呼懸けられたが島五郎と武左衛門とは出頭したのに爲助は出頭せずして山分並に中分一圓駈廻り誘導したのでけられるは道理にあらず谷中不殘呼懸けられて然るべし加茂谷與頭庄屋の奥書を求めて上願する抔風聞したが之義はなかつた彼是する内出府して居た小仁宇の肝煎秋山多三郎は父の病氣で歸村した其後島五郎は郡代所に留置かれてあつたが一應尋問あつて歸宅を許され柏木叟右衛門、忠三郎の両人は後に殘つて居つたが八月十四日に柏木叟右衛門は役儀復歸を仰付けられて両人共に歸村した其後郡代所に於ては色々評議した上「八月十二日仁宇谷村へ出頭候樣」加茂の與頭庄屋をして谷中殘らず觸れさしむ彌八月十二日に御手代玉田程左衛門、澤幸衛門、足立富之助外役人衆中平野の正光寺に出張して夫々郡代下知の

趣を申渡したが「村にて一両人位では御請が出來ん」と言上した其内村々より數人出頭せしめたが兎角に受印せなんだが漸く同月十七日受印濟んで出張して居た役人衆は翌十八日に夫々歸去られた話は變つて五月廿九日に延野の兵助入野の藤左衛門の両人は小仁宇の今川茂三左衛門、同處の安太郎両人方へ罷越されて「此度の群集に付いては小仁宇も一統阿井村へ相揃ふやう申置き直樣和食、中山方面迄も運動して歸りに再び茂三左衛門方へ立寄つて「和食中山両村は谷中一統へ引入れた當地も間違ないやうに」と云置いて歸られた夫より村中だん〳〵云繼いで遂には同村光成寺へ集會して「此度一統せなんだら洩人に加へられ高瀬船稼を始め諸稼等に至る迄途が止つて困難する先づ阿井村へ罷越し樣子見た上連判せうではないか」抔と相談してゐた間に同地の肝煎秋本多三郎は群集一件で阿井村へ出張もすれば德島城下へ出府もして居た都合で村中の集會には出合ふ隙なく隣家の者へは「谷中一味に徒黨すな」と諭しもし道で出合ふた村人共には「谷中の一統に加らんやう」にと話して置いたが村の役人迄もが不正の私あるやうに思込んだる村人には役人の申入も耳には這入らず去れども御法の心得宜しい者もあつたが兎角人氣が揃はなかつた夫れで村役人や心得宜しい者には隱して下分隔てた人家へ内々寄合して相談して居た連中でどうやら一統して阿井村へ罷越す者もある樣子で兎や斯うと心底が居つて居らん處へ六月六日に郡代其他の役人衆が出張せられたので肝煎多三郎は一統せんといふ心得宜しき者よりして一統へ申談じに及んだが漸く得心したので其旨書面に認め村中總代として湯村要助、百次郎、助五並に秋山多三郎も同道して和食町の郡代所手代の宿處に行たが「夜中深けての事であるから書面は肝煎多三郎へ預け置く明朝改め持參せよ」とあつたので皆々引取つたが大事の前の小事でなくて大切な此場合に夜中であるとて引歸らした郡代手代の間抜けの程が推量せられる夫は儲置き秋本肝煎は翌七日の朝「村中總代百姓誰にても和食町に罷出でよ」と達したが下小仁宇は一同谷中へ加るからとて謝絶した中にも虎藏一人は自分から「谷中統一へは加らん」と申出た斯くて肝煎秋本は早速和食町の宿處へ出頭して其旨述べたが「夜前迄谷中へ一統せんと云つて出で其上其方の奥書等迄仕り指出しながら今朝となり一統するとはどうした事か今一應篤と申聞けよ」と云渡された秋山肝煎多三郎は直樣歸つて下小仁宇の湯村要助（今の湯村賀太郎父）方で重々申入れたが上分二十二人の外虎藏加へて廿三人は谷中一統へは加らんと紙面を以て申出でたが其他は動かん模樣であつたので肝煎多三郎添書を認め指上げた處が手代の庄野喜平太が取次いで郡代奉行楠本官八原與左衛門の両人は快く之を受理した當時谷中一統に加らなんだ小仁宇の面々は小仁宇の虎藏の外上分では龜彌、鶴平、延次、伊之助、駒藏、喜四郎、利藏、小兵衛總家、權左衛門關山要庵、同角次郎、豐助梅藏、幾太郎、武藏、鹿藏、好左衛門、龜太郎、百次郎、彦次、喜與次、長藏等の廿二名であつたと秋本家の記錄に殘つて居る

斯くて文政四年巳ノ九月に郡代伊勢默助、原與右衛門、森孫平の外御手代玉田程右衛門、澤幸左衛門、足立富之助の面々並に鄕目附同心其外の役人入込んで彼方此方と手別をして吟味した上徒黨の者共拾六人を召捕つた其内延野村百姓兵助、大久保村肝煎勝郎太、吉野村百姓權右衛門、影谷村百姓清五郎、谷内村百姓久米藏、中村百姓平右衛門抔は重なるもので詮議の上兵助と勝郎太は極罪に問はれて名東郡の獄門場鮎喰磧で首討たれ晒された後更に仁宇村仁宇ノ津へ搆潰として送られて後の見せしめなりとて其地で罪名の制札を立て其首を再び晒らされた其外久米藏と平右衛門とは長牢中に牢死して忠兵衛、清五郎、万吉等は両國追放仰付けられて此一件も落着したが柏木與右衛門は一旦與頭庄屋に復して居つたが同家が與頭庄屋の時代限りで其後は仁宇谷五拾八ケ村與頭庄屋は本町内で中山村森又左衛門と今の相生村内西納村植原權太兵衛、坂州木頭村の内木頭村湯淺重次郎の三人に仰付けられたが本町内の受持は中山村が今の桑野村の内阿瀨比と共に森又左衛門其他は植原權太兵衛となつた右の一揆に百合村の肝煎御用代勘田信藏が父兼助の名代で調停方に奔走したのは上に見えたる如くであるが父兼助（棟附には兼助墓には兼介とある）の墓には法號觀山高意で

勘田兼介義金墓

姓勘田稱兼介。諱義金百合人也。父稱十右衛門。生于寶曆癸酉。寬政巳未十二月被命邑長。文政巳卯仁宇谷一山徒黨。依之蒙公廳之命。勤勞於四方。任全而于文政十二巳丑二月二十二日辰刻。享年七十七。葬于後山家上。

と見えて居る又上の一揆の砌に洩人即ち徒黨に加はらなかつた連中の重なる者には褒美として本人壹人脇指並に夫役御免を仰付けられた其内本町内に屬するものを調べて見ると中山の森家は固より文化八年未年中山村棟附帳

中庄屋森受作忌外之小家に

小　家　御藏百姓　受作忌外　要　助　歳五拾壹

此者當村御藏先規奉行人基左衛門二弟に而御座候處養父儀助男子無御座天明三卯年ゟ内分養子と相成娘しか
に妻合男女子三人出生仕候尤養父佐助文化四卯年病死仕候今度御取調に付不行着奉恐入有躰申上養子居奉願
候處彼是御詮議之上御別儀を以御聞屆被仰付御郡代原與右衛門樣森孫平樣山内忠太夫樣ゟ要助並出生之男女
子共居掛御暇証文頂戴仕儀助家督相續養子に罷成候且文政二卯年仁宇谷筋百姓共與頭庄屋柏木叟右衛門指配
候割符銀不都合之儀御座候樣申唱村々相催當郡阿井村へ相集候砌一致不仕御掟大切に相守神妙に罷在候段尤
に被思召右爲御褒美向後本人壹人脇指並夫役御免被仰付旨御當職樣御下知之趣御郡代伊勢默助樣原與右衛門
樣森孫平樣ゟ同五午年被仰渡候

（中　略）

小　家　御藏百姓　受作忌外　卯　八　歳四拾壹

此者前書要助同斷爲御褒美向後本人壹人脇指並夫役御免被仰付之段文政五午年被仰渡候（下畧）
とある又小仁宇村の洩人は既に述べたる如くであるが孰れも同一恩典に浴したものと思はれるが必要の棟附帳が
存して居らんので慥に云へんが同地の上知先規奉公人鶴平、駒藏、利藏、見懸人伊之助抔の褒美証文今云ふ表彰
狀は子孫の者が所持して居るが利藏の如きは苗字帶分御免となつて小川利藏と公稱した其褒美証文の文段は一定
にして少しく異つた處もあるが夫れは終りに述べるとして次には見懸人から脇指夫役御免の百姓居に上された証
文の一例を示すと

覺

右之者儀去ル卯年仁宇谷筋百姓共組頭庄屋柏木叟右衛門指配候割符銀不都合之儀有之候樣申唱俄ニ村々相催
多人數阿井村江相集候砌右場合江罷出候樣再三申來候得共發端ゟ同意不仕候處谷中一般之申談ニ一致不仕儀
ニ候得共追々迎之者多人數相增罷越一同不仕候おゐては家宅等尤モ引崩可申樣色々相成候得共終ニ心底相動
不申御掟大切ニ相守詰候處却而意恨挾洩人ト相唱相障稼之道相失飢ニモ相及候樣三ヶ年之間被相仕成候處相
凌始終神妙ニ罷在候段至極尤之事ニ候依之本人壹人脇指並夫役指免候百姓ニ申附候
合之通御當職御書附以被仰渡候ニ付令寫指遣者也

文政五午年七月　　森　孫　平㊞　原與右衛門㊞　伊勢　默介㊞

小仁宇百姓　伊　之　助　方　へ

とあるが先規奉公人にて苗字帶刀御免となつた証文には上に見えたる証文に「依之本人壹人云々」とある處に「依之向後苗字帶刀指免候」とあり百姓の身分で脇指夫役御免となつたものには「依之向後本人壹人脇指並夫役指免候」とあり其他の者で身居以前の儘にして脇指夫役御免の者にも亦同樣の書方である然るに徒黨に組せぬ者等は三ヶ年間苦しめられて品物器具の貸借取引迄も絶たれたが當時同じく徒黨に組せず脇指夫役を免された仁宇村の幸次といふのは洩人の一類が迷惑して居る有樣を見て色々奔走世話して日用品の購入方に便利を與へ飢を凌がしめたといふ話がある

給　人　沿　革

藩臣等に與へられた采地即ち領分は給知拜知抔と稱して其拜領人を給人（きゅうにん）と稱した山田織部が蜂須賀入國以來仁宇谷の給人として知られたが同家の處で揭げた如くに慶長二年分限帳では中山、和食、同城廻（町方）仁宇谷本郷分といふのであつて仁宇、阿井、白合谷をも有して居つたが寶曆十三年上り知（領知沒收）となつて以來は段々變つた去れども寶永以前に中山村に長谷川、越前の拜知見え和食村は織部の知行が上つた後に寬政八辰年長谷川越前同地を領し同曆十二申年上り知となつた以佐町は全部中老折下覺左衛門の拜知であつたは文化八年小仁宇村には古くより山田織部の支族山田八左衛部（山辰十二月其給知は庄屋秋本多三郎が給知入となる爲に同藏する次の文書に見えたる如くである

書付ヲ以奉申上覺

山田豊前樣舊領之内御渡相成候ニ付昨辰十二月當村人付帳面被仰付相調子奉指上御座候處各人數之内片輪者長病人支離者ホ無御座旨其節奉申上御座候處猶又其後右人數之内病死仕候者並ニ病人支離者等令出來候義ハ無之哉今一應取調相替義無之候得ハ昨冬奉差上候書付此節之月日ニ認替當月廿日迄ニ指上候樣御書當月十八日拜上奉畏尚又此度重々相調子候得共昨冬以來病死仕候者並ニ病人支離者等無御座候ニ付別紙書付相添右之段乍恐奉申上處相違無御座候　以上

弘化二巳年二月廿日

那賀郡小仁宇村庄屋　秋本多三郎
同村五人與鹿藏

右に見えた庄屋秋本多三郎は弘化二年巳正月山田豊前の給知人に仰附けられ同家の年貢取立役に仰付けられた夫れで其前給知を同人に引渡された譯である山田豊前の拜知は山田大隅の世となつて明治維新の後に至つた此等孰れか八左衛門を襲稱して來た

小仁宇には又山田の拜知と同時に三矢茂龜の拜知もあつたが御藏が多くを占めて居た

仁宇ノ津越ての諸村は山田織部の拜知が上つた後は御藏入となり明治維新の後に至り阿波藩末の中山村は御藏であつたが其時代に於ける拜知は總べて明治二年に上り御藏入も亦頓て朝廷直屬に歸するに至つた

維新以前の町村行政（上）

蜂須賀入部當時に細川三好の時から采地を有して居つた先方士等の領地を收めて所々に政所役を置いて治めたが承應以後には之を廢して庄屋と庄屋頭を置いた庄屋頭は其後與頭庄屋と改められた

與頭庄屋の與は組とも書いて組内多くの庄屋の頭となつて牛耳を執つた苗字帶刀御免にして時宜に依つては他郡他村に迄も出張して民事訴訟を勸解するの權能迄も有して居つた（森家の所參照）

庄屋は古代の莊司の名殘で一村の長となり今の町村長の職務に警察治安の事をも加味して料理した夫れで管轄部内に起つた大抵の訴訟は之を裁斷した一刀は御免であるが苗字は勤功を積まねば免されなんだされども勤役中の權勢は威大なものであつた與頭庄屋となつては尚更の事である併し御用が上つたら苗字も共に名乘るを得なんだ庄屋を置かない村には肝煎といふのを置いた

肝煎は岩城誌に「走り廻り肝を煎らるべく候」とある意味で奔走焦慮して世話を燒けといふ義であらう事務は庄屋と變らんが庄屋は御藏百姓から出たもの肝煎は拜知百姓から出たので名稱を違へたばかりであるされど特例もある仁宇谷に其一つである與頭庄屋や庄屋の下には場合に因つては各助役を置き又本役の主人が老衰したら相續すべき嫡男に其御用代を命じて勤役せしめた和食町や土佐町のやうに鄕町として取扱はれた處には庄屋を置かずに年寄を置いた年寄は其町の長にして年寄や庄屋肝煎杯の下には五人與を置いた

五人與は文字の上から見たなら五人に限つたやうであるが五は伍の略字で往古の伍保の制の名殘にして人數に限りはない之を置かざる處もあつた五人與は本朝固有のものではなくて支那の制度に倣うたものである德川時代に之を設けた主眼は目的は浪人制道と切支丹の傳播を防ぐの二途にあつたが五人與と其組内の住民との間には種々の規約を設けて互ひに箝制牽肘して曲事を防いだ事實と連帶責任で其他の治政を丸めた手段の如きは確かに自治の制度が旨く出來て居つた又取立役といふのもあつた

取立役は年貢の徵收方で庄屋や肝煎の兼務して居た場合もあれば是迄述へた村役人の雜使に遣はれ觸紙の傳達方を勤めたものに行きがあつた行きは享和以後には觸使ふれつかひと改稱なつた次には以上の時代に於ける本町内舊町村の役人の沿革を記述する

仁宇村の柏木家は有名古參の與頭庄屋であつた其濫觴は當代柏木幸吉より十一代以前の左近左衛門て仁宇對馬守の後裔にして湯淺を名乘り谷内村に居つたといふ然るに同家系圖に先祖宇左衛門は延寶三年九月十四日に病死して其墓德島佐古町福藏寺に在りと見ゐ上に見えたる仁宇對馬守の子孫で谷内村に浪人して居つたといふ湯淺左近左衛門は其實左太夫で苗字もなくて谷内村の庄屋を勤めて居つたが萬治三年仁宇村へ轉じて同地の庄屋となつたといふ文書を相生村で發見したので相生村史に揭げて置いた次第であるから仁宇對馬守の子孫であるかどうかは讀者の判斷に任すとして仁宇村に移つて以來の與頭庄屋歷代は同家の系圖に見えたる處に據ると

開基　左近左衛門　萬治三年極月仁宇谷與頭庄屋被仰付且寛文二年於仁宇谷筋村々之内切田五町被下置寛文五年正月十五日病死

二代　左　太　夫　享保二丁酉年四月拾六日死亡
四代　理　右衛門　氏神依靈夢改氏爲柏木也　元文元丙辰年十二月廿五日死亡
六代　良　助　後吏右衛門　寛政四年子二月十三日小高取ニ被仰付居屋敷高壹石七斗五升六合六勺被爲下置証文頂戴（以下不明）

三代　理　右衛門　元祿十二己卯三月八日死亡
後理右衛門
五代　左　太　夫　天明二壬寅年九月十一日死亡

とある小高取とは德島城下の侍を高取といふより起つた言葉で之を鄕中小高取と云つたのが中畧せられて鄕高取といつた純粹の士分でないが平民の上位である

七代　叟　右衛門　天保二卯年四月八日六十六歳死亡　八代　政之進（平庄屋）万延二酉年正月七日六拾壹歳死亡
九代　理　之　助　明治廿三年三月二日六拾七歳死亡

右の叟右衛門に至つて文政二年に仁宇谷一圓の民の恨を受けて一揆を起され役儀は御免となつたが其後復役仰付けられたが間もなく退き切田は其子の政之進に下されたが政之進より後は平庄屋となつて之が現戸主幸吉から五代以前の人物である

阿井の肝煎庄屋は同地村社八幡神社の棟札にては元祿十六年未十二月のものに肝煎元木五兵衛同藤右衛門とある藤右衛門は五兵衛の御用代でなければならん其次頃の者と思ふが蓮臺庵の天狗溜之砌に肝煎松左衛門が見わて居る又享保甲寅十九年十二月の者には肝煎喜内天明八戊申年十二月のものには庄屋喜内とあり安政二乙卯年二月の者には庄屋加藤光平、同清太郎とある清太郎は前例の如くに庄屋御用代にして同家は文化八未年阿井村棟付帖に

一壹　家　御藏百姓鄕鐵炮　庄屋　加　藤　吉　兵　衛　歳四拾六　（元木辰太郎氏所藏）

此者父英助儀文化七午年鄕鐵炮ニ被仰付片輪悴吉兵衛右御用勤居申候且當村御藏百姓德右衛門小家ニ而御座候處庄屋役相勤罷在候者之事故此度御取調ニ付小家御扱出シ被仰付候段被仰渡候依而壹家ニ付上申候付而ハ同小家之内金藏惣兵衛武平三人之者共ハ何レモ吉兵衛家ゟ別家仕吉兵衛先祖ゟ扣來候名田之内配分ヲ受居申

一者之義故吉兵衛小家ニ御居被仰付候樣本家德右衛門得心之上連判ヲ以奉願候處彼是御詮議之上願之通御聞屆被仰付右三人之者共吉兵衛小家ニ御居被仰付候段被仰渡候（下畧）

とある尙湯淺幾八氏の提出せられた「天保四癸巳年ゟ正紀」表書せられた加藤清太郎（最終の庄屋御用代）手書の中から吉兵衛以後の模樣を拔書にすると次の如くである

吉　兵　衛　後に庭助と改名　天保六年乙未五月廿日七拾歳病死
光　平　天保六年乙未年閏七月朔日親跡繼承仁宇村庄屋兼帶阿井村庄屋となつたが同十年巳亥年仁宇村庄屋兼帶御免となり弘化四丁未年四月十六日長川筋諸產物積出改才判役仰付けられ嘉永五年閏二月朔日勤中苗字帶刀御免となり慶應二丙寅年三月廿八日五拾三ヶ年間無間斷勤めた功で銀札五拾匁を賜つた斯うして同人は明治維新の後に及んだ

是より先同家は鄕鐵砲をも勤めて居つたから光平の嫡男清五郎は嘉永二己酉年六月廿七日に庄屋鄕鐵砲の御用代を仰付けられたが同曆五年壬子二月に父光平は鄕鐵砲の株は吉井村房之助へ讓つて仕舞つた

百合村の庄屋肝煎は三島神社の棟札に見えたる處に依ると寛永六年に肝煎助太郎見え次いで又助あつて其系統であらうと思ふは元祿年間肝煎又右衛門寛保年間肝煎又左衛門が見わて居る此等は父子同名を順稱した者であらねばならぬが元祿時代の又左衛門に次いでは肝煎助太郎のあつたは次に見わたる如くである

（勘田島太郎氏所藏）

寶永四年九月百合村御改指出し帳

高九石九斗貳升壹合
一壹　家　百合村肝煎　助　太　郎　年五拾貳
壹　人　同　人　子　馬　之　助　同六ッ　牛貳疋　小　家　助太郎母助左衛門後家

話は前に返つて明和年間の肝煎又右衛門に次いでは今の勘田家に移つたもので同地の上野文太郎氏の藏する文化八年百合村棟附人數改帳に

一壹　家　御藏百姓　肝　煎　兼　助　歳五拾九

此者祖父勘六儀享保七寅年棟付御帳ニ當村御藏先規奉公人左近右衛門先祖儀兵衛弟と相付本家同斷山田織部

樣頭入ニ而御座候處寶暦十三未年上知ニ相成居申候、然處勘六儀實者多吉先祖次右衛門弟ニ相違無御座候ニ付右之運有姿申上候處尙又重々御詮議之上實意之通多吉小家筋ニ御引戻被仰付尤兼助儀肝煎役相勤居申ニ付而ハ小家御拔出被仰付候段被仰渡候ニ付壹家百姓ニ付上申候

壹人兼助妻かや　同五拾六　壹人同人子梅　三同三拾

壹人同龜吉　同拾九　壹人同人娘くみ　同拾五

牛壹疋

其後の模樣は勘田家に藏する次の文書を記述に代へる

慶應二寅年二月御用勤方相記帳　（勘田島太郎氏所藏）

一　百合村肝煎兼助私儀寛政十一未年肝煎役被仰付候

一文政二卯年　御先代樣仁宇村江御出被爲遊候節仁宇村割元罷出御用相勤申候

一文政二卯年六月ゟ仁宇谷百姓共群集一件同五午年御召捕後谷筋人氣之模樣發瑞之次第山分村々承合時々申正樣谷筋兼帶古毛中島組頭中ゟ被仰付時々申上御用相勤申候

一文政九戌年遊行上人御通行之節桑野村割元へ罷出御用相勤申候

一　二代目庄屋　勘田信藏　私儀天保二卯年庄屋役被仰付相勤申候天保六未年御用中苗字帶刀被仰付候

一天保七申年仁宇谷並木頭上下山產物趣御法才判役被仰付嘉永五子年迄十七ヶ年之間天ノ神原中島浦御山下持井等へ罷出相勤申候尤今以御免不被仰付候得共名西郡高原村元木平次兵衛元取被仰付候而者御用無御座候

一天保九戌年御巡見使樣御通行之砌桑野村割元へ罷出御用相勤申候

一天保十一子年西御丸御修覆御用木海川谷御仕成之節六月洪水ニ散亂仕各戸總才判大京原古毛石塚組頭庄屋中ゟ戸散亂木取約雄村ゟ里鄕村々取下被仰付大勢之日雇召連諸入目等受拂仕御用木中島浦迄乘着引渡數月御用勤申候

一天保度御部屋樣鶴林寺太龍寺に御出被の爲遊之節大井村割元へ罷出御用相勤申候

一嘉永酉年鶴林寺太龍寺江御出被爲遊之節大井村割元へ罷出御用相勤申候

一　三代目庄屋御用代　勘田準平　私儀嘉永四亥年八月廿四日御用代役被仰付候

一萬延二酉年三月若殿樣鶴林寺太龍寺江御出被爲遊候節大井村割元へ罷出御用相勤申候

一文久四子年二月若殿樣海部郡江御出被爲遊候節桑野村御本陣江罷出御用利相勤申候

一慶應三卯年十二月二日庄家本役被仰付候　（明治維新後下略し後に廻はす）

とある又同家の肝煎開基の兼助は文政十二年己丑二月廿日に七拾七歲で終つたので小仁宇の庄屋秋本多三郎が暫時同地の庄屋を兼帶して居つたが天保二年倍藏が庄屋となつたので多三郎は兼帶御免となつた

其後は勘田倍藏庄屋となり慶應三丁卯年十月七日八十六歲で卒去の後は前に見えたる如く其子準平が繼承して明治維新の後に至つた之が現戸主島太郎の祖父である

小仁宇の秋本家は享保七寅年小仁宇村棟附御改指上帳に

一壹家　高拾四石貳斗貳升四合　肝煎庄兵衛　歲三拾

とある尙同家の成立書には

衛門五郎盛行　蓬庵樣ゟ天正拾四年政所役ニ被仰出仁宇村へ罷越相勤居申（中畧）且又當村慶長八年御檢地御帳に政所衛門五郎ト相附居申候

とあるを始として其後の繼承は次の如くである

繼承二代　彌左工門　延寶三未年十月十四日病死

此者明暦四年棟附御帳次郎右衛門親ト相附居申候且慶長寛永正保之比迄御用相勤候者ニ相見申候

彌三郎の子次郎兵衛は故あつて御用を勤めなんだものと見え同家の成立書には次郎兵衛の左書に（上畧）延寶貳年御帳には所に相附小家彌三郎親左書に豊前樣ゟ奉公仕居申と相附居申候其後阿井村へ罷越隱居仕候とある夫れで役儀は飛越ゟ次の彌三郎に移つて三代繼となる譯である

仝上三代　彌三郎　元祿六酉年八月四日病死

此者延寶貳年棟附御帳肝煎ト相付居申候

仝　上　四　代　藤　兵　衞

此者延寶貳年御帳小家左次右工門惣領同年御帳附長吉事本家彌三郎方へ養子相成肝煎役相勤候者ニ御座候

仝　上　五　代　庄　兵　衛　寶暦五亥年十月廿七日病死

此者享保七年棟付御帳肝煎ト相成居申候且幼名市五郎ト申候

仝　上　六　代　庄　兵　衛　天明八申年十月廿七日病死

此者初名左次右衞門ト申肝煎役相勤候者而御座候(下略)　文政五午年九月廿八日病死

仝　上　七　代　佐助幼名林藏ト申候

此者當郡中山村先規奉公人近藤竹助小家嘉重郎兄ニ而御座候處十二歳ニ相成申節寶暦四戌年ゟ庄兵衞養子ニ相成其後肝煎相勤候者

仝　上　八　代　秋本多三郎　弘化二巳年五月六日病死

此者寛政十午年肝煎役被仰付尚又文化七午年鄕鐵砲ニ被仰付文政八酉年庄屋勤中苗字帶刀御免然處弘化二己正月御給地入被仰付候處山田豊前樣取立被仰付(下略)

當家は多三郎が二字帶刀御免の初であつて次は繼承九代の和三郎が天保十一子の年庄屋御用代となり弘化二己年庄屋本役仰付けられ同年八月山田豊前の取立役となり其子德太郎は嘉永三戌年庄屋御用代となり共に維新の後に及した右の德太郎は現戸主秋本嘉太郎の父である

土佐町の年寄は日下賢作氏所藏の文化八未年和食村之内土佐町棟付人數改帳に

一壹　家　折下覺左工門　様頭入町人　年寄　甚　左　衛　門　歳五拾六

此者前書德次郎小家ニ而御座候處此度御取調ニ付小家御拔出被仰付候段被仰渡候と見え文政十二丑年同帳清帳指上當時には次右衛門、五平の兩人が年寄役で加判して居る此外嘉永年間富助ありて居つたが子孫は現在當地にない

和食町の年寄は明和以降天明の間に猪左衛門見え其後に今の松田兵助の先祖清兵衛（後に松田を名乘り文政十一亥年六月六日死亡）と伊左工門見え天保年間岡嘉兵衛あり安政以降文久前後に熊助（花屋）吉兵衛あつたか其後吉兵衛が見えて居る之は今の岡作平方の先人で弘化前後に武兵衛たが慶應二寅年七月廿五日熊助五拾貳歳で横死したので東山屋三右工門出でゝ之に代つた佐兵衛は後に德田を名乘り三右工門は松浦を名乘つて共に明治維新の後に及ぼした佐兵衛は後に佐平（明治卅三月子正月廿八日七拾七歳亡）と改むる現戸主茂次太の祖父である三右工門も亦其後佐喜次（明治卅三庚子歳七月廿二日七拾六歳亡）と改名した之は今の町長松浦芳太郎の實父である

和食村今の和食鄕には古く發展して居た庄屋のあつたを見る卽ち八幡原の舊社家原田貢一氏所藏の享保拾一年和食村男女人數指上け帳に

一壹　家　庄　屋　十　左　衛　門　歳三拾六
壹　人　同　人　母　同六拾三
壹　人　同　斷　善　次　同貳拾三
壹　人　實　右工門　女　房　同四拾四
壹　人　同　人　娘　は　る　同拾六
壹　人　同　斷　な　つ　同　拾
壹　人　十左工門下人　太　介　同四拾九
壹　人　十左衛門下人　喜　七　郎　同三拾六
壹　人　同人おそ　津　し　同六拾五

とあつて以上の人數は一家に暮らして居たもの其他の一門には

小　家　十左衛門伯父　紋　兵　衛　同四拾七
小　家　同人從弟　喜三右衛門　母　房　同三拾八
壹　人　同人　斷　太次右衛門　同七拾八
壹　人　喜三右衛門　母　同三拾八

壹人同人娘ち　う同拾八
壹人同斷金次郎同拾四
壹人同人娘た　ま同九ッ
小家喜三右衛門弟彌兵衛同三拾六
壹人同人子吉　平同九ッ
壹人同人子磯次郎同三ッ

とある以上は本家の戸主たる庄屋十左衛門の厄介支配をなさねばならん處にして總べて夫役は御免であるか萬事重左衛門の面倒を見ねばならん處であつたを思へば同時に於ける中山村の庄屋左五兵衛(中山村庄屋參照)以上であつたものかと思ふ然るに上の指上帳の奥には庄屋十左衛門が「和食村庄屋重左衛門」と書いて捺印してある今の戸籍上から見たなら十左衛門と重左衛門とは別人でなければならん夫れに庄屋自身が帳面には十左衛門と書きなから奥書の處に重左衛門と書いてある是は當時に文字ごうでも國書きへ通じたら免した一の証となる夫は扱置き庄屋重左衛門の後には文化八未年中山村棟附帳に同地の庄屋五人與と連帯で加判したのに和食村庄屋殿谷玉兵衛が見わて居る此殿谷家は日下賢作氏所藏の文化八未年和食村棟附人數改帳に

一壹　家　御藏先規奉公人庄屋　殿谷玉兵衛　歳五拾六

右者先祖吉右衛門儀は當郡鮎川村浪人殿谷澤次郎先祖慶右衛門弟ニ而御座候處山田織部樣御配知之砌當村先規奉公人松本齋右衛門散田ニ在同居候處享保七寅年棟附御改之節當玉兵衛祖父爲右衛門儀先規奉公人ニ付上寶暦十三未年織部樣御家御斷絶ニ付上知ニ相成居申候此度御取調ニ付右之運申上候處彼是御詮議之上澤次郎小家筋之者ニハ御座候得共享保度御改之節先規奉行人ニ御居被仰付尤右御帳ニ苗字相記御座候者之儀故是迄之通苗字帶刀被仰付候段被仰渡候

壹人玉兵衛妻ゑ　ん同五拾貳
壹人同人子伊太郎同貳拾三
壹人同人娘し　か同拾七
壹人同百　郎同貳拾

馬壹疋　牛壹疋

とあり天保五午年十二月棟附清帳改當時には其玉兵衛の子伊太郎が爲右衛門と改名して庄屋となり加判して居る同家の庄屋繼承は

開基　殿谷玉兵衛　天保八年六月廿日八拾貳歳卒　二代　同爲右衛門　文久元酉年二月十八日七拾三歳卒

を經て三代勝之進は明治維新之後に至つた之が現戸主良作の祖父である

中山村の庄屋は森家が終始一貫で同家及び森只平氏方に存する享保七寅年中山村棟附御改帳に

高貳拾七石三斗五升
一壹　家　庄　屋　左五兵衛　歳貳拾八
壹人　同人　親　次郎左衛門　同五拾七
小家　同人伯父　德右衛門　同五拾
小家　次郎右衛門伯父　菊右衛門　同七拾五

と見え同年同村棟附御改ニ付庄屋一家書拔帳には前記棟附面の人數の内左五兵衛の親次郎左衛門の次に見えたる下人權助後家を省いて其他は同樣に記名せられた終に

合　八　人

右者那賀郡中山村庄屋壹家忌懸小家下人百姓役御赦免人數相極申如件

天羽半兵衛印　本庄官左衛門印　山崎夫兵衛印

とあつて一同夫役を免されて居るが忌懸小家とあるのは本人左五左衛門の伯父又は親次郎右衛門の伯父とかいふやうな者等が小家となつて居るので互ひに忌服が懸るから斯くは忌懸(いみがゝり)といつたもので下人權介後家は忌の懸らん小家であるから忌外(いみはづれ)といふのであるが之も男子であつたら書拔帳にも記名して夫役を免除せられるが女であるから除外した夫れでも矢張下人の言葉を入れたは當時の極り文句と見れば可い

次に森家は文化八未年中山村棟附帳(森只平氏所藏)には

一壹　家　森　受　作　歳五拾四
無役人　郷鐵炮　庄屋

此者先祖根元他國産ニ而九代目三木内匠代往古當村土地ニ罷越未住人共も無之深山ニ而御座候由又草木（同上不明）開き耕作内候追々諸人有付右山中を中山と相改壹村開基之趣申傳拾六代目二郎兵衛代天正年中ゟ政所役被仰付明暦延寶享保二度度棟付御帳肩書庄屋とを相付身居無之素ゟ夫役入にも相成居不申當受作義文化七午年郷鐵に被仰付引移相勤居申候尤同八未年御見分後退役仕仲又左衛門御禮仕凡拾代無間斷庄屋役相勤仕在候此度御取調に付前顯之次第御詮議之上一村開基之申傳も有之是迄夫役入にも不相成拾代無間斷役儀勤來候家筋之者に付而者已後苗字帯刀壹家無役之無役人に被仰付旨被仰渡候

壹人　愛作子　又左衛門　同貳拾五　き　同貳拾四
壹人　受作子　浦次郎　同拾九　ゆ　同　犀三郎　同拾七

牛壹疋

右の棟付帳に見えたる天正年中より政所役を勤めたといふ二良兵衛を役儀の開基と見做して同家の系圖に基づき必要な諸点を掲げると次の如くになる

開基　二良兵衛　幼名五良二郎後　寛永元子年四月八日卒
二代　二良左衛門　幼名五良二郎後　寛永未年五月廿一日卒

以上二代は系圖の表に役儀の事は書いてない又地の文書にも見えんが次の二良左衛門が始めて明暦の棟附に見えたる後明暦延寶享保三ヶ度の棟附帳に肩書庄屋と見えた方に入る

三代　又一郎　又二良左衛門　萬治二亥年二月廿六日卒
四代　又一郎　又二良左衛門　天和三亥年十二月九日卒
五代　又左衛門　元祿十二年卯閏九月二十六日卒
六代　左五兵衛　又二良左衛門　延享二丑年四月十七日卒

以上四代中五代の又左衛門を除けば三度の棟付肩書庄屋

七代　二良兵衛　又左五兵衛　明和四亥年十一月廿一日卒

八代　又左工門　寛政十二申年二月廿日卒

九代　森受作　天保十五辰年二月廿九日八十九歳卒

文政二卯年太守齋昌様南方筋御出之節御畫御本陣被仰付　二月六日御入被爲遊

當代は文化八未年棟付帳付肩無役人郷鐵砲庄屋とあつて苗字帯刀壹家無役の始祖である

十代　又左工門　又匠左工門後匠平　弘化三午年五月十三日六十一歳卒

當代には文政二卯年仁宇谷一揆の事あるも別に述べるとして天保七申年二月七日又左工門改匠平阿瀬比中山兩村與頭庄屋被仰付

十一代　森哲藏　又左工門改匠平子　文政二卯歳正月廿一生

天保七申年與頭庄屋御用被仰付同十五辰年二月九日本役被仰付仁宇谷村々之内阿瀬比、中山、和食、仝町、土佐町、小仁宇、仁宇、阿井、百合、朝生、百合谷、鮎川、谷内、馬路、榎谷、平野、井ノ谷、受ノ谷、入野、牛輪、延野、雄、簗ノ上、吉野、鉢、大久保、横石、朴野、日浦合廿九ヶ村町與村ニ被仰附匠平儀御機嫌能隱居被仰付天保十四卯年二月俊陵院様（蜂須賀十三代大守齊昌）海部郡鞆瀧御覽之時同郡小河村割場元取被仰付

嘉永二酉年三月太龍院様（同上十四代太守齊裕）鶴林寺、太瀧寺御參詣被遊時大井村割場元取仰蒙太龍寺山内御道案内相勤申候

同三戌年太龍院様海部郡御出之節輌浦郡陣屋割場元取並大里濱火炮御覽場處惣才判相勤候

茂韶様（蜂須賀十五代最終大守大源院）鶴林寺、大龍寺、津ノ峯御參之節大井村割元取相勤

御同君海部郡堺目御覽之時宍喰浦

其餘所々自佗郡共出入出張御用相勤候中海部郡灘村百姓ヨリ庄屋喜多助四郎へ出入數對同牟岐浦へ出張同郡河内村百姓共ヨリ右同庄左工門へ對右同數日右村へ出張取調片着

慶應三卯年九月廿三日　夫外郡附浪人ニ被付御証文頂戴

斯くて明治維新の後に及ぼした此哲藏は實に森家空前の英傑にして明治維新の後には一層活躍すべきは重ね述べるとして庄屋には大抵加（かしよひ）即ち補助として其地より納める夫役銀の内から一人夫といつて百姓が納める一人前二歩役銀の五倍即ち五人方を給與せられるが人氣が好くなり上に思はれたら困窮を口實として増加勢夫を出願するが上の氣受けが好くない者には下さらん處で森家はどうかといふに森只平氏の所藏せられる文化八未年中山村棟附改百姓夫役帳附紙の繼足に

（上略）内　一　人

右ハ那賀郡中山村庄屋森又右衛門儀地盤爲加勢夫一人引遣者之處追々貧窮ニ相及迷惑之旨ヲ以増加勢夫之儀願出候ニ付右之通當戌年ゟ庄屋役中引遣如件（中略）

文政九戌年十月廿二日　原與右工門㊞　森　孫　平㊞

とある其後弘化三午年十二月郡代高木眞藏穗積治左工門の兩人調印同役淺田久米之丞も記名して次の如く前の附紙に繼足し書足してある

組頭庄屋森哲藏親匠平儀右役義勤中困窮之旨を以て増加勢夫願出三人引遣有之候昨己年明ニ相成兎角困窮難澁之旨を以哲藏より年繼願出候ニ付而ハ當戌午年ゟ來ル戌年迄五ケ年之間猶又引被遣段御當職御下知有之ニ付此旨記置候

弘化三午年十二月　高　木　眞　藏㊞　穗積治左工門㊞　淺田久米之丞

其後同帳附紙の繼足しは

内　三　人

右之與頭庄屋森哲藏儀地盤加勢夫二人引遣有之候從來困窮ニ而難取續趣ヲ以増加勢夫被下度旨願出彼是取調候處數代役職申付御用方出精相勤候ニ付當子年ゟ來ル辰年迄五ケ年之間増加勢夫三人引遣下様御當職御下知有之其段下渡候ニ付引（中略）

嘉永五子年十二月　高　木　眞　藏㊞　井村吉兵衛㊞　森　五　兵　衛㊞

とあり其後又繼紙に

組頭庄屋森哲藏儀從來困窮ニ而難取續趣ヲ以増加勢夫被下度旨願出去ル子年ゟ昨辰ゟ五ケ年之間實加勢夫三人引遣右之當年年明ニ相成候處逸角困窮立直不申難澁之旨ヲ以年繼願出候ニ付而　當巳年ゟ來ル酉年迄五ケ年之間尚又被引遣候段御當職御下知有之ニ付此段記置候

淺田久米之丞㊞　森　兵五衛㊞　尾西　右平

とあるを以ても當時の樣が思知られる

以上話した處で庄屋以上の沿革史實は終つたが次には五人與以下の知れたるものを掲げて主要な處は說明する五人與や取立人の知れたるものを列記すると百合村には勘田島太郎氏所藏に係る寶永四年九月百合村御改指出し帳には

高八石三斗九升八合　壹　人　孫右工門子　孫　之　進　同二拾

一壹　家　五　人　組　孫　右　工　門　年四拾七

と見え上野文太郎氏の藏する文化八年百合村帳には

一壹　家　御藏百姓　五　人　與　長　右　衛　門　歳七拾六

此者先祖山田伊織樣頭入百姓ニ而御座候處寶曆十三未年本末トモ上知ニ相成候且長右衛門義ハ寬政貳戌年ゟ仁宇村五人與役被仰付相勤居申候

とあるゝより先寶曆年間には爲右工門、長右工門、久右工門、久右工門といふ五人組があつたは櫻山事件の文書に見えて居る又文化八年阿井村棟附帳（元木辰太郎氏所藏）には

一壹　家　御藏百姓　龜　右　工　門　歳五拾八

此者根元山田織部樣頭入ニ而御座候處寶曆十三丑年本末トモ上知御藏百姓罷成候且龜右工門祖父龜右工門代當郡仁宇五人與役被仰付引移當龜右工門迄三代相勤居申候

とあり慶應明治の際には瀧藏あつたを見る阿井村には又文化八年に源右工門といふ五人與があつたが其後慶應明治小仁宇村には文化七年五人與久米右工門、取立役丈右工門其翌年に取立役森右工門天保以降嘉永の頃より五人

與に鹿藏あり其後に孫吉といふ五人與のあつたを見る
中にも鹿藏は慶應貳年正月に庄屋秋本和三郎から其筋へ書上げた文書中に

一當　代　　小仁宇村五人組　　鹿　藏

此者文政十亥年五人組被仰付當年迄四十年相勤申候

とある

和食村の五人與には原亥一氏の藏する享保十一年和食村男女人數相改書附指上帳には五兵衛、甚左工門、彌次右工門の三人見え日下賢作氏の藏する文化八未年和食村棟付人數改帳には苗字の附いた五人與が

一壹　家　　御藏先規奉公人　五人與　　矢野　清助　歳四拾五

（上略）清助儀享保度御帳に苗字矢野ト申立候段相記御座候ニ付右之運申上候處御聞屆被仰付候ニ付苗字付上申候（下略）

とある外文化八未年十月棟附改當時の五人與は宇右工門、與惣次、與兵衛杯があつたが天保五午年十月棟付清帳改當時の五人與は米兵衛、安三郎、八田茂物兵衛、篠右工門となつて居る又文政前後となつては文化八未年棟付改當時の五人與中宇右工門は去つて小兵工が見えて居る又與惣次は取立役となつて居た其後の取立役には天保九年に茂三兵衛が仰付けられて明治維新の後に及ぼした

中山村には享保七年の棟付帳に五人與助左工門、彦左工門、惣右工門等あり其翌享保十八年の文書には助左工門去つて今川次郎右工門が見えて居る天明五年の文書には五人與は文右衛門、善兵衛等の五人與が連署して居る中にも基左工門は同帳中に年棟付改時に基左工門、宇兵衛、文右工門、善兵衛等の五人與

一壹　家　　御藏先規奉公人　五人組　　基　左工門　　歳六拾

此者先祖山田織部樣頭入先規奉行人ニ而御座候處寶暦十三未年上知ニ相成寛政八辰谷川越前樣頭入ニ相成居申同十二申年本未共尚亦上知ニ相成居申候今度御取調ニ付右之趣申上候處彼是御詮儀之上上知先規奉公人之儀百姓居ニ被仰付御家來ニ候得共此度御取調之御主意御座候而享保七年棟付御帳壹家ト相付根元本家筋之者故御別儀ヲ以御藏先規奉公人ニ御居置被付小家之儀ヲ百姓居ニ而夫役被仰付旨被仰渡候

壹　人　基右衛門子　只　八　同四拾壹　壹

（弟熊吉娘きやう子禎藏三人省略）

とある先規奉行人の事は身居の處で述べるとして文政七年同棟附帳の清帳改當時に連署してある五人與は文右衛門、善右衛門、今川佐兵衛、唯助の四人にして唯助は基左衛門の子只八が改名した其養子半藏又其職を襲ぎ明治維新前に至つた之は現代森口八平三代以前の祖である天保前後となつては今川佐兵衛、助左衛門、半藏、小林安左衛門、谷右衛門等が五人組を勤めて居つた跡がある殊に下司家は四代の間繼承した五人與であつたから其歴代を次に掲げる

初代　谷右衛門　　天保八年酉七月三日亡　　二代　谷右衛門（幼名源藏）安政三丙辰年正月十四日亡
三代　谷　助（後　谷　平）明治六酉年九月二十八日亡　四代　千　賀　藏　大正十三年八月二十七日亡
にして千賀藏は下司六平の祖父（實は伯父）である專務の取立役は享保年間中山村に今川次郎右衛門があつたを見る行きは享保年間中山村に權兵衛あるを認め小仁宇村には秋本家に存する
明曆三年那西郡之内仁宇谷小仁宇村家人牛馬御改帳に（秋本嘉太郎氏所藏）

一壹　家　高拾三石三斗四升三合六勺　小仁宇村行キ（ちんは）次郎兵衛　年三拾八

但此者先年御公儀樣ゟ被仰付候（下略）

とあり又同上秋本多喜太郎氏の藏する享保七年棟附改指上帳に

一壹　家　高貳石貳斗六升六合四勺　彌　市　兵　衛　歳三拾二

（上畧）行キ後相勤居候

とある次には阿井村の加藤家最初の庄屋英助が行きに命じた公輸送達の令狀例を掲げう

此御狀極急々御用ニ候條晝夜共出羽村木頭名村、高野、澤谷、小畠村迄晝夜共持通寫置右御狀は持戻り平野村熊太方へ御戻し可被成候尤組頭所へ案内いたし申達候以上

申正月十四日　　阿井村庄屋　英　吉　助印　殿

尙又行キが觸使に變つた一例を示すと日下賢作氏の所藏せられる文化八未年和食村棟附人數改帳に

一壹　家　御藏百姓　岩右衛門　歳四拾六

此者先組與一兵衛俄俄享保七寅年棟附帳付行きに而御座候處享和年中觸使名目ニ御取改被仰付御座候然處此度棟附御取調ニ付本末トモ百姓居に被仰付候段被仰渡候（下略）

とある行キは一般に下り者と見做して居るが享保年中觸使と名目改められて弘化年中郡代所から「下り者抔と稱して緣組迄も嫌ふは甚だ不都合である五人與同等たる旨洩れなく觸知らせよ」と與頭庄屋に嚴命せらたことがある尙行キが讓畠証文に五人組の先筆で奥印した一例を次に掲げる

讓畠証文之事

（森只平氏所藏）

一暮石ニ而畠三拾歩高三升之所讓申處實正ニ候右之畠小林左介樣御分護申義ハ其方由緒有之ニ付讓申處爲禮米壹石請取申候尤右之畠ニ付外ゟ何等之障リ無之候ニ付處之五人與加判ヲ以御取立入今川次郎左衛門殿印形申請相渡シ候へバ子々孫々迄全相違有間敷候仍而爲後日讓証文如件

享保八年卯十月廿三日

中山村讓リ立庄屋　佐　兵　衛印
同村証人　正　言　寺印　同行キ　權　兵　衛印
同五人與　惣右衛門印　同　斷　彦左衛門印
今川次郎右衛門印

銀兵衛殿

郡代巡視の模樣

昔は官尊民卑の時代とて今の郡長と見るべき郡代奉行か來ても隨行頗る多く下宿賄其他待遇向には地方の者等は忙殺せられた次に揭ぐる割帳は郡代奉行が中山村へ來られた時の俤である

（小林次助氏所藏）　永井左平

一御郡代　高木眞之助（後眞藏と改名）樣　御宿　信五郎
家來　同心　下才判　御用聞　中川祖左衛門
一御手代　足立貞之助殿　笹倉列太郎殿　村田道藏殿　庄野喜太郎殿　鄕鐵炮同人部家　御用聞殿谷勝之進
一御供目附　棉屋與　良太
一御廻番方　中山村五人組小林安左衛門
一御鷹方　大井村五人與　左市
赤堀邦助樣　松田益次郎樣　長谷部彌惠太樣
御鷹方小使　中津德助殿　谷東兵衛樣
一御水主　同人部屋
久保八十太殿　村瀨留右衛門殿
一御藥込　山下陸左衛門殿
一御駕年寄　中屋清吉
東條甚助殿
御駕脇亭主　加茂村五人與　鶴次
佐々木文右工門殿　濱口彌三郎殿　庄野宇多吉殿
部屋ニ置　丸岡道藏殿　脇川次左工門殿
鈴木貞五郎殿　濱田藤右門殿　寺尾牛太郎殿
太平官右衛門殿　村瀨文五郎殿　佐々木清藏殿

一御籠筥持　佐々重五殿
一御　醫　師　野本立策様　吉益玄啓様　時　藏
一草　履　佐々木多喜藏殿　岩佐　光藏殿　村井吉太郎殿　玉城龜三郎殿
一御茶筥持　元吉殿　同　人　部　屋
一御　又　供　米　藏
一御たんほ持　脇亭主
御掃除　和食町年寄　吉　兵　衛
斧　太　殿
御後架引(御掃除)　孫兵衛殿　喜次郎殿　藤　吉
一御道具持　脇亭主吉井村五八與　茂右衛門
桑村順右衛門殿　竹内清左衛門殿
御　台　持　梅岡才太殿　八　十　吉
御茶辨當持　井村源助殿　板東直太殿　脇亭主土佐町年寄　富　助
御年寄樣御家來　與之助
御目付樣御家來　利和太
割　元　割元合相共　兼　藏
寄　物　方
料理仕出元
御鳥見衆　實五郎　所役人詰所
鶴羽才助　多田藤左工門　橋本米藏　近藤實藏　兒島德之助

維新以前警察治安

藩政時代に於ける警察治安の事は組頭庄屋以下庄屋、肝煎、五人與の如きも干渉したが特別任務に從事したのは鄕目付、同心、番非人等であつたが鄕目附は郡代奉行(古くは郡奉行)の任命で適宜の個所に配置せれて受持區域を定めて巡廻し無切手胡亂者盜賊等の警戒をなし同心は專ら郡代所に付いて鄕目付と共に郡内に於ける犯罪治安の事に從つた番非人は一に隱密又は探化と稱して與頭庄屋以下の村役人に隷屬し鄕目付が巡廻の節には召連れられたが常には隱れ忍んで、秘密に悪化の者等を探偵逮捕するのを任務とした是隱密又は探化の稱ある所以である尙鄕目付は苗字帶刀御免で打裂羽織(ぶつさきばをり)に裁着(たちつけ)といつて半袴の裾を紐にて膝に括りつけ下には別に脚絆を用ひた服裝で提燈は子持筋の下に郡代所御用と入つたものを用ひ同心は略同樣の服裝で十手捕繩を携帶して提燈は前に花菱後に地方御用と入つたものを用ひた番非人は棟付帳にもない賤民で蒲鉾小屋に暮らして家族は常に貰物で口糊を凌いだ位であるから乞食と呼ばれて夫は正月節季に節季候(せきぞろ)に廻り妻は頭も竹の簪引詰め髪で正月に鳥追に廻る外二季五節句其他の紋日吉凶等の場合に人家の軒に立つて食物を貰つたやうな境涯で偵察に廻る時には捕棒を携へ夜中は無提燈を常とした去れば彼の權威の振ひ時といつたら盜賊召捕罪人彈糺の場合ばかりであつた

本町内より出でたる同人の史跡はないが松浦芳太郎氏所藏の嘉永元年申十一月酒造原米取締書の宛名に鄕目付上部壽市郎、近藤文五郎の両名が見えて居る又和食町の元木屋源兵衛(神職吉田整の母の實父)は中川源右工門(後に梟五郎)と稱して藩政末に鄕目附を勤めた史實がある中山の今川佐平(今川李太方の人)も此役を勤めて居つたといふが証左がない番非人中山、和食、仁宇等にもあつた

當時の刑法は頗る峻刻にして十分の者に追放、減祿、閉門、切腹あり無格者に火焚、磔、梟首、打首、牢舍、追放等があつた十分の閉門切腹は寶曆年間仁宇谷給人山田織部の事件があつたは人の能く知る處にして平民刑罰の跡には仁宇谷一揆の張本事件の外に文書に殘つたものは小仁宇の秋本嘉太郎氏所藏の小仁宇村享保七寅年御歿後家督相續之本人名面指出帳に

一壹　家　　先規奉公人　　湯淺次郎左工門

の子が次の如く見えて居る

次郎左衛門孑　幸助

此者同御帳付不埒之儀有之元文三年御給人山田織部様ゟ田宅關所追放被仰付候

とある又治安の爲めに斯の如き制裁を加へた

（森只平氏所藏）

申上覺

一私伜竹五郎儀不生根ニ御座候而見限リ候所村方ニ而度々盜賊仕候儀番非人召捕相糺候處盜人ニ相約リ右ニ付村方御定之通何角相辨へ候處御役人樣御立合被下內分ニ而御濟シ被下並ニ竹五郎へ御異見被下心躰御尋ネ被下候得バ神妙ニ持仕樣申出ニ付何分若年之事故愈度きびしく異見仕丈夫ニハコクシ手元ニ引付召遣其上亦々不正行仕候得バ御役人江申出樣被御聞重々奉畏萬一御受出之通聊等不足ニ而又々盜賊仕候得バ何程之義ニ而モ迷惑與申間敷相辨可申依仍而請書如件

天保九戌三月　　中山村竹五郎親　茂久右工門㊞

今川佐兵工殿　半藏殿　　同証人　虎五郎㊞

傳馬

傳馬の傳は猶驛の如しで驛馬といふも同じである本義は道中の驛々卽ち繼場々々で公用のため仕立てる駄馬であるが駄馬のみならず送夫も無論之に含んだ阿波藩時代の傳馬の制は公用書翰や公用荷物を藩道筋を順々に村々夫負（十五歳以上六十歳）の百姓に運搬させる義務を持たされた本町內の立場をいへば加茂村より來た荷物は中山の組頭庄屋森家の處受取中山村の送夫は和食の太田井磧で和食村の送夫が繩立て仁宇村庄屋柏木家の處に送ると同村の送夫は夫を繼立て順々延野方面に至り海部郡に入るのである繼場は之を傳馬處と稱して所の庄屋が傳馬役兼務で荷物の受繼及び駄馬や送夫の駈出し事務を擔當した夫れで繼場は庄屋の近くにあつた以上は德島起点の話であるが逆の場合は海部郡古屋より本郡に入り延野仁宇、和食、中山と以前の道を繰返す俗には之を送り傳馬と

いつたが公稱は單に傳馬で飛脚には太布の袋に御用と何村といふことゝを記して袋の中に封書と受取帳とを入れ置き那賀海部郡代或は御藏所より何村誰々へ何通受取等と記し飛脚へ渡す至急を要する書狀には「此狀急々御用に候條刻附を以て送達すべし」との附箋がある此等は受取帳に『何月何日何刻』と書いた又出張官吏抔から御用荷物運搬送夫駄馬等の送手形が着いたら處の傳馬役たる庄屋は要求送夫の人員送馬の頭數等を夫負の百姓に命じて廻番的に驅出し使役した併し相當の賃銀は支給せられた夫は村の高割で徵收した夫役銀で差引したのである奉行の出張抔に對して要する駕舁、荷物、駄馬等が前の村から着した當番村の村役人中庄屋或は五人與が繼場の道路へ出張つて荷物の受繼は勿論奉行に挨拶した次には傳馬送手形の一例として秋本嘉大郎氏の藏する弘化二己年諸御用御觸寫し控張の中に見えたるものを次に揭げる

覺

送夫拾壹人　我等方へ

但本文人數同拾三人之處內七人當處ゟ那賀郡櫻間村迄可指出候

右は明廿六日朝七ツ時海部郡古屋村發足那賀郡音谷村へ罷越直樣船ニ而同郡岩脇村へ罷下リ令止宿候條川筋諸事不指支樣可令了簡候　以上

三月廿五日　　原安左衛門

海部郡古屋村ゟ

那賀郡音谷村並同郡岩脇村迄川筋村村役人共方へ

右御本文之通船ニ而御下リ被遊候間此段御承知可被成候

三月廿五日夜寅刻　　音谷村肝煎　入江八之助

岩脇村迄村々御役人中

當時傳馬所のなかつた村の夫負百姓は最寄の傳馬處に驅出されて使はれたが和食町と土佐町とは町人本位であつたから之には一切關係なかつた

仁宇の津渡は昔から個人渡であつたが元治年間小仁宇より村請に願出た當時の事情は次の文書で窺はれる

（秋本嘉太郎氏所藏）

乍恐奉願之覺

仁宇ノ津渡守之義先年ゟ近村始川筋並山分村々至迄夏秋渡員米として米麥取都仁宇阿井両村ゟ渡來り大出水之節は出水相應之運賃被出而渡來り候處是迄年々御用支度々々御座候其上不相應之高運賃不取而渡不申何れも難澁之趣に付此以後之義は右渡守當村へ被仰付度左候得ば右渡賃を以旱水之節は勿論出水之砌に而も右賃米指出候村方之義は無運賃に而指支無御座樣渡可申樣是又渡船之義も右賃米の内を以て造替仕渡候間先心見として當時當村へ被仰付候樣去酉年當村百姓共奉願上候處翌戌年近村並山分村々御船賃被仰付両村渡守共御行着之上御用御勿論何れに而も指支無御座候樣渡船之義も賃米之内を以造替仕出水之砌に而も無運賃に而渡可申筈の所其以來度々御用支御座候に付私方に受持置相勤居申候處當年に至候而賃米被取候村方に而も少々水増御座候得ば小船に而も渡候而も大小運賃不取而は渡不申趣相聞且當月廿一日ゟ出水翌廿一日追々引水ニ旁私ニ之ものに渡指支不申趣然處同日七つ時御用之御方樣御出被遊候所渡不申趣私方へ御申出に付私共渡場へ罷出御用之趣申聞候處漸渡來候懸り然昨廿四日少々水増御座候處私用のものは指支不申樣渡申候處折節極急之御用に付山分村々江御飛脚御仕立被成候處渡不申趣是又御申出に付私共罷出御用趣申聞候得共渡不申に付而は御用指支奉恐入無據當村に而船配仕御用指支無御座樣相勤申候然處當村百姓共申出候ば右樣御用指支渡不申村方ゟ相勤申義に候得ば當村へ渡守被仰付候樣奉願上吳候樣私共手元へ願出候尤右被是の義は御飛脚の御方ゟ御聞取被仰付委布相分可申候間何卒両村御役人始渡守共前段の運を以早々御行着の上當村の渡守被仰付候得ば何時に而も御用は勿論何れも無運賃に而指支無御座候樣可仕候に付此段御聞屆被仰付爲下候得ば百姓は勿論私共迄も有難成爲候右の段書付を以奉願上候以上

元治元子年五月廿五日

森哲藏殿

旅行と往來切手

藩政時代にあつて旅行するには村役人に申出て旅行先の道筋にある關所其他の要所を過ぎ得る往來切手を受くるを要した其手續の適例には小仁宇の秋本嘉太郎氏の手許に次のやうな文書がある

乍恐奉願上覺

一女貳人　那賀郡小仁宇村百姓　作太郎母なが　同人妹く　に

右之もの兼而心願御座候ニ付淡州西國三拾三ケ所順拜仕度旨私共手元迄申出候何卒御慈悲ヲ以日數廿日程御暇被仰付撫養岡崎御切手被仰付被爲下候得ば難有仕合ニ奉存候右之段乍恐書付ヲ以奉願上候以上

小仁宇村庄屋　秋本和三郎

同村五人組　鹿藏

西四月

海部那賀御郡代樣御手代　木村五郎吉殿　庄野喜平太殿

次には他國から來た往來切手の例を示さう

（清川重吉氏所藏）

往來之事

奥田清兵衛

一京都西六條花屋町

右之者今般諸國神社佛閣拜禮被執行仕被之者義代々眞言宗度ニ而則當院檀家紛無御座候行暮之節一宿被仰付萬一病死等候得ハ國元江御屆ニ不爲其處ニ而御取埋メ被下度仍而寺請往來一札如件

慶應二年寅二月

同國同所　相福寺

諸國御關所御役人衆中

在町御役人衆中

諸法度

藩政時代の諸法度中には上に向つて強訴し或は徒黨を組んで一揆を起し百姓共が他藩に向つて逃散る外切手を持たない他國の旅人並に追放せられてごつそり歸つた者等に一夜の宿を貸す抔は嚴禁せられた此等は上の達しに基いて毎月百姓一統を戒め觸書を讀聞け其主意を申聞かし抔して請書に連判させて違背せないを誓はしめ其地の庄屋或は肝煎抔は五人與ニ連署して請書を出し與頭庄屋に連帶責任的の請書を出し與頭庄屋は之を纏めて郡代所に指出し其身も共に連帶で其組下なる村町の者等に法度を犯さしめない事を誓ふた斯うして種々の法度は勵行せられた

次には小仁宇の肝煎秋本多三郎が五人與と連署して天保六年未十二月に西細村與頭庄屋植原權太郎兵衛に前記受書の跡書を掲げて示す

書付ヲ以申上覺

一強訴徒黨逃散之義前々ゟ兼而稠敷御究被仰付有之所尚又安永六酉年御書付ヲ以被仰出候御趣毎月々小百姓ニ至迄夫々讀聞壹統奉畏候依而私共ゟ御受書指上申所相違無御座候以上

未十二月廿四日

小仁宇村肝煎　秋本多三郎
同五人與　久米左衛門

植原權太兵衛殿

仕上御請書之覺

一他國無切手者並ニ御追拂立婦人等一夜之宿も不仕樣兼而稠敷御究ヒ仰付有之御趣毎月ニ小百姓至迄夫々篤與申聞壹統奉畏候仍而私共ゟ御受書指上申所相違無御座候已上

未十二月廿四日

小仁宇村肝煎　秋本多三郎
同村五人組　久米左衛門

植原權太兵衛殿

右之通毎年七月十二月ニ相認メ指出申事

以上は肝煎多三郎の內なる今の秋本嘉太郎氏の藏する文書であるが次には同家に藏する安政三辰年正月十五日御用諸御取究御請書と表記した中折全紙の竪繰帳に見ゆる村中請書之覺を寫して示さう

仕上御請書之覺

一強訴徒黨逃散之儀前々ゟ御法度之御趣
一他國無切手者並御追放立歸人等壹夜之宿等も仕間布御取究
一博奕御制道稠布御取究
一他國素麵並挽粉類相調候事御法度之御趣
一御制服稠布御取究之御趣

右之通御趣意夫々厚相守候樣被仰付村中壹統之者共奉畏候萬一心得違ひのもの御座候得ば早速可奉申上候依而村中壹統連判御請書仕指上申處相違無御座候以上

辰正月十五日

小仁宇村　重吉㊞　米藏㊞
安左衛門㊞　光之助㊞
惣吉鹿五郎㊞　（以下五拾壹人省略）

右の請書に宛名はないが秋本多三郎子秋本和三郎の肝煎代中村人を呼寄せて連判させたものにして前に見えたる禁制の外博打を打たんこと、他國の素麵や挽紛即饂飩粉蕎麥紛の類を買はんこと、制服の取究を背かんこと抔の條件が加つて居る尚又同家に存する質素儉約制服導守之請書を掲げう

仕上御請書之覺

質素儉約御制服之義ニ付尚又此度左書之通被仰出候間御目附中ゟ達有之候條右樣相心得其方共組村浦何ものによらず逸々觸知らを組切請書取揃來る廿九日迄に可指出此狀先々無滯刻付を以順達之上濟村ゟ可指戻候以上

九月十九日

質素儉約御制服之儀ニ付先達ゟ度々被仰出相達候當分御趣意相守候姿ニ相見候得共何れなく相馳分而驕奢花美ニ相流候樣相見へ前々相觸候趣意相背者有之哉ニ相聞不心得不埒之事ニ候條以後屹度取扱御制服相守樽笄其余履物ニ至迄高價之品相用間布候右之趣重々念入可申付候若又此上兎角心得違相建御趣意不守もの有之におゐては據無手當咎申付候且又途中仕乘り候義は至道讓合可被申候所斟酌無之中には諸士へ對し無禮法外之仕成仕候者も有之哉に相聞別而不埒之事に候右体之儀は無之樣可仕候右体之遠犯しもの有之候得ば其處役人共も越度可申付候條重々無油斷取究可申此段相觸候樣町御奉行御郡代へ被申聞儀被有了簡旨御目附中申達候事

右之通尚又此度被仰付候御趣意村壹統奉畏候に付惣代之私共御請書仕指上申處少しも相違無御座候以上

丑十二月　　小仁宇村中惣代　利藏　鹿五郎　伊九郎　利三郎

同村御役人中

右に見えたる丑年は嘉永六年和三郎肝煎代中である

第三編

棟附帳形式内容

棟附帳卽ち昔の戸籍で本町内に存するものは明暦三年那西郡之内仁宇谷小仁宇村家人牛馬御設帳（秋本嘉太郎氏所藏）明暦四年那西郡之内中山村棟附人改之御帳、延寶八年同上御帳（以上小林次助氏所藏）享保七寅年那賀郡中山村棟附人數御改帳（元木辰太郎氏所藏）を古いもとして文化八未年那賀郡阿井村棟附人數御改帳（森鈴吉森只平兩氏所藏）同上百合村棟附人數御改帳（上野文太郎氏所藏）同上和食村棟附人數御改帳、同上和食村之内土佐町棟附人數御改帳（以上日下賢作氏所藏）同上中山村棟附人數御改帳（森只平氏所藏）等にして之に類するものは寶永四年九月那賀郡百合村御役指出帳（勘田島太郎氏所藏）享保拾壹年午の十二月二十二日那賀郡中山村男女人數改書附指上帳（原貢一氏所藏）享保七寅年那賀郡小仁宇村棟附御改指上帳（秋本嘉太郎氏所藏）等であつて此等は棟附改準備の爲に調べて指出した帳面で形式内容共に棟附帳と大差はないが此他の場合に適用するも棟附說明上には除外して享保以前は幼稚な時代畧ボ一致して居る丈れで次には享保七寅年那賀郡中山村棟附人數御改帳の一部を抄出して說明する同帳には赤い表紙と青い表紙の二種かつて孰れも表紙の中央に縱七寸八分横一寸七分内外の白紙を貼つて次の如くに表書してある

享保七寅年那賀郡中山村棟附人數御改帳次に内部を開けば最初に

高五石四斗六升　壹　人　八之亟子　刀　彌　石　同四ッ

一壹　家百姓　八之亟　歳五拾四

小　家同人　親　與四郎　同七拾五

といふやうに書かれてある是で記載の形式は知られうが壹家とあるは獨立の公民權ある戸主の稱小家とあるは本家に從ふ別家の戸主壹人は戸主に屬する家族であるが小家に二種の區別がある一を忌懸（いみがゝり）といひ一を忌外（いみはづれ）といふ忌懸とは別家してから間もない小家で互ひに親類の忌を受くべき續柄の小家をいひ忌外とは別れて古く年所を經たので忌を受くべき期限を過ごしたもの全く血脈の關係ない者を或事情の下に小家に附

けたものをいふ上に見わたる與四郎は本家八之亟の親が別れたもので忌懸は無論であるが左兵衛後家は本家と血緣が切れて居る是より忌外の起因となる又同帳中に

高四石四斗九升四合三勺　小家　彦兵衛從弟　長太郎　歳拾三
一壹家百姓彦兵衛　歳七拾三　壹人　新右衛門子　吉平　同貳拾八
小家同人從弟新右衛門　同七拾八

と見わるが此時代にあつては總べて忌懸と忌外とを示してないが右の如きは從弟同志で忌は懸るが同帳中庄屋左五兵衛小家に下人久八（寺院參照）見えるが如きは少しも血緣の

高壹石四斗五升六合一勺　中川德右衛門　歳六拾四（中畧）部屋　德右衛門子　與市兵衛　歳三拾九
一壹家　壹人　與市兵衛子　德藏　同拾六

とあるが如きは其一例で部屋とは家の内に或者の居處にとて分つてある一室の義より起つて別居はして居るが分家を仕切つたものではないのを示した嫡子の未だ家督を相續せずしてある間を部屋住といふは上の與市兵衛の如きである去れども部屋には父母伯父叔母兄弟姉妹其他の居る場合もある

右の棟附帳中に現れたる住民の身居（みすわり）説明等は後に廻して同帳末尾に擧げたる家數人數と其内譯及び高（持地の收穫量）等を出して説明する

享保七年那賀郡中山村棟附人數御改帳

（森鈴吉氏所藏）

卷末に

家數合數百九軒　内貳軒　同四軒　堂　氏宮拜殿共
同壹軒　庵　同壹軒　持福院下人共
同四軒　山伏壹家小家共　同五軒　庄屋一家小家共
同六軒　行キ壹家小家共（本文見當らぬ）同壹軒　紺屋
同壹軒　鍛冶小家　同三拾八軒　先規奉公人

同四拾壹軒　百姓壹家小家孀共
人數合百四拾五人内五人　同四軒　他所ゟ來り人
同八人　庄屋一家小家共　同貳人　持福院下人共
同貳人　鍛冶小家　同貳人　紺屋
同六拾五人　先規奉公人　同六人　行キ小家共（本文に見當らぬ）
殘而四拾八人　百姓　同七人　來り人
同貳拾五人　十四以下六十一以上　同壹人　片輪者
高合貳百五拾七石壹斗六升八合貳勺　同拾八人　十五ゟ六拾迄御役負之者

右者那賀郡中山村軒人數老若歳數片輪者長病人等且又先年棟附御改帳面に洩れ居申者有之候ハ此度書載を可申候並御給知頭入之者又は譜代之者等御主人え不相斷筋目を違帳面に相記藏右彼是其外相違之義仕上追而於相顯は相改々庄屋五人組訖與曲事に可被仰付旨段々被爲仰付奉畏候誓紙之上全無違相改帳面指申上如件

享保七寅年二月十七日　那賀郡中山村庄屋　左五兵衛印　同村五人組　助左衛門印
同　惣右衛門印　同　彦左工門印

天羽伴兵工樣

右那賀郡中山村棟附御改就被仰附天羽伴兵工御目附渡瀨庄左工門改罷越逸々小家名子下人等之筋目相糺帳面相極申所如件

享保七寅年十月　天羽伴兵工印　本庄官左工門印　山崎夫兵工印

此時代に於ける棟附帳は足懸け拾五歳以上六拾歳迄の男百姓に夫役を課するを本意として編制した夫役は別に逃るとして此處では當然負ふべき一種の義務稅と思ふて置かれたい處で百姓以外に此課稅は懸らんから家數は百九軒の内氏宮以下行きの本末迄は當然義務を免れ紺屋と鍛冶は役米役銀杯を出すから之を免れ先規奉公人は公儀に仕へる身分であるから無論入らん其外他處から來て居る者は百姓の夫役銀等は本村卽ち本籍地へ納めるから二重

になる夫れで此村では納めるを要せん其例を擧げると同帳中に

一壹　家　來　り　八　金　六　歳三拾七

此者同郡桑野村百姓久右工門從弟右村ニ而貳歩之御役負中山村エ出作ニ參居申候

と見え文化未年同村棟附帳に

一壹　家　來　人　運　平　歳五拾貳

此者當郡桑野村谷愚右衛門樣頭入百姓久右工門小家ニ而曾祖父□作代ゟ當村へ罷越借地ニ建家仕當運平を四代相稼居申候尤夫役銀之儀元村へ指出時々上納仕居申候

と見え文化八未年和食村棟附人數御改帳（日下實作氏所藏）に

一壹　家　來　人　清　吉　歳四拾

此者當郡北荒田野村御藏百姓虎次二弟に而享和二戌年當村へ罷越借地に建家鍛冶職仕今以相稼居申候尤夫役銀之義は元村へ指出時々上納仕候

と見えたる如きは皆百姓居の來人が夫役銀を元村へ上納して居る例である

以上の如くにして四拾壹軒の百姓壹家小家の者等が夫役を納める義務あるものである斯くして本村の總人數百四拾五人の内山伏以下來り人は本村で夫役を納める義務がない殘り四拾八人の百姓が夫役を納める義務がある其内壹人は片輪者で免除せられる片輪者は一に支離者と稱して見分の上働けんものであるから病人と共に不合格者として夫役を免る次に片輪卽ち支離者で夫役免除の例は享保七年中山村棟附帳に

一壹　家　高九石四斗壹合　百　姓　久　米　六　歳拾九

此者ちんばに而御座候御見分之上歩役御赦免

と見ゑ文化八年和食村棟附帳に

小　家　御藏百姓　湯淺多吉忌外　壹　人　同　人　兄　兵　藏　同四拾九

此者支離に而農業難相調親跡之儀ハ弟茂右工門に相續仕を同家に相暮罷在候右之懸に而御見分之上夫役御免

被仰付候

と見え明暦三年那西郡之内仁宇谷小仁宇村家人牛馬御改帳に又

一壹　家　高四石四斗六合三勺　五　郎　助　歳四拾壹

但此者ちんば先年ゟ御役不仕候

とある類で病人免除の例は文化八未年中山村棟附人數役改帳に

小　家　御藏百姓　磯太郎忌外　両　右　衛　門　歳四拾八

此者病人に而御座候に付其段申上候處御見分之上夫役御免被仰付候

とある類である處で貳拾五人の十四歳以下の未丁年者と六十一歳以上の停年者即ち義務滿期の者を除いて拾八人が十五歳以上六拾歳迄の義務中の合格者で之に夫役が課せられる此等を御役負と稱した此時代の棟附帳は夫役本位であるから婦人を除外せられてある夫れで人數合百拾五人となつても男子ばかりで之を二倍せなくては男女合計合數の概數は知られん譯である又高を擧げれば夫役を納める資力のあるを表明した次に庄屋以下の村役人が誓紙の奥書奥印で連帶責任を誓言し終に目附役卽ち非違を糺す檢察官が列席して筋目を糺し棟附改奉行の郡奉行が連署決定の證明を與へてある扨此時代に於ける棟附を重んじた趣を發揮して居るされごも科斗の時代であるので棟附記帳の趣は幼稚であるが文化年度となつては大いに進歩した次に適當な棟附帳から便宜な處を抄出して進歩の程を紹介する

文化八未年那賀郡和食村棟附御改帳

仕立は餘り替らんから省略して內部の一部を抄出する

一壹　家　御藏百姓　清　太　兵　衛　歳四拾

此者根元山田織部樣頭人に而御座候處寶暦十三年上知に相成寬政八辰年に至り長谷川越前樣頭入に相成同十二申年尙又上知に相成本末共御藏百姓に相成候

壹　人　清太郎妻　た　か　同三拾貳

壹　人　同　人　母　と　く　同七拾五

壹人同人子崎　次　同拾(娘中略)壹人同人子繁　藏　同貳ッ
牛　壹　疋

此時代に至つて女を附込むことゝなつたは一進歩である又壹家と小家の記入の模様も更つて來て同帳中に

御藏先規奉公人
一壹　家　爲　次　郎　歳四拾五(中略)　御藏百姓　爲次郎從弟
　　小　家　金　五　郎　歳貳拾六(下略)

とあるが如き小家の金五郎は本家爲次郎と從弟の間で忌服が懸る小家であるから唯爲五郎從弟と繼柄を示して忌外とない又同帳中に

御藏先規奉公人
一壹　家　五人與　宇右衛門　歳八拾三(中略)　御藏百姓　宇右衛門二男
　　小　家　熊　次　郎　歳四拾七

此者寛政十二申年別家仕候(下略)

とある熊次郎の如きは別れてから代數も經ざれば本家の宇右工門とは親子の間柄で血緣が一層厚く、是亦續柄のみを示して忌外とない然るに同帳中に

御藏山伏　無量院
一壹　家　成　學　歳三拾九(中署)　御藏百姓　成學忌外
　　小　家　重　太　郎　歳三拾六

此者祖父榮學改名官六儀者本家山伏無量先祖無量院三男に而寛保年中別家仕當郡和食町へ罷越建家住居仕引移當重太郎儀今以右町に相稼居申候右之仕合當村に家無御座候

とある重太郎の如きは本家成學方から別れてより多く年を經代數も亦多くを重ねて最早本家の成學とは忌服の懸らん間柄となつて居る夫れで成學忌外と肩書せられてある又同帳中に

御藏百姓
一壹　家　岩右衛門　歳四拾六(中略)　御藏百姓　岩右工門忌外
　　小　家　喜　作　歳五十
壹　人　喜作妻　た　つ　同五十二(下略)

とある喜作の如きは岩右衛門の小家に附いては居るが本家とはいひながら岩右衛門の内から別れたものではない斯んな小家は全く他人を或る事情から小家に付けたものであるので岩右衛門忌外(いみはづれ)と肩書附けたばかりで左書がない是は續柄がなくして他人の附いた小家であるのを意味したもので血緣の關係がない夫れで小家といつても二種あることを覺らした

文化八未年十月阿井村棟附帳に

御藏百姓
壹　家　御藏百姓　貞　兵　衛　歳六十七

此者根元山田織部樣頭入に而御座候處寶暦十三未年本末とも上知御藏百姓に罷成候(中略)

小　家　御藏百姓忌外　と　め　歳二十

此者戸畑無御座本家貞兵衛方に加宿仕居申候

小　家　御藏百姓貞兵衛忌外　儀　三　右工門　歳七十三

此者前書とめ父忠助弟二而安永元辰年別家仕候(下略)

とあるが如き小家のとめは本家貞兵衛とは遠緣で次の小家の儀三右工門はとめの父忠助の弟が別家したので愈血緣遠くなつて來たそれで孰れも忌外とした既に述べたが如く小家は本家卽ち一家の主人が支配を受け宗門緣組其他何んでも自由にするの權利がなかつた去れども本家の同意を得て小家離をしたら獨立の權利を得て一家居となるを得る享保七寅年那賀郡中山村棟附人數御附帳次に

一壹　家　彌　助　歳五十參

此者先規奉公人安兵衛小家筋の者に而御座候處此度別家を望申に付本家安兵衛得心之上別家罷成候

とある又小家が離れて一家になつたら他日の証據に小家離帳に附込まれる次に揭げる小家下人離帳は其面影である文化八未年小仁宇村今度棟付就御役仰付小家下人離帳(上略)

一私小家吟藏儀今度當郡水井村へ住替仕に付互得心之上小家相離一家に仕處相違無御座候

同村御藏百姓　彌　吉
御藏百姓　鶴　平

右は那賀郡小仁宇村棟付御改被仰付帳面指上申候隨而小家三下人相離別家に仕本家入逸々被召出當御郡代様御列座に而御糺被遊候所右帳面に仕上通相違無御座候に付得心印形仕候様私共於一座慥に見屆申候以上

文化八未年　那賀郡小仁宇村肝煎　秋本多三郎　同村五人與　久米左工門
同郡百合村肝煎　兼　助　取立人　丈左衛門

増鐵郎殿　坪井平右工門殿　生駒彦吉殿

棟附末尾の家數人數の内譯其他の記載も大いに變つて來た

文化八未年那賀郡和食村棟付人數改帳

（上略）家數合二百拾一軒　内二百軒　自分家　殘而十一軒　自分家　（日下賢作氏藏）
内七　軒　堂　同壹　軒　庵
同二　軒　神主　同壹　軒　山伏
同壹　軒　郡付浪人　同二　軒　郷付浪人
同五拾五軒　先規奉公人　同百三十一軒　百姓
同拾　壹軒　來人

人數合八百四拾六人
内二　人　神主　同二　人　山伏
同壹　人　郡付浪人　同貳　人　郷付浪人
同百四拾四人　先規奉行人　同壹　人　道心
同貳拾參人　來人　同三百八拾壹人女

殘而貳百九拾人　六拾一歳以上拾四歳以下之者牛數合三疋
内五　人　病人支離者　同百　五人
同百八拾人　拾五歳ゟ六拾歳迄御役負　馬數合三疋

走人名面

一壹人　吉之丞弟　平　六　一壹人　孫之丞子　仁左工門

（中略）

合拾貳人

但享保七寅年棟付御改之節走人に付上御座候處今以行衛相知不申候（下略）

家數を大体自分の家と家なきものとに大別して更に小分したのは一進歩じや家數の小分内に於て百姓以外の家へは夫役は課せん人數の小譯で神主山伏以下女に至る間の人々は夫役を免され殘つた男の百姓中病人支離者と六拾壹歳以上の老人と拾四歳以下の子供を除いた外が十五歳以上六拾歳迄の現役者で夫役負であるといふのを示した處は前に説明した處と大同小異であるが馬數牛數走人名面の項を設けた處は進歩である次に土佐町和食町の如きは百姓本位でなくて町人本位であるが和食町の棟附帳は存じて居らん夫れで次には文化八年土佐町棟附帳の巻末統計の部分を掲げる

文化八未年和食村之内土佐町棟付人數御改帳　（日下賢作氏所藏）

（上略）家數合五拾三軒　内三拾六軒　自分家　殘拾七軒　他郷稼借宅加宿人共家無御座分
内四拾八軒　町人　同三　軒　見懸人
同貳　軒　來人

人數合貳百貳拾八
内拾　壹人　見懸人　同六　人　來人
同百　九人　女　殘而九拾四人　牛數合三疋（下略）

同町は全部折下覺左工門頭入の町人ばかりで町役反役が課せられた役銀で反役とは居屋敷の坪數に課せられた反銀で處に依つて一定せんが當町には其資料が殘つて居らんから確言出來んが當時の壹間は六尺五寸であるを附直言して置く尚文化年度の棟附帳で存する限りの巻末統計欄

を摭錄する

文化八未年阿井村棟附帳

（上略）家數合五拾四軒　內四拾七軒　自分之家　殘而七軒　市中他鄉稼等加宿人共家無御座候分

內壹　軒　堂
同壹　軒　郡附浪人
同四　拾　軒　百姓

人數百九拾九人

內三　人　郡附浪人
同拾　貳　人　來人

殘而八拾貳人

內三拾四人　六拾壹歲以上拾四歲以下之者
同四拾八人　十五歲ゟ六拾歲迄御役負

牛數合三拾疋　走人名面（省略）

（上署）文化八未年百合村棟付人數御改帳

家數合七拾七軒　內四拾壹軒　自分家　殘六軒　市中他鄉稼並加宿人共家無御座方

內貳　軒　庵
同壹　軒　堂
同壹　軒　山伏

同六拾三軒　百姓
同壹　軒　來人

人數合三百五拾五人

內貳　人　山伏
同六　人　見懸人
同八　人　先規奉公人
同九拾四人　女

同貳拾壹人　先規奉公人
同貳　人　來人

（元木辰太郎氏所藏）

同百五拾九人　女

殘而百六拾五人

內貳　人　病人支離者
同百　七人　拾四歲ゟ六拾歲迄御役負

文化八未年那賀郡中山村棟付人數改帳

（上略）家數合百三拾貳軒　內百貳拾壹軒　自分家　殘拾壹軒　市中他鄉稼並借完加宿人共家無御座分

內壹　軒　寺
同貳　軒　山伏
同拾　六軒　先規奉公人
同壹　軒　見懸人

人數合五百七拾七人

內貳　人　山伏
同四　拾　人　先規奉公人
同三　人　來人

殘而貳百四拾六人

內拾　三人　病人支離者
同九拾壹人　六拾壹歲以上拾四歲以下之者

牛數合百貳疋　走人名面

一壹　人　山伏　仙乘後家祖父宥快弟　直　次　郎

此者享保七年棟付御帳洩入同年曆中之頃ゟ關東へ稼に罷越其後行衛相別可不申候（中略）

合　七　人

同五拾六人　六拾壹歲以上拾四歲以下之者

牛數合四拾九疋

同三　人　夫役御免之者
同百三拾九人　拾五歲ゟ六拾歲迄御役負

但享保七年棟附御改以後出生並同御帳洩人肩書之儀を其節其出所之家に相付相認め御座候

（中　略）

尙本帳巻末の誓文以下を記載する

文化八未年那賀郡中山村棟附人數御改帳

（上略）右者那賀郡中山村棟付人數老若年數病人支離者等且先年棟附御帳に洩居申者於有之に者今度書載可申候並御給知入之者又は御譜代者等御給人御主人へ不相斷小家下人等筋目違帳面に相記候儀右彼是其外相違の義仕上追而於相顯者相改候庄屋五人屹と曲事可被仰付旨重々被仰渡奉畏誓紙之上全無相違相改帳面指上申處如件

文化八未年五月　那賀郡中山村庄屋　森　受　作　同村五人與　文右衞門
同　宇　兵　衛　同　善　兵　衛
同　基　左衛門　同郡和食村庄屋　殿谷玉兵衛
岩崎猪源太殿　增田鐵郎殿　坪井平右工門殿
楠本官八様　西尾氏之助様

右は此度棟附御改被仰付文化八未年御帳面相仕立御見分奉請御座候處御見分後役人共之内役儀御免並死去の者御座候に付猶亦私共重々相調候上清帳仕指上申處如件

文政七申年十月　那賀郡中山村庄屋　森又左衛門㊞　同村五人與　文右衛門㊞
同　今川左兵衛㊞　同　善右衛門㊞
同　唯　助㊞　同郡和食村庄屋　殿谷玉兵衛㊞
原與右工門様　森　孫　平様　山内忠太夫様

右は那賀郡中山村棟付御改被仰付文化八未年增田鐵郎西尾氏之助彼地へ罷越棟數人數逸々相改置今度帳面相極處如件

文政七申年十月　原與右衛門㊞　森　孫　平㊞

此時に至つては棟附改の模様も鄭重になり村役人の連帶責任も一層重くなつて來た去れば文化八年棟附帳一改當時に於ける村役人が連署の誓紙的上申文と文政七年清帳改當時の上申文並に原與右門森孫平二人の郡代奉行が連署の裁定文とを對照して考へたら棟付人數改の手續が如何に六ッかしかつたかゞ思遣られる尙棟附改奉行は寛政十二年以前は郡奉行其後は郡代奉行の責任で隣地の庄屋を立會せしめて該當村の庄屋五人與と同一の責任を持たせた處は上に見えた如くである

此時代に於て棟付帳を八ヶ間敷しくいつたといふても洩人即ち落籍者があつたを見出した時は次の棟付改に記帳するのを許された其適例は享保七寅年中山村棟附人數御改帳（森鈴吉氏所藏）に山田織部頭入先規奉公人安兵衛の小家に次の如くある

小家同人母嬬

壹人　同人伯父　與三右衞門　同七拾六

此者延寶貳年棟付御改帳ニ洩レ居申ニ付此度記上ケ申上但元祿三年ゟ同郡和食村へ仕付居申候

尙同人母嬬とある嬬は『やもめ』と讀んで夫のない女であるが此處では安兵衞の母で後家となつて居るものである

身分移動の手續

當時以前住居の村町抔を離れて他處に住替卽ち轉籍するには村役人の奥書を取つて郡代所に願出で郡代奉行の住替證文を受くるを要した次に掲ぐるは住替證文の一例である

覺

一　那賀郡小仁宇村御藏百姓　順　藏

右之者享和三癸年ゟ爲稼同村水井村へ罷越建家仕居申今度棟付御取調ニ付元村へ罷歸候而無家督ニ而渡世愈迷惑之旨ニ而居懸住替願出ニ付詮義之上別儀ヲ以小仁宇村を放シ住替申付者也

文化十五寅五月　赤川三郎右衞門㊞　楠本官八㊞
那賀郡小仁宇村庄屋　同村五人與共方へ

（秋本嘉太郎氏所藏）

次には棟附改以前に内分養子となつて居つた者が棟附當時となつて居縣り養子に仰付けられたいと願出た願紙面の面影で之を養子暇願と稱した之には關係村又は町の役人等が奥印奥書を取るを要した之は故障の有無を確めたものである其願書を一纏にして指出した帳面を次に掲げる

文化六己三月内分養子暇奉願分

（上略）　一壹　人　　彌　惣

右彌惣次義ハ私祖父圓吉三弟ニ候所當郡小仁宇村身居リ窮百項事祖父甚七男子無々明和八卯年ゟ内分養子に相成享和三亥年病死仕隨而此度棟付御改ニ付不行看奉恐入候義ニハ候へ共子孫身居リニ行當リ奉迷惑仕候何卒御慈悲ヲ以付彌惣次義左死後居縣リ御暇被置甚七養子ニ被仰付被爲下候はゝ難有仕合奉存候依而彌惣次伜百次郎連判ヲ以奉願上々以上

未　十　月　　同村御藏百姓　八　太　郎

右ハ當時御藏百姓先規奉公人共内分養子居掛リ御暇並ニ住替旦稿御手形等御願是迄等閑ニ相成候段於私共ヲモ恐入重々奉迷惑仕候乍恐御慈悲ヲ以株々奉願上通被爲仰付被下候はゝ難有仕合奉存候則村中少シ茂故障無御座候付相都メ奉願上候以上

文化八未年十月　　同村五人組　宇左衛門

同　　與兵衛

同郡中山村庄屋　森　受　作

同細川村五人與　安左衛門

同仁宇谷組頭庄屋柏木與右衛門

同百合村肝煎　兼　助

（其余外村連判役人省略）

那賀郡和食村庄屋　殿谷玉兵衛

同　　與三郎

同　　清　助

同村水井村庄屋　近藤忠兵衛

同小仁宇村肝煎　秋本多三郎

同阿井村庄屋　加藤吉兵衛

同和食町年寄　清兵衛

（秋本嘉太郎氏所藏）

次には右の手續で下渡された養子居縣暇証文の一例である

覺

那賀郡小仁宇村御藏百姓平吉二弟　德兵衛

此者安永三午年同郡大井村御藏百姓德兵衛内分養子ニ相成寛政七年相果候處今度棟附御取調ニ付有婆申出居縣暇願出ニ付詮議之上別儀を以承届之居縣暇証文指遣者也

文化十四丑年　　原與右衛門㊞

赤川三郎右衛門㊞　楠本官八㊞

那賀郡小仁宇村庄屋　秋本多三郎方へ　同村五人與共へ

以上の如き御藏入の者には郡代奉行から暇証文を渡したが拜知の者には給人から之を渡した次には小仁宇村を拜領して居た給人即ち拜知の持主山田豊前の渡した養子暇証文を掲げる

（秋本嘉太郎氏所藏）

覺

我等拜領那賀郡小仁宇村頭入百姓廣吉儀我數多有候之處家督少弟共ニ譲分遣候而ハ難成處同村拜領頭入先規奉公人七左衛門後家儀畠三百五十八歩成四斗貳升四合相控居候處男女子無之ニ右廣吉二弟元藏儀家督相續之養子ニ相望候ニ付差遣度旨ヲ元藏暇之儀廣吉願紙面ニ其方並五人與共與書ヲ以村中故障無之旨申出ニ付願之通承届元藏儀養子暇指遣處如件

嘉永五子年三月廿六日　　那賀郡小仁宇村庄屋　秋本和三郎　五人與共へ

養子縁組又は離縁の場合にあつても先規奉行人其他夫役の懸らん者であつたから次に棟附帳改のある時に至つて加除するが百姓にあつては其都度夫役帳の加除を要して次に夫役帳加除の模様は

文化八未年中山村棟附改百姓夫役帳附紙に（上略）

貳　歩　　那賀郡百間谷村百姓九仁次事万吉弟　　利　久　　太

右者中山村百姓角右衛門養子に相成暇証文指遣有之付に付昨卯十月夫役申付有之處双方得心之上離縁願出承届遣右証文召上遂消印候に付夫役引遣

と天保三辰年十一月十七日郡代山内忠太夫繼印して同役三間勝藏本庄七兵衛の兩人も記名して繼足してあるので

其他は類推せられる入夫に行つて願の手續抔は餘りに變らんが家督相續入夫許しの証文例は次の如くである

（日下覺作氏所藏）

覺

御代官所那賀郡和食村先規奉公人加吉儀畑貳反九畝高三石三斗相扣弟三人有之三弟林藏儀本年三拾六歳に罷成少家督に而夫々配分仕候而は渡世覺相調及迷惑罷在罷然所同村先規奉公人順作娘さん儀田畠三反四畝高三石四斗相扣外に家督相續可仕兄弟も無之に付右林藏儀家督相續入夫仕度旨相望差遣度趣双方願紙面に村中故障無之由其方共奥書以願出に付兩人願承届林藏義順作娘さん家督相續し入夫に申付處如件

文政四子年七月五日　渡　孫　太　夫印

那賀郡和食村庄屋　殿谷玉兵衛方へ　同村取立　清兵衛方へ　五人奥共方へ

（付紙）　繼印

本文和食村先規奉公人和吉三弟林藏義實者安永五申年さん父順作存生中ゟ内分養子に相成さん妻合男女子四人合出生之旨此度棟付御取調に付有姿申出林藏並出生之男女子共居懸之通身居願出に付詮議之上別紙を以承届候實正之通證文に遂付紙遣者也

文政八酉年八月廿九日　原　與　右　衞　門印

森　孫　平印

市中又は他郷に出稼するには庄屋又は肝入抔の稼手形を受くるを要した次は其の一例である

（秋本嘉太郎氏所藏）

稼手形之覺

一女壹人　那賀郡小仁宇村富藏妹　る　い　年四十

右之者此度市中稼に罷出申處相違無之候然上は何方ニ而如何樣之義出來仕候とも右富藏引受申處相違無御座候依而壹札如件

安政五午年六月　小仁宇村庄屋　秋　本　和　三　郎

所々御役人中樣

次には奉公入契的証文の一例である

仕　渡　申　書　物　之　事

一私儀那賀郡小仁宇村秋本和三郎忰歳貳拾貳才に罷成候半兵衛と申者に當酉年ゟ來る午年迄丸年拾ヶ年切御自分え手代奉公に入申所實正に御座候給金之儀は拾ヶ年金五拾兩に相定壹ヶ年分金五兩宛其年に御渡被下筈に候一從御公儀樣被爲仰付候御法度之儀は不及申被仰渡候御家法堅相守可申候

一私宗旨之儀は代々眞言宗に而紛無御座候則寺請狀取御渡可申候

一江戸御店に而藍玉並材木商賣被成候に付私儀御奉公如何樣共被仰付次第金銀請持取扱に付毛頭私欲不仕得意方大切に相勤可申候尤一切自分商賣仕間敷候右御約定年數之内如何之儀有之候共私方ゟ御暇願仕間敷候若勤方御氣に入不申不時に御暇被下候共私方ゟ申分無御座候尚年數明御暇被下候節者私共請持得意方懸金等帳面引合勘定無相違相極引渡可申候其後私儀何方に奉公仕候哉又は自分商賣仕候共私請持得意方は不及申惣而て御自分賣場筋に一切商賣仕間敷候且又私儀勤方御氣に入右年數相濟候以後御召仕被下候得ば右書物之定に而御召置可被下候依而爲後日書物如件

文久元酉年十一月　半　兵　衞

久次米兵次郎殿　大阪屋庄三郎殿

右半兵衞儀御自分え手代に御召抱被成候處相違無御座候寺は同村大龍寺旦那に紛無御座候御法度之宗門疑敷者に而は無御座候寺は同村大龍寺旦那に紛無御座候右半兵衞義書物之通少しも爲相背申間敷候万一取逃欠落或は金銀其外何に不寄引負等仕候へは其品被仰聞次第私方ゟ早速相辨え何國迄茂罷越本人尋出し相渡可申候若又半兵衞勤方御氣に入不申年數之内御暇被下候へば殘金指引仕請取越有之候へば急度指戻可申候將又着類之儀は私方ゟ仕着可申候間御構被成間敷候万一彼者何方に而怪我過不慮に相果候は平に申分無御座候御法度は不及申御家法堅爲相守可申候若何等之不埒成儀仕出し候我共何國迄も罷越御自分ゟ少しも御難儀懸申敷候尤半兵衞儀何方ゟも屹故障無御座候依而爲後日奉公人請狀如件

文久元酉年十一月　那賀郡小仁宇村賣主　秋本和三郎
　　同　村　請人　小川利藏

久次米兵次郎殿

右之通當村半兵衛當酉年ゟ來る午年迄御自分え奉公に罷越候に付而は御家法之通請狀相認め相渡申所承應仕候以上

酉十一月　同　村　五人與　鹿藏

久次米兵次郎殿

右に久次米兵次郎と見えたは北方有名の金滿家名東郡新居村のて印の事である

以上は棟付總帳又は平帳と稱して郡代以下村役人の支配に屬する身分の者を付込んだ棟付帳に就いての話である

が家中(士分)の別家厄介、又は構浪人或は譜代家來の如きは本家又は構の家中、主人抔が支配するので地方役人

即ち郡代奉行以下の支配を受けん之を支配外人と稱して棟付改支配外帳といふのに付上げられて羽振を利かした

其帳面は本町内に存して居らんがあつたに違ひない處で其身分の者等は夫に關係の家中から村又は町の長たる役

人に居切手(一に居手形、住居手形といふ)といふのを送つて住居せしめた其切手の例は次の如きものである

覺　(松浦芝太郎氏所藏)

私等家來坂東清藏坂東善太郎吉太清助右四人之者共和食町同住居候宗門其外不限何事我等請持候條其方支配

有之間敷候先年ゟ同住居罷在候處居切手無之此度指遣所如件

寛政十三酉年三月四日　渡邊助左衛門㊞

那賀郡和食町　年寄方へ　五人組共

和食村には別に穢多帳といふのがある日下賢作氏所藏の文化八未年那賀郡和食村穢多帳といふのは今の西北地特

殊部落に屬するもので形式内容共に變つた處がないから省略して阿波志那賀郡戸口の條に見えたる本町内の戸數

人口は次の如くである

和食缺戸　六百六十二口　屠戸　二十一戸　百二口

(備考)　屠戸は穢多

和食町　五十七戸　二百四十一口　土佐町　三十七戸　百五十二口

丹生　四十七戸　二百十一口　小丹生　三十五戸　百三十口

中山　百十戸　四百八十一口　百間　四十二戸　百九十口

百合間　十戸　五十四口　阿井　五十一戸　百八十口

(備考)阿波誌は寛政五丑年二月濡臣佐野少進望の次第を以て時の郡奉行増田半兵衛より當郡にては櫛淵村糸田川夏助立江村笠原龜五郎へ資料取調方を命じ更に移牒して庄屋の面々より差出させ始めたものなれば上に指げた戸口も寛政享和の交と見て今より大凡百二十四五年以前の實際と見れば可からう

印鑑扣帳

昔は印鑑扣帳といふのがあつて庄屋或は肝煎抔人別の印影を取置いて他日の証とした其一例は次の如くである

享和三年亥八月改　(秋本嘉太郎氏所藏)

當村(小仁宇)中印鑑扣へ帳

(本帳の氏名の重なるものは)

小仁宇村先規奉公人　政次郎　鶴平　久米右衛門　外三十六名

見懸人　長左衛門　神主彌五太夫

同小家榮作　百姓長作(外六名)

先規奉公人　湯村久左衛門　新御小人留吉

肝煎多三郎

判人〆合五拾九人

棟附引合

棟附は一度調べたばかりで可いのでない時々奉行が出張して前後の棟附引合をなし不都合なきかを取調べた是が

今の所謂檢閲である小仁宇の秋本嘉太郎氏の所藏して居る次の文書は其跡である

申　上　覺

一今度棟附御引合被仰付候に付明暦延寶享保三ヶ度棟付御帳並に御暇御證文等夫々取約め役人共之内持參仕候樣被仰付奉畏候然所私義此節不快に而並に久米左衞門義も他行仕居合不申に付無據飛脚を以指上申候則左書目錄之通御達申候間御受取可被下候右之段申上所相違無御座候　以上

一明暦延寶享保棟付御帳扣へ　三冊
一養子入夫御暇御證文　九通
一右同斷證文寫　貳通
一住替御暇御證文　壹通
　合格五通但帳面とも

右之通御達申候也　以上

申二月十三日　　小仁宇村肝煎　秋本多三郎

植原權太兵衛殿

覺

一明暦延寶享保三ヶ度御帳　三冊
一御證文之類十　貳通

右之通棟付御引合被仰付に付受取申候外に今度棟付御帳指除代續之義は第一之義故御心得之事と察し候處相見へ不申候依之尚亦明日御指出可有之候　以上

二月　十　三日　　植原權兵衛印

小仁宇村肝煎　秋本多三郎殿

前者は組頭庄屋が肝煎に對して棟付の引合があるのに付いて必要簿册書類の指出方を命じたが肝煎は病氣五人與は不在であつたから飛脚に持たせて遣つた送狀で後者は其請取返事であるが肝腎の代續帳が添つて居らんので指出方を命じてある代續帳は省畧して夫に代へ郡代所の指圖に依て指出した家筋成立代續仕立の一例が矢張嘉太郎氏方に存じて居るから次に揭げる

覺

一　見懸人當　儀　兵　衛

此者家筋成立代續相仕立度々棟付帳に懸り取調其者に當り左書に相記指上候樣被仰付奉畏左に相記奉指上候

元文年ゟ小仁宇村に住居す　竹　內　彌　作

此者父又左衞門儀は根元阿部忠右衞門樣御先代御構浪人に而當郡黑津地に住居仕候處構相放れ山田織部樣御家來に罷成同郡原ヶ崎に住居仕候而右彌作儀は元文年中藤田地相調小仁宇村へ罷越し織部樣御家來に而住居仕候所寶暦拾參未年御上り知に相成候節當村先規奉公人に相紛れ冥加銀上納奉仕苗字帶刀其儘に而御建置被仰付引移り住居仕候且彌作弟伊右衞門義は織部樣御家御所絶後鄕付浪人に被仰付原ヶ崎に住居仕候に付彌作子孫やそ身居り候之文化儀此度棟付御取調之節奉窺上御座候所見懸人に御居へ被仰付候右彌作儀者寶暦十四申正月廿三日相果申候

一　彌　作　子　竹　內　藤　次　郎

此者先規奉公人に相紛れ冥加銀上納仕親跡相續天明六午十二月廿七日相果申候

一　藤　次　郎　子　竹　內　吉　次　郎

此者前同斷寬政八辰九月十八日相果申候

一　吉　次　郎　妹　や　そ

此者儀文化八棟付御帳左書に此者祖父彌作儀者山田織部樣御譜代御家來に而當郡原ヶ崎に住居仕候所元文年中當村へ罷越藤田地相調住居仕居申候處織部樣御家御斷絶後先規奉公人に相紛れ年々冥加銀上納仕苗字帶刀其儘に罷有當やそ迄相續仕居申候此度御取調に付右之通申上候處御詮儀之上以後見懸人に御居へ被仰付候段

被仰渡候と御座候且又兄吉次郎相果其上病身に而耕作等近親之者世話に相成獨女に而罷有冥加銀上納仕居申に付奉公人居りに而前顯儀兵衛養子に奉願上相續仕せ居申候且又やそ儀は文政二卯九月廿三日相果申候

一　やそ　養子　儀　兵　衛

此者義は當村御藏先規奉公人淺次郎二男に而御座候所文化十四丑年やそ養子に奉願上御郡代原與右衛門樣赤川三郎右衛門樣楠本官八樣ゟ御暇御證文被下置家督相續仕居申候

右之通當村見懸人儀兵衛家筋成立代續棟付御帳之左書等相調帳面に相認〆指上申所相違無御座候　以上

天保十二丑年九月十九日　　小仁宇村庄屋　秋本多三郎

同村五人組　鹿藏

御郡代樣御手代　木村五郎吉殿　坂東彌壽郎殿

身　居　一　東

阿波藩時代に於ける本町内の住民は棟付改支配外帳、棟付人數改帳(總帳)穢多棟付人數改帳の三種の帳に付込まれた者の外何れの帳にも付込まれない一種の民族とであつたが棟付改支配別帳は一冊も存じて居らんから確かに別らんが同帳面に付込まれたもの丶身居は大体次の如くである

別家厄介　藩臣分家の者にして來住して居る身居で本家より世話し保護する士分の支族といふ意味で和食の現戸主山田ゲン方は先祖山田丹治以來山田弓藏迄六代間此身居にあつたものである東北地の佐藤三策方も亦此身居にあつたは醫者の處で述べてある

構浪人　浪人とは主人食祿に離れた士分の意味で殿直付の士分ではないが藩臣構の准士分と見れば可い此身居のものはあつたかどうかは疑問が萬一を慮つて辨じて置く

譜代家來　譜代とは家譜代々の義より轉じて臣下の數代其居家に仕ふるもの即ち世臣をいふ去れども古く家來でなくとも新に家來になつた者で支配外帳に付上げられた手續抔は既に述べたる處であるが支配外帳が出來ん前には總帳に付込まれてあつたといふのは享保拾壹年午十二月和食村男女人數相改指出帳に(原貫一氏所藏)

(家族五人省略)

とあるので知られた此時代に譜代とあるのは山田織部譜代の家來である寛政年間和食町に渡邊助左工門譜代家來坂東清藏、坂東善太郎、吉太、清助抔が居つたは既に述べたる如くである

棟付總帳に見えたるものには御鐵砲、馬捕、小人の如く藩に仕へて城下勤をして居るものもあれば郡付浪人の如く郡代(古くは郡奉行)直當の者鄉付浪人の如く所役人に保護せられて苗子帶刀を免されたものもあり或は全く所役人の支配に屬して郡代奉行(古くは郡奉行)は間接上位の支配官といふやうな姿の下立つものもあつた次には同帳中に入れられた藩に隷した城下勤の者より順々掲げて其身(みずわり)を説明する

御鐵砲　足輕頭に隷した去れども無格者で其株は賣買を許された本町内で其例は文化八未年和食村之内土佐町棟附人數改帳中折下覺左工門頭入町人澤五郎忌外小家與兵衛の次に

(日下賢作氏所藏)

小　家　　御鐵砲　　坂　東　友右衛門　　歳三拾六

此者父茂五郎事房右衛門儀は前書與兵衛繼父宇助弟に而市中へ罷越誠相稼居申寶曆拾辰年平瀬祐兵衛樣御家來に相成居申其後御暇申受同曆十二年午御鐵砲櫻井留作退身跡株へ御召抱に相成栗野房右衛門と相名乘大岡に而拜領之居屋敷に住居仕御奉公能在其後苗字板東と相改引移仲當友右衛門家督相續仕今以御奉公能在候

(下略)

とある

御馬捕　藩に飼育する乘馬の口捕をする賤役で城下に屋敷を賜る文化八未年和食村棟付人數御改帳(日下賢作氏所藏)に

一壹　家　　御馬捕　　伊　助　　歳五拾五

此者先祖五郎八事伴六儀は山田織部樣上知先規奉公人絶家田中官左工門小家前書藤太郎先祖丹次郎惣領にて

先年市中稼に罷出御馬捕に相成富田御厩丁にて拜領之居屋敷に住居仕居申候(下略)

とある

小人　武家にて走使に供ふる卑しき役で、落には御藏百姓から徴集して江戸屋敷に下して使役した事がある其手當は村方より支辨さゝれたされども御用の勤中は二歩役脇指御免にして其例は文化八未年百合村棟人數御改帳に

(上野文太郎氏所藏)

小　家　御藏百姓　長右工門忌外　清　左　衛　門　歳五拾五

此者(中略)寛政四年川越新御小人に被仰付右御用相勤候中二歩役帶刀御免被仰付(下略)

と見ゆ享和三年亥八月改小仁宇村中印鑑控帳(秋本嘉太郎氏所藏)中に新御小人富吉と見えし居る次には郡付浪人以下村町居住の身居説明をする

郡付浪人　何事も所役の支配を受けず郡代奉行へ直接に遂行することを得る無主無祿の士といふ意で之を郡代直當といつた尚簡短にいつたら郡代奉行直付の非役待といふのである此身にあつたものを擧ぐれば次の如くである

文化八未年和食村棟付人數改帳　(日下賢作氏所藏)

一壹　家　郡付浪人　清　水　記　次　郎　歳五拾六

此者先祖清水齋左衛門儀は山田織部樣御家來にて享保七寅年棟付御改之節御譜代御帳に相付居申候處寛暦十三未年織部樣御家御斷絶以後當記四郎祖父官左衛門儀身居奉願候處郡付浪人に被仰付候段御當職樣御下知之御趣明和四亥年郡御奉行太田三十郎樣より被仰渡候此度棟付取調に付右之運申上候處御詮議の上根元夫外より右身居に被仰付候者之儀故子弟別家仕候とも無役に被仰付候段被仰渡候(下略)

(元木辰太郎氏所藏)

文化八未年阿井村棟付帳

一壹　家　郡付浪人　元　木　園　吉　歳四拾參

此者曾祖父孫之丞儀享保七寅年棟附御帳に前出御藏先規奉公人元木又次祖父義左工門伯父小家と組付山田織部樣頭入にて御座候處寛暦十三未年本家同斷上知罷成候然處祖父官兵衛代明和四亥年金子指上身居郡附浪人被仰付則其節之郡御奉行猪子勘之助樣より御證文頂戴仕居申候此度御取調に付右之運申上候處彼是御詮議之上壹家無役に被仰付前段上知先規奉公人小家筋之者に御座候に付而は以後子弟別家仕候者之儀は都而百姓居に被仰付候段被仰渡候(下略)

(日下賢作氏所藏)

郷附浪人　郷村附で其地の役人に保護せられ大切がられる主なく祿なき武士といふ義で苗字帶刀夫役御免である

が郡代奉行には所役人の手を經ずして直接に懸合ふ事が出來んといふのが少しく郡附浪人と違つた處である次に棟付帳に見えたる此身居帳のものを掲げる

文化八未年和食村棟付人數御改帳

一壹　家　郷付浪人　湯　淺　多　吉　歳四拾貳

此者祖父湯淺可慶儀は享保七年棟付御帳に先規奉公人又之丞と相付居申者に而山田織部樣に相勤罷在候所元文年中右御屋敷において不埒之儀御座候而御追放被仰付御座候然處寛暦十三未年織部樣御家來御斷絶後明和三戌年還位奉願候處右可慶儀根元之筋目御尋御座候に付先規奉公人筋之趣所役人より申上處候還往御聞屆之上以後郷付浪人中に仰付候(下畧)

又同帳中

一壹　家　郷付浪人　安　藤　た　き　歳參拾貳

(左書其他醫師の部に擧げたから省略)

あり尚又

一壹　家　御藏百姓　清　太　兵　衛　歳四拾(下畧)

とあり付紙に次の如くある

右清太兵衛孫喜惣次代上金仕候に付元治貳丗年二月本人壹人夫役苗字帶刀御免被仰付候事尚又慶應三卯年七月上金仕候に付郷付浪人に被仰付候事右夫々御當職樣御下知御郡代樣御書付御書物頂戴仕罷在事

以上の外天保七年三月小仁宇村質屋仕居名面指出帳(秋本嘉太郎氏所藏)に次の如く見ゆ

一　先規奉公人　先規といふ語は新規といふ語に對する古いといふ事になる此身居は奉公人の昇格したものである奉公人の事は後に述べるとして先規奉公人には御藏と拜知の二種がある之は住處が御藏地にあれば御藏先規奉公人となり拜知にあれば拜知奉公人となるのであるが拜知の分は誰頭入先規奉公人と稱した文化年間の和食村は御藏地即ち太守直領の地であつたから文化八未年和食村棟付人數御改帳（日下賢作氏所藏）に

一壹　人　御藏先規奉公人　近藤勇右衛門　歳五拾六

此者先祖政右衛門儀享保七寅年棟付御帳付山田織部樣頭入奉公人に而御座候處寶暦十三未年上知に相成居候處寛政八辰年長谷川越前樣頭入に相成尚又同十二申年上知に相成居申候今度御取調に付右之運申上候處彼是御詮議之上上知先規奉公人之儀は百姓を被仰付候御成行に御座候得共本家相續之者故此度御取調の御主意に付御別儀を以御藏先規奉公人に御居被仰付候（下署）

とあり又

一壹　家　御藏先規奉公人　小原　又藏　歳貳拾八

此者先祖小原官右衛門儀享保七寅年棟付御帳に先規奉公人と相付（中署）本家相續之者故御藏先規奉公人に御居置被仰付前題之通先祖官右衛門儀享保年度御帳に苗字付上御座候に付ては此度も苗字付上候樣被仰渡候（下署）

とある前者は頭入奉公人より上り知先規奉公人となつたもので上り知先規奉公人は百姓居となるのが古來の規定であるが特別で御藏先規奉公人に居えられた後者は古來の御藏先規奉公人であつて和食村には古く御藏と拜知とが混合して居つたが知られる同地の殿谷家亦御藏先規奉公人であつた（庄屋參照）

享保年度の中山村は山田織部の拜知であつたが爲に享保七年中山村棟付人數御改帳（森鈴吉氏所藏）に見えた此種の者は山田織部頭入の先規奉公人ばかりで其進退の模樣が面白いから次に掲げて殊更に說明する

一壹　家　高九石壹升九合五勺　安兵衛　歳五拾六

此者山田織部樣先規奉公人

とある之は以前は同家に詰めて居つたが當時は宅へ歸つて居る　先規奉公人でも同帳に又

一壹　家　高三石七斗四升四合壹勺　小林　安左衛門　歳六拾

此者山田織部樣先規奉公人御屋敷に今以相詰居申候

とあつて六拾歳で猶屋敷へ詰め奉公して居るものもある前者は屋敷に思はれて居らなんだから家に歸つて苗字もない後者は主家の氣に入りで年は寄つて詰奉公で苗字迄も免してくれて居る苗字が附けば脇指御免は無論である以上の外同帳に見えたる山田頭入の先規奉公人は長助、源藏、吉兵衛、惣左工門、善次郎、理兵衛、新助、市郎兵衛抔もあつた去れども孰れも苗字はない然るに同帳中に又

一壹　家　高參石參升貳合　次郎右衛門　歳五拾貳

此者山田織部樣先規奉公人名字今川次郎右衛門と申候

とある之は詰奉公の節には山田の苗字も免されて居つたが下つては苗字も除げられたものである當時は何の御用を勤めても勤中苗字一つを免されて居つても退けば苗字も亦消えるが極りであつた次郎右衛門は勤中苗字を免されて居つたのを左書に示されてあるが上に掲げた無苗字の者等は孰れも苗字を免されなんだので左書にない次に掲ぐるのは前に見えた小林安左工門同樣に主の氣に入りで同帳中

一壹　家　高一石四斗五升六合壹勺　中川　德右工門　歳六拾四

此者山田織部樣先規奉公人御屋敷に今以御詰居申候

とあるを以て其勤功の如何が知られる此時代に於て御藏先規奉公人湯村久左工門外無苗字三拾九人見え天保十五辰年十二月小仁宇村先規奉公人其餘之者家數人數名歳相調奉指上帳（秋本嘉太郎氏所藏）に見えたる先規奉公人で苗字のあるもの龜代光之助（貳拾七歳）湯村要助の兩人である又慶應四辰年八月同村

身居之者共拾五歳ゟ六拾歳迄の分名年取調子奉指上帳(秋本嘉太郎氏所藏)に見えたる御藏先規奉公人は
仁木米藏(歳四拾七)小川万太郎惣領小川文藏(同拾七)元木幾吉(同四拾七)朝井官五郎惣領朝井平藏の面々である
尚先規奉公人と紛れ易いのは寶永四年九月百合村御改指出帳(勘田島太郎氏所藏)に見えたる肩書先年奉公人とあ
る面々で同帳中には

一壹　家　高六石三斗七升三合　先年奉公人　茂次右衛門　年四拾五

を始として太兵衛、久之丞、四兵衛、寳兵衛、惣兵衛等の肩書に先年奉公人とあるもである此等は先年棟附改帳
には奉公人とあるといふ義で此等先年の奉公人は身居如何仰附けられるかと伺出でたものと見れば可い
奉公人　奉公は公に仕へ奉る意より轉じて主人へ仕へて勤むることゝなる夫れで拜知の奉公人は其他の給人に驅
出されて仕へ勤むる系統で明暦三年那西郡之内小仁宇村家人牛馬御改帳(秋本嘉太郎氏所藏)に

一壹　家　高八石八斗壹升六合　奉公人　左右衛門　歳三拾貳

此者先年ハ間人百姓ニ而御座候へ共御給人豊前様ゟ正保元年ニかり出奉公人ニ被成今以相詰居申候
とあるが如きは間人百姓(まうとひやくしやう)であつたのが給人山田豊前に無理やりに駈出されて奉公人となり
同家に詰奉公して居るといふことになる間人の事は後に述べるとして同帳中に

一壹　家　高九石八斗貳升八合　奉公人　權三郎　歳三拾壹

但此者先年ゟ奉公人島主殿様森左右衛門様御改之節も御給人豊前様ニ日役奉公仕居申候ニ付日役奉公人ニ付
上申候今以相詰居申候

とあるが如きは日役奉公人といつても日當取つて行くのでない用事のある場合に出て行て勤めるので詰奉公の下
席である又和食の年貢藏に詰奉公して居るものには

一壹　家　高拾參石參升　奉公人

但(中畧)是ハ和食ノ御藏ニ詰居申候

と見えたものがある維新前後の和食の御藏は方三間建で今の矢野團先の居る處にあつたといふ之はゞ藏奉公人で
ある奉公人が勤功を積んだ兩種共に先規奉公人となり優良なものには苗字帶刀を免されて百姓の上に立つ又享
保十一年午十二月和食村男女人數相改書付指上帳(原貢一氏所藏)には

一壹　家　奉公人　田中官左衛門　歳四拾九(家族略)
一壹　家　奉公人　茂次右衛門　同五拾九(同上)

とある外奉公人も澤山あるが苗字のあるのは湯淺又之丞、小原官右衛門、清淺平治、近藤政右衛門、矢野茂右衛
門等である

無役人　村分では百姓本位であるから夫役が懸るものとして或勤功で一般の村人が負ふべき夫役其他百姓の天窓
に懸る諸懸物を免除せられた身居で中山の森鈴吉方は文化八年同村棟付帳に

一壹　家　無役人　郷鐵炮　庄屋　森　受　作　歳五拾四

(上略)當受作義文化七午年郷鐵炮ニ被仰付引移相勤居申候尤同八未同年御見分後退役仕候又左衛門相續仕凡
拾代無間斷庄屋役相勤罷在候此度御取調ニ付前題之次第御詮儀之上一村開基之申傳も有之是迄夫役入ニモ不
相成拾代無間斷役儀勤來候家筋之者ニ付而ハ已後苗字帶刀壹家無役之無役人ニ被仰付被仰渡候

とある同家の身居は無役人で郷鐵炮、庄屋の如きは官役である夫れで庄屋は村役人の處で述べたが郷鐵炮は復別
に述べるとし醫者、神主、僧侶、山伏等は各項で述べてあるから次には其餘の身居詰に及ぶ

夫役御免人　或勤功で百姓の出すべき夫役銀を免除せられたもので慶應四辰年八月小仁宇村身居之者拾五歳ゟ六
拾歳迄之分名年取調子奉指上帳(秋本嘉太郎氏所藏)に夫役御免人與兵衛、惣太郎、與四右衛門總領傳藏、政藏、
佐吉、五人與孫吉等が見えて居る此等は文政二年仁宇谷一揆の洩人で中山の庄屋森受作忌外小家婁助同上卯八、
仁宇村の幸次其他の子孫は皆此恩点を蒙つて居る

百姓　百姓の本義は天下之民皆有族姓といふ筋で四民の通稱即ち天下に仕へる住民の總稱であるが我が國は農を
以て國家の本とする國柄であるから四民の大本として百姓の稱を專ら農民に當翫めることゝなつだ之にも亦住居
の如何に因つて御藏百姓と拜知百姓との兩種があつた寳暦十二年以前の本町舊村々の百姓は山田織部頭入の拜知
百姓であつたが文化以降となつては阿井、白合、百合間、仁宇、和食、中山等は御藏入となつて其村々の百姓は

御藏百姓となつたが小仁宇は御藏と頭入の二つに別れた秋本嘉太郎方も一時御藏百姓となつて居つたが現戸主嘉太郎曾祖父多三郎代中弘化二年正月山田豐前の頭入となつて以來拜知百姓となつた斯んな次第であるから同村には拜知頭入の百姓もだん〳〵あつた次に揭ぐる指上帳は其面影を殘したものである

文久二戌年六月御拜知頭入人數相改指上帳　　那賀郡小仁宇村　（秋本嘉太郎氏所藏）

一壹　家　百　姓　早　藏　歲四十二　同人妻　さ　き　同四十四
　同人伜　源　吉　同　十　同人娘　げ　ん　同　六ッ
（下　署）

上の帳面以外の百姓は御藏百姓である斯くて兩種の百姓は又本百姓と平百姓との二つに別れた平百姓は單に百姓といつた明曆三年那西郡之內仁宇谷小仁宇村家人牛馬御改帳（秋本嘉太郎氏藏）に

一壹　家　高六石八斗壹升九合　本百姓　次　郎　吉　同四拾
　壹　人　次郎吉子　せ　ん　同　拾
　牛　壹　疋

と見え天保十五辰年十二月十九日小仁宇村百姓先規奉公人其餘之者家數人數名歲相調奉指上帳（秋本嘉太郎氏所藏）には

一壹　家　百　姓　幾　兵　衞　歲六拾八（中略）一壹　家　本百姓　秋本多三郎　歲七拾

此時代の秋本家は御藏本百姓であつたが其翌々年弘化二年に頭入（拜知）百姓となつた上に述べたる如くである本百姓も零落すると絕人となし田地は散田となつて人手に渡り無財產となる其時には百姓役（夫役）は村中から勤める其の例は次の如くである

明曆三年那西郡之內仁宇谷小仁宇村家人牛馬御改帳　（秋本嘉太郎氏所藏）

一壹　家　高貳石五斗七升七合五勺　右衞門作　歲五拾壹
但此者先年ハ本百姓ニ而御座候へ共仕たへ申故田地ハ所々散田ニ罷成御役ハ村中之者仕申候

百姓の次に間人（まうど）と云ふのがあつた其次第を次に述べる

間人　之を「まうど」といふは「まひと」の音使で百姓と名子との間に居る人の義で名子（なご）とは人の名負地に居住して名負主の爲に其地を利し與內（補給）を受けて生活する下賤の作人で間人は其上百姓の下に在りて百姓又は本百姓の田畠を借受け耕作するもの卽ち小作人で當時は之を水呑百姓ともいつた間人の先例は次の如くにある

明曆四年六月七日那賀郡之內中山村棟附人改之御帳　（小林次助氏所藏）

一壹　家　間　高四石四斗九升四合三勺　壹　人　彥　市　郎　歲四拾貳
　小　家　間　高八石四斗貳合四勺　壹　人　彥市郎子　百　千　代　七ッ
　　助　市　郎　同五拾□（下略）　又　三　郎　歲三拾七（下略）

又享保拾壹年午十二月和食村男女人數相改書附指上帳に

一壹　家　間　人　數　兵　衞　歲四拾四（家族略）一壹　家　間　人　次　介　同三拾（仝上）（原貢一氏所藏）

とある外市之助、與次兵衞、千右工門、甚介、治兵衞、久介抔が見えて居る間人には其役銀を課せられたが貧乏し且働けないやうになつたから其田地は散田となり村中に分配して役銀は村中の者が代つて納めるやうになる其一例を下に示さう

明曆三年那西郡之內仁宇谷小仁宇村家人牛馬御改帳　（秋本嘉太郎氏所藏）

一壹　家　高壹石四斗壹升三合　與二郎（符箋此株絕株相分不申候）歲六拾貳
　但此者先年は間人百姓に而御座候へ共其上ち病故役不立に而御座候處田地は散田に罷成御役は村中之者仕申候

間人は後の見懸人である

見懸人　其意義は上の見積で富の程度に應じて運上卽ちを懸けるといふより見懸人の名目は生れたもので文化八未年中山村棟附人數御改帳に

一壹　家　　見懸人　宇次郎　歳三拾八

此者曾祖父李右門儀は生國播摩國と申傳享保年中之頃ゟ當村へ罷越相稼居申處自然と居馴染元文年中庄屋森受作先祖畠地少々囉受建家仕當宇次郎迄四代住居仕罷在候今度御取調に付右有体申上身居奉願候處從兄御詮議之上見懸人に被仰付候旨被仰渡候（下略）

とある類である此見懸人も三代以上を過ぎて相當の手許となつたら百姓居となる本町内には其例なきも文化八年南荒田野村夫役帳（新野町役場所藏）の奥に

貳歩　百姓　源　吾

右者先祖平右衛門儀正徳五年見懸銀申付有之處三代過候に付此度御成行之通百姓に申付見懸銀引遣夫役申付候

天保三辰年七月廿六日　　山内忠太夫　三間勝藏　本庄七兵衛

繼紙せられてあるので知られる

町人　免許せられた町に暮らして商賣渡世で生活する身居で文化年度の土佐町は全部折下覺左工門頭入の町人で和食町は御藏町人であつたと思ふ町人は夫役御免で町役反役の懸つた事は既に述べたる如くである次に揚くるは百姓から町人に養子に來て一旦代官所より暇証文を渡されて町人となり夫役を引かれて居つたが火災に逢ふて其証文を燒失した爲夫負の百姓居となり暮して居る内木頭代官所の詮議の結果で渡してあつたに相違ないと認められ更に暇証文を下げられて養家の町人相續で身居定まり貳歩役引かれた夫引証文で身居異動取扱（松浦芳太郎氏所藏）の面影である

夫役六歩　　宅兵衛子吉左工門事同人子　善右工門　同斷兵左工門　同斷万右工門

右者那賀郡和食町に而右三人之者共親宅兵工義同郡上荒井村先庄屋弟に而候處先年右町花屋初兵工と申町人方へ養子罷越和食町居申處右町先年出火其節暇証文燒失此段詮議之上木頭御代官森三郎左工門井村助之亟方ゟ先年暇証文指出燒失之段御聞屆此節暇証文被出に付當午年ゟ和食町に而貳歩役在之通引遣所如件

岩田吉兵工印　四宮歡兵工印　森三右工門印

當時郡奉行は城下（徳島）に居つて時々巡回して來た位であつたので那賀海部の要所に代官所を置き代官をして其地方の民政を司らしめた當時本町内は木頭代官所に屬して居つたのは上の文書に見えたる如くである之は身居外じや便宜で附言した次は重要な職人の身居である

鍛冶　其話は古言かぬち（金打）の約轉で金類を鍛へる種々の器物を造る事ゟ移つて其事を業とする人の稱となつて來た其例は

延寶八年十二月廿一日那賀郡之内中山村棟附人改御帳　（小林次助氏所藏）

一壹　家　　高壹石三斗五升三勺　鍛　冶　利右衛門　歳四拾五

此者山田豊前樣鍛冶に而御座候林大學樣御改之節其通付上御役懸り不申候

右は給人の役鍛冶であるから役銀を免除してある次に同樣な者を擧ぐれば

寶永四年九月百合村御改指出シ帳　（勘田島太郎氏所藏）

一壹　家　　鍛　冶　權　兵　工　歳三拾八

壹　人　　櫂兵衛子　吉　之　助　同三ッ

此者山田織部樣御手鍛冶に而御座候

享保七年中山村棟附人數御改帖　（森鈴吉氏所藏）

（上　署）

一壹　人　　鍛　冶　理　左　工　門　歳七拾三

此者山田織部樣先規奉公人鍛冶延寶二年棟付御改帳に洩れ居申に付載と申候同郡和食村へ元祿元年より罷越住居仕居申候

の類で皆給人の手鍛冶即ち役鍛冶或は先規奉公人鍛冶の者等であるので鍛冶役銀は懸つて居らんが普通の鍛冶には役銀を課せられた次に其例を擧げると次の如くである

文化八未年阿井村棟附帳

一壹　家　來　人　彌之助　歳四拾八

此者當郡仁宇村安宅鍛冶德之助弟子に而寛政九巳年ゟ當村へ罷越買地に建家鍛冶職仕相稼居申候尤御役銀之義は元村へ指出時々上納仕居申候

（元木辰太郎氏所藏）

右に見えた彌之助は安宅鍛冶といつて安宅所即ち海上方の役所附御用鍛冶德之助の弟子で阿井村には居るが仁宇から來て居るので鍛冶役銀は仁宇村役人の手へ納めて居る

紺屋　今では紺屋といふから專ら一般の染物師の稱となつて居るが古くは藍にて布帛に紺色を染附けるを業とする職工に限つて居つた

明暦四年六月七日那西郡之内中山村棟附人改御帳

（上　署）

小　家　先規奉公人　十次郎伯父　紺屋　文　右工門　歳五拾六

此者先年島主殿助樣森佐太右工門樣御改の節も紺屋と御帳に付上申候公儀へ御役束三升宛每年指上來候

（小林次助氏所藏）

（下略）

とあるのが本町内に事蹟の殘つた一番古い紺屋であつて當時は運上即ち營業稅は御役米とて米を納めて居つたが後には銀子を納める事となつて之を御役銀と稱することゝ其先例は次の如くである

享保七年那賀郡中山村棟附人數御改帳

（森鈴吉氏所藏）

一壹　家　紺　屋　金　兵　工　歳五拾貳

此者延寶貳年御改之節紺屋役銀三匁指上來り申候御見分之上先年之通被仰付候

右の金兵工紺屋の子孫は文化八未年中山村棟附人數御改帳に

一壹　家　御藏百姓　本　作　歳四拾八

此者曾祖父金兵衞儀享保七寅年棟付御帳肩書紺屋と相付左書に延寶貳年御改之節紺屋役銀三匁指上來申候御

身分之上先年之通被仰付候と相記御座候此度御取調に付彼是御詮義之上百姓居に而夫役被仰付旨被仰渡候

（下署）

と見えて居る阿井で古い紺屋は仁宇村柏木家の小家で次に揭げる如くである

文化八未年阿井村棟付帳

（元木辰太郎氏所藏）

一壹　家　來　人　吉　友　歳三拾七

此者當郡仁宇村小高取組頭庄屋柏木叟右工門小家に而御座候處享保七寅年棟付御改以前祖母らん代ゟ當村に住居引移紺屋職仕相稼居申ハ候尤本家柏木叟右工門儀小高取に不被仰付以前別家仕候者之義故御藏百姓居に被仰付御座候依而夫役銀之儀ハ元村へ指出時々上納仕居申候（下署）

仁宇村には寛政年間柏木叟右工門の小家に熊助といふ紺屋があつて谷内妙法寺に存する寛政十二庚申年現住隆法記とある梅野山永代諸事記錄中正月廻禮嘉例の處に『四日朝當村庄屋阿部清兵衛殿へ御祈禱始參る事云々』とある次に『下分相濟夫ゟ直に仁宇表罷越事』とあつて

柏木へ中折壹束　納豆　折昆布　三品嘉例也

柏木權平殿へ年頭の禮納豆折昆布紺屋熊助殿へ同斷

と見えて居る此紺屋熊助は寛政十一未年八月五日に三十九歳で終つてゐるが右の記錄は熊助死亡の翌年書いたものではあるが以前の嘉例を寫したものであるから熊助名前とした其後梅吉（弘化四未年九月十日八十五歳亡）岩藏（安政二卯年七月十四日亡）を經て竹次（文化元甲子年九月十日六十九歳亡）五代の吉平（明治三十二年舊五月四日七拾一歳亡）に至つて明治維新の後迄同業を繼續したのである

木挽　大きな材木を大鋸で挽割る事を業とする職工で享保七寅年中山村棟付人數御改帳（森鈴吉氏所藏）中に

一壹　家　高四石四斗九升四合三勺　百　姓　彦　兵　衛　歳七拾參

とある小家で彦兵衛從弟新右工門の倅が

壹　人　吉　平　歳貳拾八

此者山田織部樣御役木挽

とあるが古い木挽で給人の手木挽であるので役銀はかゝつて居らんが普通の者には之を懸けられた是は便宜の處で判明するが中山の延谷熊太郎の高祖父菊左工門(文化二年八月廿日七十歳亡)は木挽棟梁であつたといふ座頭　盲人の髪を剃りて平家琵琶箏歌曲となし又按摩鍼治を業とする者で安政五午年正月廿一日小仁宇村家數人數相調指上帳(秋本嘉太郎氏所藏)中に壹人座頭と見えて居る

座頭は德川家康が天下の盲者を手廣く惠むが爲に設けた一の座にして之に入つたら富家を巡り吉事に祝儀凶事に施與を受くるを得て安穩に渡世が送らるゝ座頭の長には組頭といふのがあつて村役人から富家の出來たを知らせたら其家に向つて部下が出入を通知する次に掲ぐる文書は其跡である

覺

一座頭法式は忝くも東照大權現御仁政に仍而日本國御大名樣奉初め某(其れの誤)より御家中寺院百姓町人に至る迄吉凶之節に罷出(で)相應に養育料申請(け)渡世可致被仰渡候旨被仰付某(其れ)より天下御作法と相成(り)上御一人(かみごいちじん)と讀む天皇陛下のこと)下万人に至る迄祝義不祝義之節に罷出(で)其家から相應に富銀として請取來り候然るに御手本(元又は許)之義は中興打たへ(ね)出入不致候處庄屋阿部清兵衛殿御挨拶に仍而此後ハ祝義不祝義之節は無相違此方ゟ參り可申候爲後仍而一札如件

文化二年丑五月　日　富岡町組頭　與　野　都㊞　小松島組頭　城　定㊞

谷内村作太殿

右の文書は今時の人には讀みにくいので括弧内に正誤し補語し解釋した

座當の座本即ち組頭の印影は郡代奉行(寛政十年以前は郡奉行)へ出させ夫より郡内組頭庄屋を經て村町役人をして受持區内へ配らせ置いて座頭出入通知書も眞僞を鑑別せしめる證とした次に掲ぐるものは海部郡三岐田町田井の舊庄屋家石見楠太郎氏方に藏する寛政三年御觸留書綴の中に見えたる座頭座本印鑑配布の觸書である

座頭座本印鑑指出來候に付差遣候條組村々に壹枚宛控置候樣可申付候以上

七月廿二日　增田半兵衛㊞　海部郡與加庄屋中

當時郡所は那賀海部兩郡同所であつたから本郡内へも同一であつたと思ふ

下人　之は往古の家人(けにん)で早くいつたら家來であるが士分の者には家來といひ下士以下平民に屬するものは下人と稱して區別した其身分の起りは色々あつて兩親の合意上から貰つて下人としたもの迷子捨子を引取り育てたもの下男と下女との間に出來た子抔を養ひ下人としたもの及び其等の子孫の長く自由を失ひて折角萬物の靈長と生まれながらに牛馬の如く使役せられて其身は賣買迄もせられた境涯にあつた下人の例は處々に見えたる處であるから多くは畧して其一例を擧げると明暦三年那西郡の内仁宇谷小仁宇村家人牛馬御改帳(秋本嘉太郎氏所藏)に秋本家の下人が

小　家　次郎兵衛下人　與　八　歳三拾七

と見えて居る總べて下人は小家の如く主家の同意を得てから下人を放されたら壹家獨立の權利を得て公民となる次の小家下人離帳に見えたる下人は其面影である　(秋本嘉太郎氏所藏)

文化八年那賀郡小仁宇村今度棟付就御改被仰付小家下人離壹家に仕處相違無御座候

一私下人八兵衛後家權太郎義互得心候上此度下人離帳　身居窮添主　喜　兵　衛(中畧)

右者那賀郡小仁宇村棟付御改被仰付帳面指上申候隨而小家下人相離別家に□本家人逸々被召出當御郡代樣御列座に而御糺被遊候處右帳面に仕上通相違無御座候には得心印形仕候樣私共於一座慥に見屆申候以上

文化八未年　那賀郡小仁宇村肝煎　秋本多三郎　同村五人與　久米左工門

同取立人　丈左工門　同郡百合村肝煎　兼　次

增田鐵三郎殿　坪井平右工門殿　生駒彦吉殿

又主家が絶へたら自然下人は壹家となつて獨立した其例は本町内の棟付には見えた處がないが孰れの方面からでも下人が獨立壹家の權利を得たら昔は之を今良と稱して稱賛したが今の言葉で言つたら新民である去れども下人

が放れて村民を呼で酒宴を開いた話も段々ある

來人　之は「きたりにん」と讀んで他所からの來住人で今での寄留者である其例は澤山あるが少しく擧ぐると次の如くである

享保七年那賀郡中山村棟付人數御改帳（森鈴吉氏所藏）

一壹　家　來り　人　德　兵　工　歳三十四

此者同郡和食村先規奉公人林右工門弟去ル子年ゟ中山村へ仕付居申候

一壹　家　來り　人　加　市　兵　衛　同五拾九

此者同郡阿瀬比村先規奉公人與左工門弟三拾年以前中山村出作に參居申候

文化八未年阿井村棟付帳（元木辰太郎氏所藏）

一壹　家　來　人　宇　兵　工　歳三拾四

此者當郡和食土佐町御給人折下覺左工門樣頭入町人に而御座候處養父與五郎代安永八亥年ゟ當村へ罷越買地に建家小商仕相稼居申候（下略）

一壹　家　來　人　安　吉　歳七つ

（上略）尤幼少に而前株宇兵工方に加宿仕居申候

右の人等は皆本住地の庄屋其他の諸役人から住居手形を付けられて來住した其手形の例は次の如くである（秋本嘉太郎氏所藏）

覺

一先規奉公人貞次郎儀勝手を以て其村に住居仕居申處彼者代々眞言宗則同村梅谷寺旦那に相違無之候諸法度之義は堅相守候樣兼而稠敷申附御座候彼の者阿等之子細有之候とも元村へ引取り右御難義懸け申間敷候仍而住居手形如件

寛政十一卯年十二月五日　桑野村庄屋　紅露彌左工門㊞　同村五人與　元助㊞　同　和加左工門㊞

小仁宇村肝煎　多　藏　殿

右の次第で元村から充分責任ある住居手形を出して來住せしめてあるのに下り者抔と傳へられたは半開時代で他村の者を賤しめた結果の僻事である尚來人とは其他に見えたる先規奉公人とか町人とかいふやうなものである

穢多　戸口の部に屠戸と見えた屠は「えとり」と讀む「えた」となる穢多は其當字で明暦時代の棟付には皮田（かはた）（とある筈である「かはた」は皮取（かはとり）の約言で獸の皮を剝取るより來つた文化八未年和食村穢多棟付帳には悉く御藏穢多の身居である穢多の事は又別に述べるとして是迄述べた處は各種の棟付帳に見えたる處であるが棟付帳にないものは非人である

非人　此稱は罪人橋逸勢の本姓を除いて非人の姓をつ賜たより起つて後には專ら乞食の稱となつた之には色々通りがあるが本町内の非人は番非人の略語より來つた者で官邊にては探化と稱した其義は惡化の者を探偵する役目に基き穢多と共に最下の賤民として取扱はれたことは警察治安の處を讀んで知られたい此系統は中山に二株和食（西仕）に同族二戸丹羽に一株あつた其子孫も存じて居るのがあるが省略する

取扱

穢多非人の事は別に述べたが中世以後繼子扱にせられて關東から放逐せられ六十六ヶ國に分置せられた者であるといふ處で東國にては長吏と稱し長吏系圖といふものがある其内に最初阿波國に遣はされたは一條紙屋彦三郎定重であるといふ由見にて居る斯うして分置せられた彼等は或政策の上から隔離的に一處に聚落をなして住はしめ一般の平民とは伍するを得ざる賤民として葬去られた

非人は德川時代の政策上から盜を赦して盜を捕ふる耳目に使役した是は盜を働く者の人相動作其他の點を熟知して居るといふので時に赦して報復せしめた職は子孫に及ぼし一種の賤民扱として正しい民の子孫と別つた去れども後には平民にして此群に入り其役を勤めたものである此他は穢多は身居非人は身居及び警察治安の條を參照して貰ふとして彼等の虐待せられた跡は秋本嘉太郎氏所藏の弘化二巳年諸御用御觸寫し控帳中に次の如き觸書が見える

市郷之者共近來諸士往來渡舟乘組川舟乘違等之節無禮法外之者有之並穢多非人往來百姓町人に相紛れ片寄候体も無之是迄度々御觸達も有之候處別而如何之義に付天保十亥年七月左之通御取究被仰付旨御當職御下知成其後觸達成候事御座候得共尚亦此度相觸候條右樣相心得其方共組村浦役人共へ申付役人共ゟ百姓穢多非人に到迄不洩樣申渡且村浦役人其筋々之役人においても平素無油斷心を付親敷申付若不心得之者有之候得ば屹と咎め申付此段重々取究候上組切請書取早々可出役候以上

己　八　月　十　日　　穗積治左衛門　高木眞藏　那賀郡中組頭庄屋共方へ　豊益新田伊勢長藏方へ

（上　略）

一穢多之義は天保二卯年左書之通取究有之に付猶又同斷厚相心得候樣且諸士を勿論町へ百姓に對し無禮法外之義無之候樣片寄往來候相心得可申付候事

天保二卯年掃除穢多心得方之義株書

一掃除並穢多共之義近來風俗相流奢ヶ間敷百姓町人に相紛れ法外不心得ものも有之第一女は不相應之着類等相用候樣相聞候重々不屆之事に候向後身柄之程を相辨質素に相愼可申旨心得方屹と可申付候其上如何之仕成於有之候ゟ無手當可申付事

一非人之義は天保二卯年左書之通取究有之候に付右ヶ條書尚又同斷厚相心得候樣且諸士は勿論町人百姓へ對し候而も無禮法外之義無之樣片寄往來仕候樣可申樣付候事

天保二卯年非人取究觸書

一近來非人共着類等諸人に相紛相仕成者も有之趣相聞彼之者共義は寶暦四申ノ年左最之通相觸有之義に候得ば以後屹と相守候樣村浦役人共ゟ申付候樣組村中相可觸申候以上

寛政十一未ノ年二月二十五日

一惣而谷々乞食近來町人共吉凶之義に付遣物之義不足ヶ間敷相含過言等仕彼是心儘之仕方有之趣に候諸人憐を以今日相送り申ものゝ義に付右樣之義無之筈之處不屆之仕合に候向後右樣之義於有之候は嚴敷可申付候事

一頭幷平乞食男女共向後着類無地無紋帶同斷着可仕事　但毛綿大布類

一頭幷平乞食男女共羽織足袋雪踏指止候事

一雨天之節竹の子笠の右之外一切雨具指止候事

一男女乞食髮諸人に相紛不申樣取上髮に仕櫛之外指止候事　但木櫛可申之

右乞食共市中へ罷越心儘有之第一男女共分限相わすれ着類等取繕諸人に相紛候樣有之趣不屆之事に候仍之右之通此後申付義に候若相背候もの於有之は科可申付候

右之段乞食共へ可申付候

寶暦十四申ノ年六月十八日

右之通此度御觸被仰付寫相達候條左之村々夫々申聞奉畏旨請書仕來る晦日迄に可被指出候　以上

九　月　五　日　　森　藏　哲

阿瀬比　和　食　同　町　土佐町　小仁宇　仁　宇　阿　井　百　合　百合谷（以下十九村省略）

右村町　役　人　中

鄉鐵炮

鄉鐵炮は城下に置かれた御鐵炮に對して鄉分防備の爲に配置せられた銃卒で海部郡は郡代附へ本郡は蜂須賀信濃の預で本町内の鄉鐵炮は十八ヶ村の小頭湯淺吉太の下に屬して居つた苗字帶刀は御免であつたが士分でなければ扶持や支配も其株は賣買讓渡が自由であつた阿井の加藤家は文化七年に英助が鄉鐵炮となり其子吉兵衞（後庭助）吉兵衞の子光平と三代役儀を勤めて居つたが光平代の嘉永五年二月吉井村房之助といふ者は其株を讓渡して謝禮を受けたといふのが光平の子清五郎の記祿に殘つてゐる小仁宇の秋本家は肝煎多三郎の代中文化七年鄉鐵炮となな

り中山の森家（鈴吉方）は庄屋受作の代中無役人鄉鐵炮であつたは各家の役人事蹟の處に述べて置いたが秋本、森兩家の鄉鐵炮株は如何なつたかといふに森只平氏所藏の文化八未年中山村百姓夫役帳に

貳　歩　　百　姓　　官藏　子　　小　市

右は中山村森久左衛門鄉鐵炮株讓渡度旨願出當丙年承屆森秀藏と改名鄉鐵炮役相勤に付勤中引

と文政八酉年十月十七日郡代奉行原與右工門森孫平の兩人が附紙を附けて認印してある其又工右門は受作の子にして其株を讓受けた小市の秀藏も亦同村百姓清藏弟常藏へ其株を讓つたので右の附紙に次の如く繼足し書足してある

貳　歩　　百姓官藏事小市事　　秀　藏

右は鄉鐵炮役相勤に付勤中引遣有之處病氣に付同村百姓常藏方へ右株相讓候に付平年夫役申付（中略）

貳　歩　　百姓清藏弟常吉事　　常　藏

右は昨未年同村鄉鐵炮森秀藏株讓受右役相勤此節夫引之儀申出に付勤中當申年引（中略）

原與右工門㊞　岡本吉右工門　鄉司記八郎㊞

然るに常藏も亦他へ讓つたので次の如き付紙がある

貳　歩　　百姓清藏弟常吉事　　常　藏

右者鄉鐵炮役相勤夫役引遣有之處昨戌十一月南荒田野村丹羽之助へ右株讓渡候に付當亥年本文之通夫役申付（中略）

嘉永四亥年六月十日　　高木眞藏　淺田久米之亟　井村吉兵衛㊞

次に小仁宇の秋本家の鄉鐵炮株は如何にして終を告げたかといふに之も亦中山の森只平氏の所藏する同上文化八未年中山村百姓夫役帳に

貳　歩　　百　姓　　富　次

右は那賀郡小仁宇村秋本多三郎鄉鐵炮株讓受度旨願出當酉六月承屆環富左工門と改名鄉鐵炮役相勤に付勤中

引

と文政八酉年十月十七日郡代奉行原與名工門森孫平の兩人が附紙を繼いで認印してある

其後富次は同上附紙の足しに

貳　歩

右は百姓富次鄉鐵炮勤中引遣有之處解放仰付に付夫役中は（中署）

辛未六月　　南民政掛（南民政掛）

とあつて此株は富次が持續けて明治四年辛未三月鄉鐵炮廢止の時に至つた

右の富次事官名富右工門は今の環龜吉の曾祖父で上に見えたる森秀藏は現戸主森英古の曾祖父である又清藏弟常藏森菊次郎の曾祖である

献　金　と　身　居

文政年間藩の財政上から献納金で各種の身居賣出の策畧が始つた當時板野郡住吉村の與頭庄屋であつた山田五郎左衛門の控書に

文政十三年八月發

御國恩冥加一件留書

一七月廿二日御郡代所へ罷出候處同廿九日御用有之に付罷出候樣並御郡代樣御宅におゐても御用之義有之旨野口是兵衛殿を以て被仰渡候

一同廿三日章三郎樣御宅に罷出候處御逢被成此度金子被召上身居被仰付候御趣意御讓談成右之通に仰談に相成居候廿九日南北與頭庄屋御呼出成居申に付極密に而書付御渡置被成候に付猶相考存志申出候樣にと被仰聞候

一夫外小高取格　千三百両　　一夫中小高取格　千　両

（中　略）

一無役人苗字帶刀　三百両　　一無役人脇指　貳百両

一夫外郡付浪人　七百両

（中　略）

一鄉付浪人　貳百両　（中略）　廿九日御呼懸銀與頭庄屋云々

とある其後本町内では元治二年に和食村御藏百姓喜惣次が献金して本人一人夫役苗字帶刀御免となつた身居証文は次の如くである

覺

左之者共御國恩爲冥加金子指上候段奇特之心得尤之事に候依之左之通申付候條此段夫々可被申付候　以上

三　月　八　日　　那賀郡和食村御藏百姓　喜　三　次

（日下佐代太氏所藏）

右之者儀此後本人壹人夫役苗字帶刀御免候右之通御當職御下知有之候に付令寫指遣者也

稻田幾太郎㊞　箕浦久左工門㊞　足助權之進㊞　赤川俊吉

和食村夫役御免人　日下喜三次方へ

同人は尙又慶應三年献金して鄉付浪人となつた身居証文は現在子孫に遺つて次の如くである

覺

左之者儀那賀郡八貫堰築留並久留米田新田新用水御普請御入目之内へ御國恩冥加金子指上候段奇特之心得尤之事に候依之左之通申付候條此段可被申付候　以上

六　月　三　日・　和食村本人苗字帶刀夫役御免人　日下喜惣次

（日下佐代太氏所藏）

右之者儀此後仰付浪人に申付候

右之通御當職御下知有之候に付令寫指遣候也

慶應三卯年七月　稻田幾太郎㊞　箕浦久左工門㊞　大口瀧之助㊞

和食村鄉付浪人　日下喜惣次方へ

此他は身居說明の處に讓つて述べるとして文化八未年中山村棟付改百姓夫役附紙に

貳　歩　百姓　菊太郎子　龜　五　郎

右は八貫堰築留並久留米新田新用水御普請御入目之内へ御國恩爲冥加金子指上候段奇特之心得に付向後本人壹人苗字帶刀夫役御免被仰付旨昨卯六月御當職御下知有之候に付引遣

（中　略）　稻田幾太郎（無印）　箕浦久衛門㊞

とある之は今の清川家で同家になする次の文書は其内容を一層明かに物語る

覺

右之者儀那賀郡八貫堰築留並久留米田新用水御普請御入目之内へ御國恩爲冥加金子指上候段寄特之心得尤之事に候依之左之通申付候條此段可被申付候　以上

六　月　三　日　　中山村御藏百姓　龜　五　部

（清川重吉氏所藏）

右之者儀此後本人苗字帶刀夫役指免候

右之通御當職御下知有之候に付令寫指遣者也

慶應三卯年七月　稻田幾太郎㊞　箕浦久左工門㊞　大口瀧之助㊞

中山村夫役御免人　清川龜太郎方へ

（別に黃紙に）　覺

一金　百　両

右者八百貫關切久留米田新用水御負請御入目之内へ爲冥加旨金員數之通受取候　以上

卯　四　月　　引　除　郡　代　所㊞

中山村御藏百姓　龜　五　郎　江

當時頭入先規奉公人苗字帶刀御免は五拾両の冥加金献納で得られたが小仁宇の現戸主湯村嘉太郎は既に山田豊前頭入の先規奉公人で苗字帶刀御免となつては居つたが更に其以上の身居を得ようとしたのが弘化三年次の如くに献納した跡書が同地の舊庄屋秋本家に次の如く殘つて居る

覺

那賀郡小仁宇村先規奉公人山田豊前樣頭入　湯村要助

一金小判拾両

右者此度御國恩爲冥加指上申に付御札場所へ上納奉仕候間御口印被仰付可被下候　以上

弘化三午年三月　　小仁宇村庄屋　秋本和三郎

海部那賀御郡代樣御手代　田野祐太郎殿

當時は一時でなくとも分納的に献納して額が足つたら理由を述立て望の身居願が出來得たのである

課役

課役は古にあつた租庸調の名殘にして古は官より田地に課せて其收穫米の若干分を納めしむるを租といひ國中正下（よぼろと讀む廿一歳以上六拾歳迄の男子）一人を一年に日數を定めて公の用に使ふを役といふ役に當らざれば之を日數に當てゝ定規の分を納めしむるを庸といひ又正丁一人より其地の土產に隨ひて定規の絹布麻布又は諸雜物を官に納めしむるを貢（みつぎ）又は調といつた之が租庸調の法である又租と調とを合はせて課といひ之れに役を加へて課役といふた後世には租を年貢といひ役を夫又は夫役と稱した此年年貢と夫役は百姓の二大義務である

といふのは藩政時代に於ける課役の眼目で町人に町役反役、職人に役米役銀抔の課せられたのも異名同義に落つるが濱邊の者には加子役として公職の爲に舟子に使はれる代りに銀子で代納させられた一に之を濱役といつた之に對して百姓の夫役を百姓役と稱した其事蹟の本町内に殘つたものは勘田島太郎氏所藏の寶永四年九月百合村御改指出し帳に百姓長五郎の家族が次の如く見えて居る

（上略）壹人　　長五郎弟　　是一郎　年四拾

此者海部郡宍喰浦へ出作に參出彼地濱役仕居申候

壹人　　長五郎伯父　　喜作　年六拾壹

此者右同郡久保村へ出作に參出彼地百姓役仕居申候（下略）

本來なれば出作の者は元村へ役銀を納める筈であるが遠隔の地でもあり何かの事情で是一郎は宍喰浦で所並の加子役銀を納め喜作は久保村で夫役を納めたものと見る

夫役を人頭稅と誤解して居る向もあるが之は棟附說の處でも述べた如くに十五歳以上六十歳の百姓にして身体丈夫な者等は城普請河普請其外藩廳執行の土木工事公用荷物運搬等の諸役に服する義務のあつたは今の兵役の義務の如くであつた夫を銀子で代納して時と場所との便宜に隨ひ人夫工夫を雇つて賃銀を與へ上て都合を計らひ使ふといふので上下互に便利な仕組であつた夫を解せん民間では夫役銀を稱して天窓銀（あたまぎん）といつた位で他村へ養子や入夫に行くには早く之を逃れやうとて年をもやして行つた話は解せぬ古老の間に今もぼつ〳〵あるので郡誌や村誌と稱する中には之を人頭說明するのも見受けるが人頭稅なら年をもやして緣組したとて餘りに無理とはいへぬが上に述べた理由から見ると其仕方は今でいつたら徵兵忌避で罰科に觸れる併し藩には上に述べた理由から足懸け十五歳になつた男子で支離長病等で役に服せぬものを不合格者として免除し其他の健全な者等を合格者として六拾壹歳の停年に達せん限りは夫役銀の上納を命じたが夫役銀を徵收するには郡代奉行（古くは郡奉）の行裁定なつた夫役帳を土臺として適當なるものを掲げると最とも古きは次の明曆年度のものである

（秋本嘉太郎氏所藏）

明曆四年六月七日那賀郡仁宇谷村々百姓夫役帳

小仁宇村　一貳歩　本百姓　次郎吉　一貳歩　本百姓　助五郎

一貳歩　助五郎兄　助八　一貳歩　合四歩

（中略）　一貳歩　間人　定兵工　一貳歩　間人　左右工門

一貳歩　左右工門兄　庄五郎　合四歩

右付紙之者百姓筋候へ共給人日役奉公人或諸奉公人に召出候に付其身壹人百姓後御赦免被成候給人□□召遣候つゝ早速御國奉行は可申來候自今以後百姓筋之者給人奉公人に召出候はゞ是又可申來々

三月七日　林大學　野々村左工門　稻田三郎兵工

右は今から二百七十年以前（明曆四年に万治と改元）の幼稚な時代であるから本百姓も間人も附込にした又本百姓

の貳歩と其家族小家抔の貳歩とは其率が違ふので貳歩負の本百姓二人と其家族一人の貳歩とが合計四歩となつたは不合理の如くに見ゑる次は十六年後のものである

延寶貳年十二月廿一日那賀郡之内中山村百姓夫役改帳　（森鈴吉氏所藏）

一貳歩　百　姓　與　作　一貳歩　與　作　親　與右工門

一貳歩　與右工門子　八　藏　合六歩八

一貳歩　百　姓　次郎太夫　一貳歩　二郎太夫弟　助太郎

一貳歩　二郎太夫從弟　文右工門　合六歩　（下略）

人數合四十人　此夫役八人

右之通夫役相定所如件

延寶二甲寅年十二月二十一日　岩田關右工門㊞

高畠半太左工門㊞　立木傳左工門㊞

（符　箋）

内六歩　五人與頭三人分役引　同六歩　行役引　殘六人八歩　有役

内六歩　内駈出小役引　同貳歩　小役引

右の帳面では貳歩の均等で三人なれば小計六歩と見え其人數合して四拾人に貳歩宛課すれば八人役となるは合理と見える附箋の處に差引して所役人を勸めて居る五人與三人分六歩を免除し行に六歩の手當として引いた殘六人八歩の内六歩は駈出小役卽ち雜使の手當貳歩は常小役の手當に引いた殘の六人分が上へ納める都合である次は遙かに下つて大正十四年の今日から百十六年昔文化八年改に屬したものを十三年の後文政八年に裁定せられたものである

文化八未年那賀郡中山村棟付御改百姓夫役帳（抄出）

一貳歩　百　姓　廣　助　一貳歩　同　助左工門　一貳歩　同　虎　吉

（中　略）

一貳歩　同　孫太郎　一貳歩　孫太郎弟　龜次郎　一貳歩　助次郎子　吉太郎

一貳歩　同　新　藏

（中　略）

一貳歩　百　姓　官　藏　一貳歩　官藏子　小　市　一貳歩　百　姓　榮　藏

人數合百三十九人　此夫役貳拾七人八歩

（附　箋）

㊞　㊞

内

貳人八歩　困窮人共御救に引　五人六歩　當半年ゟ來己年迄拾ヶ年之間御救引

壹　人　庄屋又右衞門加勢に引　八　歩　五人引與頭四人

六　歩　觸使加勢引　貳　歩　百庄幸助拾子善藏義不利行不行跡に而文化九申年處離願出御座候に付引

右者那賀郡中山村棟附御改に付夫役相極處如件

文政八酉年七月　原與右工門㊞　森　孫　平㊞

右の附箋に見えたる如く夫役銀は便宜上から其地へ給與せらるべき各種支給の銀額を收入高から引去つて其殘り丈上へ上納したら可いのである先づ貳人八歩困窮人救助銀に引いてある次に五人六歩云々とあるのは困窮人救助の如く永久のものではなくて十ヶ年の間與ふるべきものであつて其内壹人役の銀高丈庄屋森又右工門の加勢卽ち補助銀に與へ五人與は五人あるが其の内壹人は補助なくて勸めて居るので殘つた四人に貳歩宛で八歩を與へ觸使（ふれつかひ）則ち使丁の補助に與へて引いてあるのは別つたが次の貳歩といふのは百姓幸助の拾子善藏に不正な行爲があつたので中山村を追出された夫れで此地に居らんから夫役帳から當人の是迄出して居つた貳夫役銀は引去つて此村から出さいでも可いといふのであつて給與銀の引當とは違つて居る此外附箋は段々附足されて行くもので夫役負の者が出來たる夫役引のものが出來たら時々附箋で加除せられるが當帳の付箋は是ゟ先は切れ離れて

居るから此位の説明に止めて其餘は便宜な處に適用して述べる積りであるが切れた付箋の中には

貳　歩　　百姓友右工門弟　　房　　吉

右は那賀郡和食土佐町折下覺左工門頭入町人安兵衞養子に相成文政七申年御郡代原與右工門森孫平山内忠太夫暇証文指出右之に付引

といふ外段々郡代奉行の付箋が見えてゐるから參考に書いて置く

次は同年度のもので付箋は剝げてないから本文丈抄出する

文化八未年那賀郡和食村棟附御改百姓夫役帳

一貳歩　百　姓　與　吉　　一貳歩　同　辨　吉　　一貳歩　同　春　吉
一貳歩　春　吉　弟　龜　吉　　一貳歩　百　姓　與次右衛門　（中略）
一貳歩　百　姓　德太郎　　一貳歩　德太郎繼弟房　次郎　（中略）
人數合百八拾人　此夫役三拾六人

右者那賀郡和食村棟附御改に付夫役相極處如件

天保五午年十二月　　三間　勝藏㊞　原與右衛門㊞　岡本吉右衛門㊞

以上の外は身居中の百姓間人等の處と對照して考へられたい

次は見懸人の見懸銀徵收であるが是又見懸銀帳を土臺として徵收せられた其帳面の例を擧げると

文化八未年中山村棟付御改見懸銀帳

一銀壹匁五分　　見　懸　人　　宇　次　郎

右は那賀郡中山村棟付御改に付見懸銀相極處如件

文政八丙年七月　　原與右衛門㊞　森　孫　平㊞

といふやうなもので本帳は出に加除してないが事故を生じた時には附箋で夫々理由を節し加除せられた適例には次のやうなものがある

（秋本嘉太郎氏所藏）

文政十二丑年那賀郡小仁宇村棟附御改見懸銀帳

一銀壹匁五分　　見　懸　人　　や　　そ

（符　箋）

一見懸銀壹匁五分

右やそ先祖は山田豊前先代家來筋に而やそ子孫儀兵工義此の度豊前譜代家來に拜領被仰付候に付見懸銀引之儀申出候に付詮儀之上本文之通引

天保十四卯年六月十九日　　原與右衛門㊞　高木　眞藏㊞　鄕司孫右衛門㊞

（右之れより本文）

右は那賀郡小仁宇村棟付御改に付見懸銀相極處如件

文政十二年丑年十二月　　山内忠太夫㊞　三間　勝藏㊞

以上は説明の限りでないが本項も亦身居の條項と對照して貰いたい

以上述べ來つた處で夫役見懸銀抔を取立てる前に當つて新に夫入となつた者の夫役は仮夫帳に依つて取立てるが此夫役や見懸銀を出すべき者は年々異動があるので組頭庄屋は受持組内の庄屋や肝煎に向つて叮嚀に夫を糺して誤りなきを期した次には西納村の組頭庄屋植原權太兵衞の質問に對して小仁宇の肝煎秋本多三郎の差出した答申書を掲げて類推すべき資料とする

（秋本嘉太郎氏所藏）

申　上　覺

一當夏新夫役銀取立に付相渡候仮夫帳之内に先規奉公人本末間違等にて夫負に相成居申者名面狂候分可申出旨御觸奉畏候當村之儀右本末間違にて夫負に相成居申者無御座候

一村々見懸人相調べ有無且右見懸人此度分株消に相成候分有之候へは其運右顯し申立候樣被仰付奉畏左に申上候當村見懸人熊助事倅三助儀今度百姓居りにて夫役被仰付候に付見懸人株消に相成申候右倅三助去る午年夫役御免人脇指御免被仰付御座候

一御改後養子入夫取組いたし候御暇御證文早々指出候樣被仰付奉畏右御證文五通指申上候貞吉助五郎儀兵衛
嘉藏岩太郎且株付方御役所樣にて閏八月廿九日夫役帳御暇御證文御引合被仰付相濟居申候得共指出候樣被仰
付之御義故不殘指上申候尤御用に無御座候へば御指戻し可被下候
右は此度新夫都メ向之義に付右株々相調へ有無とも當月朔日迄に申出候樣御帳今日五ッ時當村へ着仕候に付
否右之通夫に相調候書付を以申上所相違無御座候　以上

十月朔日　小仁宇村肝煎　秋本多三郎

植原權太兵衛殿

職人役　大工、桶屋、木挽の如きも職柄身分に應じて夫々役銀を課せられた次に掲ぐる役銀上納帳は其跡である

（横帳仕立）　（勘田島太郎氏藏）

安政六未年十一月那賀郡百合村諸職人御役銀上納通　百合村庄屋　勘田倍藏㊞

御大工所樣

（内部）

未冬御役銀	大工	與一郎	同	一銀札四匁	同	森次	同
一銀札四匁	桶大工	幾太郎	同	一同三匁五分	同	笹太兵衛	同
一同三匁五分	同	喜代兵衛	同	一同四匁七分五厘	木挽	伊太郎	同
一同三匁五分	同	甚五郎	同	一同四匁七分五厘	同	八十助	同
一同四匁七分五厘	增上納		同	〆五匁七分			
一同九分五厘							
同	同	禮藏	同	一同五匁七分	同	利兵衛	同
一同五匁七分	同	藤助	同	一同五匁七分	同	惠市	同
一同五匁七分							

一銀札四匁	同	高太郎	同	一銀札四匁	同	萩五兵衛	同
一同三匁五分	同	利太郎	同	一同四匁七分五厘	同	庄十郎	同
一同四匁七分五厘	同	兵次郎	同	一同五匁七分	同	金太郎	同
一同五匁七分	同	惠市	同	一同五匁七分	同	金太郎	同

合八拾四匁九分　外五拾四文　包錢

右之通御役上納濟

未十月二十七日

中夏御役銀　一銀札四匁　大工　與一郎　（前出之通に付貳名）（前同樣に付省略）

丙冬御役銀　一銀札四匁　大工　與一郎　（同上に付中略）

一同三匁五分　桶大工　幾太兵衛　（同上中略）（木挽中略）

合七拾目六分五厘　外四十五文　包錢

右之通御役銀上納濟　御大工所

御大工所

酉十一月二十九日

右の通の中に木挽伊太郎以下八十助迄は四匁七分五厘とあつて次に增上九分五厘と見えるは四匁七分五厘の上へ九分五厘の增徵せられた次第である夫れで〆五匁七分とある今後は之で課稅せられるので禮藏以下には五匁七分と書かれてある又包錢といふのが見ゑる之は大工所への謝儀の意で徵收せられたものである是迄述べて來たのが藩政時代に遺つた租肅調の遺風である

舊家と成立文書

藩政時代に名を得た舊家は大抵自家の成立系圖や古文書類を誇として居た中山の森家の系圖は預りとして當代森鈴吉氏は次の如き無役申附の文書を藏して居る

覺

其方先祖根元他國產に而九代目三木內匠代往古其村土地へ罷越し未人家も無之深山に候處草木拂田畠開立致耕作居候內追々諸人有付右山中を中山と相改壹村開基之趣申傳拾六代二郎兵衛代天正年中より政所役相勤明曆延寶享保三ヶ度棟附御帳に肩書庄屋と迄相附身居無之素ゟ夫帳に入候儀無之代々無間斷庄屋役相勤罷在候且親受作義文化七午年鄕鉄炮に被仰付有之段此度棟附御取調に付前顯之次第詮議之上壹村開基之申傳も有之

是迄夫帳入にも不相成拾代無間斷役儀勤來候家抔之者に付而者以後苗字帶刀壹家無役之無役人に申付者也

文政七申年九月　　山内忠太夫㊞　森孫平㊞

右の文書は同家廿五代の主人と傳へて居る又左工門（後の匠平）の代中勤功に依つて下された身居証文といふので壹家無役の無役人とは本人より家族一同夫役其他百姓の負ふべき諸懸物上への勞役等はせなくてもよいといふ結構な身居である併し同家が同地へ來られた以前既に住民あつたは各種の史的方面から認知せられる處である又藩政時代にあつては數代役儀を勤めるとか富の程度が高まつて來るとかしたら冥加銀の献納其他の方便で一家の成立申立て地方に勝れた身居求めて名譽とする氣風があつた殊に系圖の如きは江戸町中期以降に流行し出した一種の特産物で徳川以前にあつては武遏の方に傾いて門閥抔は餘りに云はなんだが徳川時代泰平の世となつては武術を如何程磨いても武功を立つる場合がなくなり世は文弱の方に流れて門地の爭を惹起するに至つた此時系圖師系圖賣抔の射利輩は奇貨措くべからずとして大家へ乘込み拵系圖をするのもあれば豫て系圖の大半は作製して巻物となし地方廻つて富家に賣込み素人騙しに買人の先祖に出鱈目的に綴り合して利を得る事を業とした斯かる系圖は贋たる事を爭はれん特徴がある譬へば村上源氏の大西家を清和源氏の出としたり手塚の太郎の來られない處に其子孫があつたりするやうなものである感狀其他の文書も同樣で僞筆家の書かれたものもだん〳〵あつて子孫が夫を眞に受けて立身せうと郡代奉行や其他へ指出し追放申付けられたり燒棄てられて棟付汚しとなつた例抔だん〳〵あるされども大抵のものは大同に見做し冥加銀の献納で結構仰付けられて名譽となつた傾もある仁宇で有名な柏木家は現在和食鄉西在に居る現在幸吉氏が藏して横軸に仕立ててある知行証には

阿波國長山仁宇谷並竹原五箇庄高四千五百貫其方先祖領分無相違遣狀如件

文明八丙申年五月十五日　　細川讃岐守持常書判

仁宇對馬守殿へ

と見え筋目成立書には

御尋に付恐乍奉申上覺

私先祖筋目成立並に代々組頭役取締相勤申候勤功共此度御尋被爲遊候段奉畏則左に書付申上候

一私先祖仁宇對馬守子孫湯淺左近左工門儀は仁宇谷之内谷村に浪人仕罷在候處御奉行笹山伊左工門樣御勤被遊爲候節万治三年極月仁宇谷一圓五十八ヶ村組頭役被爲仰付候（中略）

御威光を以谷筋百姓共も歸服仕能く相治候私迄六代無間斷組頭庄屋役取續相勤難有奉存候尤先祖之苗字は湯淺に而御座候處三代以前ゟ柏木と名乘申候御事（中略）

天明七未年三月八日　　仁宇谷組頭庄屋　柏木良助重之書判

林永藏樣御手代　玉田善太郎殿　池尻嘉次郎殿

と見えて居る抔一考すべき處である

田畠制度（上）

田畠制度に於て田畠、居屋敷（宅地）等の廣狹を檢め測るを稱して檢地といひ其結果を揭げた帳簿を檢地帳といつた此檢地帳は即ち年貢の臺帳にして夫れに見えたる高は年貢の基本となる

抑々豐臣以前の檢地にあつては永錢本位で貫百何匁と稱した之は分錢法とて中世支那から澤山輸入せられた明朝時代の永樂通寶錢を本邦の通用錢として其一千文を貫と稱して金壹両に替へた處から起つた名目で知行の上にも適用せられた當時壹貫の地は收米五石と稱する異説もあるが大凡拾石に當つたらしい尙又當時の壹反は三百六十歩であつたが豐臣秀吉は天正十七年から文祿□□□□七年間に天下一統に檢地を行はしめて以前に錢で收めた貫高を田畠の段別を檢じ土地の肥瘠高下に因りて其收穫預定の籾に石賦を定めて石高に改めた卽ち一坪の籾一升あれば米として五合一反にて籾壹石五斗あれば卽ち壹石五斗として其中より取米何程と定める之を稱して成といつた此等は後に例を示して述べるとして次には本町内に現存する最古の檢地帳から順次に揭げる

（森鈴吉氏所藏）

天正十四年□十月□□中山村檢地帳

（上　略）

いや	下壹反百七拾歩	壹石四斗壹升	二郎太郎	同	下貳百卅歩	六斗九升	同	人
しき	下卅貳歩	九升六合	善太郎	同	下貳百六歩	六斗壹升八合	同	人
かけ	中下壹反貳百歩	壹石壹斗三升四合	同	人	同中下百五拾貳歩	五斗五升八合三勺	市兵衞	
同	中下貳百七拾歩	九斗九升九合	善太郎	同	下百拾四歩畠	壹斗七升壹合	同	人
同	下九拾貳歩	貳斗七升六合	同	人				

（下畧＝卷末に決算書ない）

右は豐臣時代の檢地帳であるが天下統一檢地以前のものに屬して次のは一統檢地の始に屬する

天正十七年那賀郡之内古仁宇村御檢地帳

（秋本嘉太郎氏所藏）

（上　畧）

居屋敷	百拾歩	三斗貳升廿貳歩	孫　三　郎	中畠四拾三歩	九升九合壹勺　おこ之助
そ					
う	下田五拾六歩	壹斗六升八合	左近次郎	農屋敷	七斗三升壹合六勺　おこ之助
そ					
へ					
菴屋敷	貳百六拾五歩	七斗五升三合	後　家	下畠三拾六歩	壹斗壹合八勺　同　人
田方都合……			畠方都合……		居屋敷方都合……

右三口田畠合拾五町三反三畝　此分米合百五拾三石壹斗貳升

天正拾七年十一月廿九日

左近右工門五郎

右御檢地帳古來之本帳附有之古く於難見分今又書寫者也

湯淺藤兵衛

元祿四年未ノ四月廿二日

右の檢地帳は檢地せられた當時の古帳でなくて檢地後百二年を過した元祿四年に寫し置いたものではあるが其内容は古帳同樣にして前に掲げたものに比べて前者は帳尾に決算書のないのは幼稚にして後者は田方都合（……は古びて不明）畠方都合、居屋敷方都合何程と小計して更に田畠居屋敷三口の合計を擧げ此分米云々と總高數を示してあるのは檢地の進歩で統計頭腦の發達したる處が見える尙檢地の上には居屋敷（庵屋敷を含む）にも石盛して年貢徴收上には畠と同一の扱とせられて居る又分米云々とあるのは分錢法の名殘にして高といふのに異ならん話は前に返つて兩種の檢地帳面には壹反百七拾歩貳百六拾五歩抔とあつて畝數を用ひず三百歩で壹反に繰上げてある又中下、下或は中畠、下田抔とあるのは田畠に尋する等級で其下にある桝目は石盛卽ち高である

天正拾七年那賀郡之内百合村御檢地帳寫

百合村

まつの木					
中の下田	九拾歩	三斗三升三勺	左近右工門	同下田	八拾歩　貳斗四升　二郎兵衛

同上田	壹反	壹石四斗	同　人	中の下田	九拾歩　三斗三升三勺　二郎左工門
上畠	九拾歩	二斗五升四合七勺		上畠	九拾歩　貳斗五升四勺七才　二郎兵衛
上畠	七拾六歩	貳斗壹升五合	同　人	（中略）	
上畠	壹反	壹石貳斗七升五合	二郎兵衛	居屋敷	貳百六歩　五斗八升貳合八勺　せ　う
	百五拾歩				
	（中　畧）			上田	七拾五歩　三斗五升貳勺　二郎左工門

いけ田　大まなごと百合の出作

（中　略）

田方八町壹反八拾五歩　分米百壹石七斗八升八合　畠方三町貳反百四拾四歩

分米貳拾五石三斗九升四合七勺　居屋敷方六反百四拾四歩　分米五石三斗九升四合七勺

田畠三升五合拾貳町貳畝拾三歩　分米三口合百三拾貳石六斗壹升七合九勺

天正十七年御檢地帳寫也

右の檢地合にも田畠三口合とある前には畝數を用ひてないが田畠三口合拾貳町貳畝拾三歩とあるは寫した時に合計丈は時代に合して換算したるものかと思ふ

以上の時代に於ける檢地帳の說明は此位にして置いて慶長檢地帳と稱して至つて鄕村各檢地帳は出來上つた之を慶長檢地帳と稱して慶長七年豐臣秀吉の命令で國內一般檢地を行ひ同曆九年に全なものは存じて居らんが次に掲けるものは其の時代の面影を知るに足るべきものである

和食町御檢地御帳寫

（松浦芳太郎氏所藏）

上　城	畠六歩		五郎次郎（利　夫）	（中畧）	
	高六合		高四斗六升	楠　市（元は伊左工門今は宇八）	
大西屋敷古作貳反三拾五歩之內ゟ出			高貳斗六升六合	源　次　郎（源右工門）	
城ノ本	畠七畝拾歩				
	畠五畝拾九歩				

（符箋）此株山口村熊藏方に代米六石六斗に賃物入未正月切
午十一月十六日
同　所　畠壹畝貳拾歩　高八升三合　與右工門（源右工門）
（符箋）城ノ木　御代官　中村助之進様　圖平次郎様
貳　棟　御手代　何□理左工門ゟ　源右工門
文政五申十二月　忠兵衛方ゟ　利太夫先祖に譲渡に
町屋敷但し桑の木十本　畠五畝貳歩　高三斗五升五合　治良三郎（茂左次壽次郎利助）
（中　略）
町　屋　敷　畠四畝貳歩　高貳斗四升壹合　奉公人市助（助右工門）
（中　略）　（他記事省略）
町西角屋敷南町西ノ端　畠壹反拾八歩　高七斗四升貳合　町紺屋彦七郎（清兵衛）
（中　略）
東町屋敷但桑貳本　畠七畝貳拾貳歩　高六斗四升貳合　長福寺（新右工門友平茂兵衛）
（中　略）
東町屋敷　畠五畝拾九歩　高三斗九升四合　紺屋孫左工門（伊左工門彌吉）
（中　略）
大西古作　畠三畝六歩　高壹斗長福寺（トサ町久左工門）
同　所　畠四歩　高壹斗同　人（同人）
同　所　畠三畝七歩　高壹斗さうりん（万兵衛市兵衛）
同所但かやの　畠三畝拾八歩　高三升六合　喜助（市兵衛、重吉）
同所西はし　畠貳畝拾歩　高四升屋くし（重吉）

こつも壹反百六拾歩の内ゟ出る　畠七畝歩　高四斗貳升下　司（永友工衛）
こつも同所古作之内ゟ先桑拾本　畠壹反六畝歩　高壹石貳斗八升　かはた兵工三郎　穢多
（中　略）
同　所　畠貳拾歩　高三升五合　太郎次郎　穢多
同所北地古作八拾歩之内ゟ出る　畠貳畝歩　高四升　小右工門　同斷
桑□本中に有　畠壹畝拾五歩　高壹斗壹升貳合　太郎次郎　同斷
同所居屋敷百四拾歩之内ゟ出る　畠壹畝四歩　高八升　助左工門　同斷
同所古作貳百八拾歩之内ゟ出る　畠七畝歩　高三斗壹升壹合　市次郎　わた（甚助）
二　の　丸　畠五畝九歩　高貳斗三升九合　五郎三良　穢多（儀平次）今は長助
同　所　畠貳畝歩　高三石壹斗八升五合　畠數四町四反五畝五歩四厘　高貳拾七石貳斗壹升五合
田數六反六畝貳歩　高三石壹斗八升五合
田畠合五町壹反壹畝七歩四厘　高合三拾石四斗
右者慶長八年御帳の内町ゟ書抜帳願出奥書加へ置者也
天明六午歳五月　日　橋本所左工門
岸孝左工門、東條清左工門、田村竜三郎、野田益五郎
（餘白壹枚をおいて）
筆者年寄　猪左工門　眞（花押）

文化六己年五月　日寫之

右の檢地帳は慶長八年和食村（町分含有）檢地帳から天明六年に町分丈書抜かれた帳面を文化六年に年寄猪左工門が復寫し遺したもので古帳には畝數がなかつたものを改竄したのは先づ「大西屋敷古作貳反三拾五歩之内ゟ出畠七畝拾歩」云々を始として「こつも壹反百六拾歩之内ゟ出畠七畝」云々抔とあるので別る又但桑拾本、同桑貳本抔とあるのは上毛と稱して石盛せられて年貢を懸られて居つた名殘である又高の下に「五郎次郎利太太」「楠市（元は伊左衛門今は宇八）」抔の如くに書かれてあるのは上の名前は元帳に見えたる名田主の名前で、下のは後人の記入に屬して其後の

持主を示したものである名田主といふのは開拓した人物の名前を永く遺すが爲に其地を名田として下された名殘で後世持主は如何に變つても名田主の名前は變らん仕組であるが持主は名田主の子孫に移り或は他人に移る事もある同帳面の持主は大抵子孫に移つて居るやうではあるが後世附けられた附箋を見ると他人に讓渡になつて居るものもあれば長福寺の如く廢寺の後は俗家に移つたものもある之は再び述べるとして字に上城、城ノ本、二ノ丸抔ついふのがあるはチヤシ時代の城の名殘で「かわた兵工三郎」以下此種のものがだん〳〵見える「かわた」は「かはた」の誤にして「かはたり」といふ語は皮取（かはとり）の約語であつて獸の皮を剝取る者で穢多である夫れで後人が名田主の下に穢多某と子孫の名前を書いてある名田主の事は既に述べたが名田主又は其子孫が死絶して其田畠宅地抔が持主なしになつたら其地を散田と稱して緣故ある者又は其町村に故障のない限りは冥加銀の献上で願主に下渡される上の棟附帳に見えた長福寺は廢絶なつた後俗人の所有となつて居るのは其一例である尙名員（名田主）の者又は其子孫抔の持主が絶家した時には村役人が田畠反高等を調べて郡代所（古くは郡所）へ報告する次に掲げる散田調指上帳は其面影である

嘉永元申年六月那賀郡小仁宇村角次郎絶家散田相調に付指上帳（秋本嘉太郎氏所藏）

家の西　一下々畠　一反八畝廿七歩　高三斗七升八合　名負　茶　驗

但此内貳百歩元文四斗ゟ田成

同三百貳拾歩享和三亥年ゟ田成

殘而四拾七歩畠分　増米壹合九勺壹才

同所　一下々畠　壹反九畝九歩　高三斗八升六合　同　同　人　増米五升貳合七勺六才

但此内貳百參拾歩享和三亥年ゟ田成　増米三斗八合六勺四才

殘而三百四拾六歩　高合七斗六升四合　増米九升四合三勺壹才

右者當村角次郎義病死仕絶家散田に相成候に付田畠反高増米御給地御帳面に引合帳面に相認奉指候尤は右之外田畠無御座候　以上

申　六　月　　小仁宇村庄屋　秋本和三郎

海部那賀御郡代樣御手代　横井守次殿　　同五人組　鹿藏

斯くて郡代所に於ては取調の上適當なる願主に下渡されて其の名負地とせられる即ち下に掲げる下札は其の一例である

覺

家ノ西　一下々畠　壹反八畝貳拾七歩　高三斗七升八合　名負　茶　驗

同　所　一下々畠　壹反九畝九歩　同三斗八升六合　名負　同　人

畠數合三反八畝六歩　高合七斗六升四合

右者那賀郡小仁宇村御檢地御帳之内角次郎名畠に候處子孫無之死絶散田に相成候に付而ハ此度其方へ名居之儀役人共奥書を以村中故障無之旨願出に付中山村組頭庄屋森哲藏え行着申付候處願出之運相違無之旨取調出に付冥加銀召上願出之通其方名畠に居遣候條向後御年貢地役等處並に可相勤候依而下札如件

嘉永二酉年二月　　高木眞藏御㊞　淺田久米之亟御㊞　井村吉兵衛無印

那賀郡小仁宇村　和之亟方へ

右之通御下札被仰付候に付寫仕扣置候　以上

酉　四　月　　秋本和三郎

又文化八未年和食村之内土佐町棟付人數御改帳

一壹　家　　折下覺左衛門樣頭入町人　吉助　歳四拾六

此者本家貞右衛門絶申に付今度壹家には上申候且吉助儀は當町同御給人樣頭入町人新助二弟にて御座候處同株内町人龜太郎儀天明三卯年出奔絶家に相成居申に付新助儀相小家之筋合を以二男吉助儀享和元酉年ゟ内分右散田に相仕付先祖年忌吊等仕せ妻帶男女子三人出生仕居申候今度御取調に付右不行着奉恐入有体申上尤於

處何以故障之筋等無御座候に付散田冥加銀被召上居懸りの通仕付に被仰付旨奉願候處彼是御詮議之上御別儀を以御聞届被仰付（中略）龜太郎散田仕付に相居り申候

とあるは冥加銀献納で出奔人絶家の散田を下渡されたものである冥加銀とは下から願うて納めるもので之に對して上から命じて納めしむるものを運上銀といふ尚次には死絶した家の散田下渡を願出て許されなんだ一例を擧げると同帳中に

小　家　　折下覺左衛門様頭入町人宇兵衛二男　安　吉　歳七ッ

此者前書宇兵衛二男に而御座候處宇兵衛本家貞右衛門儀安永二巳年死絶に罷成本末之筋合を以右家督等宇兵衛方に裁判仕居申此度棟付御取調に付二男安吉を以散田仕付に被仰付旨奉願候處彼是御詮議之上新に散田に相仕付候儀は御許容不被仰付尤貞右衛門家督之儀は冥加銀被召上持懸に御居被仰付候（以下略）

とある次には古い中山村荒田檢地帳を出す

（表紙）　慶長八年那西郡之内中山村荒田御檢地帳

三　月　十　六　日

長谷川	畑	両所	四	升	又右衛門	せ	き
まとば	田	一反四畝	七	斗	同	人	（中
くれいし	畑	一ヶ所	二	升	正こんじ	同所かやの	畠

（中略）

たきの下	田	二畝十二ト	二	斗	一升	谷右衛門	同

（中略）

田畠合四町五反廿二ト						此分米弐拾壹石七斗四升四合	
古作ゟ出……不明						此分米二石……不明	

田畠合壹町貳反八畝廿貳ト　　右之ト米五石七斗一升一合

一ノ二　田五畝廿一歩　壹升八合　同　人
一ノ三　畠一畝十五ト　同　人
一ノ四　田一畝十二ト　二斗一升　谷右衛門　同　人
一ノ五　田　八　畝　六斗四升　同　人

かやの七反四畝七ト　　此分米一石五斗五升三合

慶長八年三月十六日

右の檢地帳は今も高にある荒田ヶ谷方面の檢地帳で最初の如きは長谷川一畑両所とあつて地積がない此時代の檢地には畝數を用ひてあるが等級がなく歩と分を混同して畠一畝十五ト田畠合壹町貳反廿二ト、右之ト米五石七斗一升一合杯と用ひてある又地稱に「まとば」が見える之は的場で古く御弓と稱して弓で的を射る神事を行つて居つた所である同帳中の地稱を拔書すると

長谷川、せき、まとば、大むかい、川のまへ、川日、川山、いもふね、まこの、ふたごの、くれいし、うまぶち、やなぎさは、おもゆ、なせよ、き谷、せんぼん、原、きたまさ谷、かはら、川上、ごうめん、こかじや、がじやまへ、くろざう、かぢやのうへ、きしの木、ふなそこ、ゑんぶち、かはくぼ、國近谷、たきの、坏である同帳は森只平氏の藏する處で縦一尺一寸八分横六寸八分白表紙にして古色を帶びて鼠色と見紛ふ處は面白いが那西郡を後に那西野と黒く書替へてあるのは口惜しい次には寶永年度の諸帳を掲げる

（森鈴吉氏所藏）

寶永三年中山村御檢地帳

中　山　村

赤板	下田	六拾五歩	九升七合五勺	善之助	同所	下々畠壹反參拾歩	三斗三升
同所	中下田	壹反拾歩	壹石壹斗貳升六合七勺	同	人	同所	中下田四拾五歩
同所	中下田	九拾六歩	三斗五升貳合參勺	市之進			

善太郎　壹斗六升五合　同　人　壹勺

（中　略）

高合貳拾八石三斗七合五勺

川□川成高歸開新田畠に而村中請込候處酉ノ年改被仰付有地有高に相遊其外定米極御所務方御帳別帳有之候

右は那賀郡中山村御拜知古田畠高御檢地帳寫從先規寫之通遂糺明今分書改從御先祖様田畠高分明に不相極且御檢地帳御寫御先代ゟ御屋敷に隱在之御藏分諸給知此方ゟ入組に而難分知猶又川成等引違依村々辻高紛敷義

共仕之御所務方不分明因茲元祿拾六未年村により指出帳御取古來より之御帳引合算用、等相加村々紛高川成引違高其相顯庄屋百姓共手前遂糺明有地有高相究亦山分は仁宇村組頭庄屋理右工門病氣弟左太郎名代申付遂糺明右同然有地有高向後如斯相極也隱然村に取極之御帳古來より御檢地帳之寫隱持傳來古き帳往々難要用仕其上辻高遂有之旁以向後爲御所務方書改置可然山田織部樣江相窺御聞届に成自今以後所務方のため此度書改御屋敷にも御指置郷中茂如斯一統に奥書加可相渡置候旨依仰如件

寶永三年戌八月廿一日　　岡宮平九郎㊞(花押)　清水傳左工門㊞(花押)

右の帳面には下田六拾五歩、下々畠壹反三拾歩、中下田九拾三歩抔とあつて畝數を用ひてないかと思へば田畠合貳拾貳町三反二畝拾貳歩とあるは奇異のやうではあるが合計するに三百歩で一反に拂上げ仕舞に歩の部を畝數に直すといふ方便を取られて居る終に岡宮清水の二檢見奉行(御藏奉行より出づ)奥書中には辻高云々の語が見える辻は逢の省或は十字街の十に之繩かけたものじやといつて數條の路筋の打違ひたる處を云ふより辻高は筋打高といふ義になる

寶永八卯年二月廿九日那賀郡百合村古田畠改御所務方帳　(勘田島三郎氏所藏)

(上略)

一田百三拾五歩　本作　貳　口　安　太　郎
かうせい口　內中下田百八歩　□作　殘而貳拾七歩　不足　成壹斗六升貳合
同所　一田四拾歩　立作　六　右　工　門
內中下田貳拾六歩　本作　成三升九合　同中下畠拾四歩　出作　成貳升壹合

(中略)

光清口本地　一田五拾八歩　永　川　成　一切田高三斗壹升貳合壹勺　成壹斗四升貳合三勺
貳百歩之內　一古田拾貳町九歩　內四千百六歩　川成不足地共　高百貳拾壹石三斗八升五合壹勺　切田高共
尙見立成米合五拾壹石七斗九升八合八勺　切畑成米共　請夏秋納升三つ五分壹厘餘當る

內麥八石三斗九升　同麻苧壹貫四百目　同山茶貳拾斤

右三口先懸之通

一出作田畠三千拾八歩　成米六石壹斗七升四五勺　一新田畠九千貳歩　前帳有　成米五石七斗四升三合六勺
三口成米　合三拾三石七斗壹升九合九勺　但上毛米夫銀澁銀當卯秋ゟ差免候

右者那賀郡百合村古田畠相改御所務方定米相極所如件

寶永八卯年二月廿九日　　岡宮忠右工門

右の帳面に成何程とある成は成米の略語にして籾高を米に製した桝目をいふ此帳面には切田が見える切田は「きつた」と讀んで柏木家の如き切田取に興へた田地である又本作、立作、出作が見える本作とは持主自身の耕作地立作は他人に立て置き耕作せしめる小作地で出作は他所から出て來て耕作して居る田畠をいふ本帳には又た家數を用ひてない殊に古田の處に拾貳町九歩內四千百六歩云々とあり又出作田畠三千拾八歩抔とあるのは奇異である次に當見立成米云々とあるのは其年見植立てた成米桝目で請夏秋納升三つ五分壹厘餘に當るとあるのは兩季に納める年貢率を定めたもので三つ五分壹厘餘とは高卽ち豫定の收穫籾を米に製して籾の三割五分壹厘餘の米が得られる割で年貢を徵收せられる當時の年貢は四公六民であつたから高(籾)の三割五分壹厘丈の玄米が得られるものとして其四割を年貢に納める處で其內麥、麻苧、山茶の三種を古米立米の通米に代用して納めることの出來るを示した併し成米四割に二割と稱して四割の二割を足して四割八分を年貢米として上納するのである當時の成米率を成と稱した故に四つ成とあれば四割三つ成とあれば三割で三割半や四割七分と分以下附帶したものは三つ來四つ七分抔と稱して成を略した尙又上の帳尻に「上毛夫銀澁銀當初より差免候」とあるは古來徵收せられて居つた上毛卽ち桑楮茶粟柿抔に對する米年貢と歩合銀柿澁運上銀は向後免除するといふのである

(勘田島太郎氏所藏)

百合村檢地帳

まつ木下　田九拾歩　三斗三升三勺　左近左衞門　同所下　田八拾歩　貳斗四升　次郎兵工
同所上　田壹　反　壹石四斗　同　人　同所中下田九拾歩　三斗三升三勺　次郎左工門

同　所上　畠九拾歩　貳斗五升四合七勺　兵次郎
居屋敷　百四拾歩　三斗九升六合　同　人
面白い地稱　かうけはた。いちのくぼ。そね。中村そね。たうめん。たうのはさ。（中略）

切畠高三斗壹升四合壹勺　田畠合拾貳町壹畝貳拾四歩　高合百三拾貳石壹斗貳升八合九勺

先規川成高歸開新開に而損決殘川成壹石七斗七升九勺有之右者那賀郡百合村御拜知古田畠高御檢地帳之寫從先規寫之通遂糺明今度書改也從御先祖樣田畠高分明に不相究且御檢地帳御寫御先代〻御屋敷隱有之御藏分諸給知此御方分入組にて難分知尙又川成等引違依村に辻高紛敷儀共有之御所務方不分明依之元祿拾六未年村々を差御帳御取古來〻之御帳引合算用等相加村々紛高川成引違高共相顯庄屋百姓共手前遂吟味有作有高相充並山分は仁宇村組頭庄屋理右工門病氣弟左七郎名代申付遂糺明右同之有作有高向後如斯相極也隱然村々所持之御帳古來〻御檢地帳之寫隱持來古き帳往々雖要用仕其上辻高違有之旁以向後爲御所務方書改置可然段々織部樣江相伺御開届被成自今以後所務方之爲此度書改御屋敷にも御前置鄕中にも如何一統奧書加可相渡置旨依仰如件

岡宮平九郎印（花押）
清水傳左工門印（花押）

寶永三年戊八月廿八日

是迄田畑の等級と丈いつて置いて上の帳面に見えたる下田、上田、中下田抔の説明はしなかつたが當時田畠を各上中下に別ち實に上中兩階を三等下階を四等通じて下の如くに十等とした

上々田（畠）　上　田（畠）　中　田（畠）　上下田（畠）
中下田（畠）　下上田（畠）　下　田（畠）
下々田（畠）　下下田（畠）

以上の等級は之を稱して矩（かね）といつた尙又德川幕府の制定せられた間棹は六尺一分であつたが阿波藩は之に反して六尺五寸のものを用ひて檢地をしたのは農民に取つては寬大の制度であつた上の檢地帳にも畝數を用ひて居らんが之は一般的のものではなくて村々區々に渡つて居つたを附言する又上の檢地帳に切畠高とあるのは切田と同樣の意義である面白い地稱に見ゆたる「いちのくぼ」は市の窪でで市とは古くに市場のあつた處で市といつても廣大なものではなくて一軒でも二軒でも家があつて里人の集り易い處に野菜米麥其他有餘の品物を持寄つて交易して有無相通じた個處で其處が窪まつて居つたより上の地稱を產出した「そね」は海部郡川西村の高園（たかぞね）を古くは高堉と書いた堉の字で史記の三王世家に燕地燒堉とある意で爾雅釋山疎に「山多大石也又燒堉不平也」抔ともあつて石多き山地で平坦でない處と見ればよい「中村そね」も夫れである「たうめん」は宮免に對する堂免で佛堂床地の免租の名殘と見る「たうのはさ」は堂の狹間の畧語で堂の間の義じやと見る

以上は山田織部が拜知の檢地帳にして拜知とは拜領した知行地で其知行地の領主を給人と稱した次には拜知が上つて新に御藏入地となつた檢地帳の一例を示さうが御藏入とは年貢が殿の米倉に納まる田畠で殿の直領地の事である隨つて拜知の年貢は給人の所務であるのを附言して置く又藩政時代にあつては文字に拘泥しないが爲に次の檢地帳には切畑とあるかと思へば伐畑とも書いてある

延享十三年寅八月吉祥日百合村新御藏入御檢地帳（勘田島太郎氏所藏）

松ノ本　一切畑　壹ヶ所　高　五　合　太夫右工門
才野々　一田　拾七歩　高壹升七合　次郎兵工
木成　一畠　六畝　高　六　升　四郎右工門
ふなとめん　一田　廿八歩　貳畝　高八升八合　市郎右工門
さうす　一下畠　廿四歩　貳畝　高四升貳合　助　市　郎
原　元祿拾壹年御檢地帳面之通寫指上可申處相違無御座候　以上

寬政六歲十二月朔日　百合村肝煎　助　太　郎

一船津の上　一□畑　四ヶ所　高貳歩三合　四郎右工門
內　壹ヶ所　猪の谷　高六合　壹ヶ所　ふしう　高七合　貳ヶ所　城ヶ谷　高壹升（下略）
（中山森只平氏藏）

天保十二年中山村御檢地帳

赤地町貳　中上田壹反九歩　壹石五斗四升五合　勝　太　同
所山畠拾五歩四合　村　惣

（中　略）

谷口壹上田壹畝九歩壹斗四升三合重兵衛
かげのみ中田六畝拾五歩九　斗　壹　升吉右工門　同
同所溝の上下々畠拾貳歩八　　　合吉右衛門
居屋敷前中上四畝拾五歩壹　斗　八　升傳　吉　場合四　中下田四畝九歩五斗五升九合同　人
共　（中　略）
唐杉谷下上田壹畝拾八歩壹斗七升六合東嚴寺　同所壹下上田拾貳歩四　升　四　合虎　藏
（中　略）　田數合三拾六町　高合四百七石九斗壹升八合　畠數合八町四反六畝貳拾壹歩
高合貳拾石貳斗壹升壹合　田畠都合四拾四町四反六畝貳拾壹歩　高都合四百貳拾八石壹斗貳升九合

以　上

右の檢地帳の初に赤地町貳とある町は間道の畧語で田の中の區域である次には同帳に見えたる地稱を掲げる

天保十二年中山村檢地帳字書拔

赤地、井ノ谷、谷口、蔭、小鍛冶屋口、中谷、杉谷、小野、長戸原、なの谷
庄司谷口、庄司谷、ところ谷、場合、新田、すくの谷、新田谷口、日うら、つね谷、谷、國近、近谷、はしや、
う、磯のはな、ほうど、すさき、下司名、向川緣、ろりつら原、三谷口、角ゲ谷、はりの谷、牛ふせり、西谷
唐松谷、寺ノ南、寺ノ前、尾はな、すけとも（助友）、笹ケ谷、黒澤谷、松ノ久保、ふきの谷、としざね、うは
け谷、ながさこ、南ながさこ、さやが谷、どぶめん、貞正、せんほふ、石佛、生杉谷、櫻後、柳澤、二子、か
まぶち、竹のはな、二子谷、茶道場、ねし烏、孫の、奥谷、森ノ前、横尾、井ノ木根、東ノ内、關ノ原、大向
菖蒲谷、荒田ケ谷、多字谷、森ノ上、左京原、森ノ元、楠谷、尾はな、神谷、中谷口、桃木さこ、松元

次に間棹で丈量するのを打つといひ又當るといふ夫れで棹不當地又は單に不當地とあつたら丈量しない地即ち檢

地の濟まん地面をいふ又檢地が濟んで定つた等級を矩（かね）ぞろ（）といふたのを矩揃（かねぞろ）といふことは既に述べたが其矩を順序正しく排列し

次に出すのは天保十二辛丑年三月中山村御檢地帳の奥に見えたる矩揃への分である

矩　揃（西　分）

上々田　貳反五畝　壹石八斗　　上　田　壹反六畝拾貳歩　壹石七斗
上下田　八反八畝拾八歩　壹石六斗　　中上田　三町七反三畝六歩　壹石五斗
中　田　貳町四反八畝貳拾四歩　壹石四斗　　中下田　三町□反七畝三歩　壹石三斗
下上田　三町壹反六畝拾八歩　壹石壹斗　　下　田　壹町三反五畝貳拾壹歩　八　斗
下々田　三町貳反八畝拾八歩　六　斗　　下々下田　□町七反三畝拾八歩　四　斗
中上畠　壹畝貳拾七歩　七　斗　　中　畠　三反六畝拾八歩　六　斗
中下畠　三反八畝　五　斗　　下上畠　八反三畝三歩　四　斗
下　畠　壹反九畝三歩　三　斗　　下々畠　四反貳拾壹歩　貳　斗
下々下畠　四反八畝貳拾壹歩　壹　斗　　山　畠　壹町七反拾五歩　八　斗

上に見えたる上々田、上田などの矩の下に見えたる反別は其矩に對する其地の有地で下の桝目は其矩に對する壹反歩の成米で之を稱して代といふ次には文化六年八月書改名寄惣帳の存ずるものを掲出する

（勘田島太郎氏所藏）

其　一

那賀郡百合村名寄惣帳

百姓　權太夫　松林同所（前毛じ）寶永八卯年御帳（一中田九拾歩　成壹斗三升五合　本地　名負　安太郎
（符箋）天正十七年御帳高三斗三升三勺　名負　二郎左工門　（中　略）
歩千四百六拾貳歩　成合貳石四斗四升三勺　追新旧（中　略）

歩合貳百三歩　成合壹斗九升九合六勺　貳口歩合千六百六拾五歩　貳口成合貳石六斗四升四合九勺

（中　略）

小家　助次郎（中畧）　小家　廣太（中略）　小家　代右衞門（中略）

先規奉公人　儀左衞門　先規奉公人　長左衞門

かきの木通同所寛永八卯年御帳　一上畠貳百六拾八歩　成貳斗四升壹合貳勺　本地　名負　仁兵衞　後家

内三畝　貳升七勺三才　安永五午年田成増米　（以下三筆省略）

歩合四百四拾貳歩　成合五斗壹升壹合貳勺　新田（中略）

御見懸人　民易　くほち寶永八卯年御帳　成壹斗四升七合　本地　名負　實兵ヱ

一上畠七拾歩　（符箋省略）

（中　略）

右田畠合三万七千七百八拾七歩　本地共　成合五拾八石九斗九合八勺

新田畠合壹万四千九百五拾五歩　成合拾三石三斗四升七合六勺

右者山田織掃部御上知先祖立合を以名寄總帳相仕立有之處右總帳相損し右上追々□分譲地に有之外尚又郷中評定之上先例之通名寄帳書改置申候

文化六巳年八月

右は名寄帳であるから株の初に百姓權太夫先規奉公人長左衛門、御見懸人民易といふが如くに當時の持主名前が見えて居る此帳面は今云ふ臺帳で古來の檢地帳から製帳當時の持主が所有の分を書出してある

（瀧彌平氏所藏）

其二

中山村名寄總帳

道ノ北慶長八年御帳　百姓　權太夫　一畠貳拾三歩　高貳升　名負　四郎右衛門

下ちかなこ右御帳　一田三畝拾貳歩　高壹斗七升　同　人

ふしと木右作百六拾四歩出に右御帳、一田壹畝　高五升五合　同　人

歩合百五拾五歩　高合貳斗四升五合　歩に六升貳合　高に壹斗貳合九勺

〆壹斗六升四合九勺　半合　八升貳合五勺　定　米

家ノ上慶長八年御帳　小家　廣　太　一畠拾歩　高八升貳合五勺　名負　茶數共

歩に四合　高に三升四合七勺　〆三升八合七勺　半分壹升九合四勺　定　米　四郎右衛門

（中　略）

田畠合五千八拾歩　慶長八年寛永十四年　同貳拾年　元祿十壹年御帳共

高合四石九斗壹升七合五勺　物成合貳石七勺

但享保元酉年ゟ御請上ゟ物成貳石八合八勺之上納之時八合壹勺不足

隠　地　一米四斗五合貳勺　右不足貳合　四斗壹升四合

所付定米　一米壹斗八升　此歩米四升五合　合貳斗貳升五合

一米三斗壹升七合七勺　貳口合五斗四升貳合七勺

古御藏御上ゟ知とも　成米合七拾石八斗九升九合三勺割　但石に付七合七勺懸ゟ

右は古御藏先祖立合を以て名寄惣帳相仕立有之處右總帳相損し其上追々死分田畠等有之候に付尚又郷中立合評定之上先例之通名寄帳書改置者也

文化六己年八月

茲に注意すべきは百合村の分には町反畝を用ひずに何万何千何百何十何歩などと歩のみを用ひて居るが中山村の分には畝と歩を用ひてあるかと思へば合計の處に至つて五千八十歩の如くに歩のみで計算してある處は奇異である又隠地とあるのは檢地帳面に洩れた地面で所付とは村有地又小人賃米といふのがある之は處の雜使に使はれる小人に與へる賃米と見る次に畠を田に變換したら年貢の増米を懸けられ次の増米帳は其名殘である

文化六巳年十月

那賀郡小仁宇村畠田成増米帳

（秋本嘉太郎氏所藏）

山田織部上知　楠ノ元(下略)　上畠百五拾歩　市五郎　増米六升　六　升

右者畠田成増米來午年ゟ御年貢

文化六巳年十月　□　辨治郎㊞　妹尾□十郎㊞　武岡繁之助㊞

右の帳面見出しに畠田成増米とあるのは畠が田に成つたので年貢米を増して徴収せられるといふのであるが此命令を下した年の年貢は従前通の畠年貢で其翌年から増米懸けて田年貢を取るのが極りである夫れで文化六年巳十月命令に増米來年ゟ御年貢(懸ける)とある

抑一旦定めた年貢は永久不變が目的にして作物の出來不出來に依つて變更などは中々せんが右の如くに麥作地が米作地となつた時には増米年貢が徴収せられる去れども非常な風水害の如きがあつて田畠が川成砂込などとなつた時には年貢を免除し又は癈上り開歸(ひらきかへり)と稱して川床となつた地が再び癈上つて作地と成り或は砂入の地を開いて元の如くに復する迄は鍬下と稱して年貢を免除せられた例も段々あるが便宜の處で述べるとして新に用水が出來上つたら灌漑の便利が好くなるので其用水掛りの田畠には年貢の増米を懸けられ従前水懸りのなかつた荒畠には水料として幾許かの米を徴収せられる次の帳面中には其跡が見えて居る

享保十五戌年十月八日

百合村新用水掛田畠増米御所務方帳　(勘田島太郎氏所藏)

はいのせ	一田五拾九歩	七　兵　衛	成貳升六合五勺	
殿ノいけ	一田百貳拾七歩	茂　兵　衛	成五升七合壹勺	(中畧)
庄　田	一田七拾貳歩	清　　吉	成三升貳合四勺	(中畧)
とかり矢	一田百拾歩	介右衛門	成四升九合五勺	(中略)
神　田	一田六拾歩	谷右衛門	成貳升七合	
坊ノ谷	一田八拾三歩	八　兵　衛	成三升七合四勺	(中畧)
鍛冶屋川同所	一田四拾貳歩	久米右衛門	成壹升八合九勺	(中畧)

歩合貳万貳百九拾歩　成米合拾貳石七斗四升壹合

一米　八　斗　荒畠水料

二口　合拾三石五斗四升壹合

但し九百六拾貳歩也

右者百合村新用水掛

享保拾五戌年ゟ御年貢向後定増米水料共相極如件

戌　十　月　八　日

高岡久米左衛門㊞

右の帳中に見ゆたる地稱の幾部を説明すると「はいのせ」は「はいの瀬」で淡水魚である鮠(はえ)の名は泳ぐに早いを形容した「速や」の語が轉じた如くに速やの瀬即ち流れの速い瀬といふ意を持つて居る「殿ノいけ」は國主の池の義を含み國主(其他の領主)の堀つた池のあつた跡と見られる庄田の庄は荘の俗字で荘といふ語は荘園の事にして中世朝廷より國々の田園を皇子や諸臣に賜つだものも多いが後には其主が無くなつても名のみは殘つて一村又は數村の稱となり郷と並べて地稱となつた夫れで荘田といふのは荘司の領田のあつた處と見るを得られる「とかり矢」は鳥狩矢で鳥類狩獵の跡を示して留野のあつた所と見ても可からう神田は神社に寄せたる封田の跡谷坊の坊は谷ノ坊の坊と同じく山伏の意で此處は山伏が修行して居た處と見る鍛冶屋は中山の小鍛冶の如くに鍛冶屋の居つた川邊と見る新田水が出來たら畠を田にするものが多くなる其場合には以前の畠に懸つた年貢の上に増米年貢が課せられる次の帳簿は其跡である

安政五年二月土佐町新用水懸畠田成分相調子奉指上帳　(秋本嘉太郎氏所藏)

和食原貳反貳畝ゟ出る	本　地	三反壹畝二十九歩	請	谷ノ坊	
一畠三畝二十歩	高壹斗壹升	峯	藏	増米壹斗壹升	
居屋敷下々畠九畝八歩	高壹斗三升之内				
一同四畝拾七歩	高六升八合五勺	請納七	佐	兵	衛
同　所　同	一下々畠貳畝拾八歩	高三升九合	同	人	
				同壹斗二升七合	
				同七升八合	

（地稱ゑまい、西谷口、川原）（中略）

歩合千六百五拾壹歩五厘　反に直し　五反五拾壹歩五厘
高合壹石三斗九升九合　増米合壹石六斗五升五合
右の新用水出來に付畠田成高反數相調子帳面相認め奉指上候　以上

午　二　月　　土佐町縫藏

次は右の用水出來に付居屋敷菜園等に引除き田にした分はないかと問はれて答へた文書である

乍恐書附を以奉申上覺

梁上井として新用水出來に付先達而畠田成に相仕出し候外居屋敷菜園、方々斗除田成に仕分有之候得共委布帳面相認め指出を樣被仰付候得共元來地狹き所に而御座候得ば跡仕出に相成分は少も無御座候に付右之段書附を以奉申上候　以上

安政五年□月　　那賀郡土佐町年寄　縫藏㊞
御郡代御手代

（秋本嘉太郎氏出品）

右の帳面に見わたる縫藏は土佐町最終の年寄役であるのは當時の役人中に逃べてある「さんまい」といふ地稱が見える之は梵語の三昧で正定、正受、平等などゝ文書又譯して佛經の語に思を專らにし想を寂むる事心を一所に住めて移らぬ事となり遂には夫が轉じて三昧入定の地の義となつて墓前の事となる

寛永貳拾年三月吉日那西郡之内仁宇村新開御檢地帳

（秋本嘉太郎氏所藏）

（上　略）

下畠　四畝壹歩　斗治郎右工門　口本　下田　三畝三歩　壹斗五升五合　同　人
同所下々畠　五畝九歩　五升　三合　新左工門　同所　下々畠　壹畝九歩　壹斗　三合　治郎右工門
さいの□と朝生村と　畝　歩
下上田　貳畝壹歩　壹斗六升貳合　左次　太夫

田合三反貳畝三歩　分米壹石六斗四升九合
田畠壹町七畝三歩　分米三石六斗七升六合
寛永貳拾年三月廿六日

畠合七反五畝　分米貳石貳升七合

伊　月　十　助㊞（花押）　本庄源五左工門㊞（花押）
武市源太夫㊞（花押）　西條四郎左工門㊞（花押）

新開檢地は新たに開いた田畠を檢地し置いて暫くは無年貢で作らせ或年限を經たなら或（成米率）を定めて年貢負とせられるもので本檢地以外に屬する本檢地は一般的の檢地てあつて此檢地を受けたる地でも新開檢地や皷開檢地の關係上から一般檢地の仕直しをすることがある之を打直（うちなほし）檢地といつた嘉永三年此檢地が藩内一般に行はれたが本町内には其帳簿が存じて居らん次には皷開檢地の帳を掲げて說明する

阿波御國那賀郡仁宇村御皷開御檢地帳

（秋本嘉太郎氏所藏）

同谷之内小仁宇村
西ノ原　中上畠　貳拾七歩　七升貳合　万右工門

（中　略）

畠數合壹反貳畝　高合壹石貳斗壹升壹合　請夏秋納升四ッ成　麥高石に壹斗掛り
内八斗三升五合　去る巳ゟ御年貢成　同三斗七升六合　當申秋ゟ右同斷

元祿拾七甲申歲三月廿三日　龜田八郎右工門　同　所　中上畠　六　歩　壹升六合太郎右工門

右の帳簿は皷を開いて耕地とした時檢地せられた處であつて「請夏秋納升四ッ成」とあるは両季の成米率が四割であるのを示した外に「麥高石に壹斗掛り」とあるは高壹石に對して壹斗は麥で換納せしめ其餘は米で徵收するといふのであるが麥を米に換算するには裸麥なら八掛大麥なら其量の七掛を以て米量と相當せしめる規定であつた又「去る巳ゟ御年貢成」「當申秋ゟ右同斷」とあるのは開いた前後と地質の如何に依つて年貢負地となるのに前後を附けた處が別かる

抑々年貢取立の課率は幕府と藩とで一定しない我が阿波藩が四公六民の法を取つたは既に述べたが幕府に於ては豊臣時代に二公一民の法を取り年貢は成米(一に折米)の三分の二を取立て民には三分の一を所得とせしめ徳川時代となつては五公五民で折半法を通通則として居つたが阿波藩は四公六民で一貫した是が蜂須賀家の民心を買はれた一策である去れども年貢取立の桝は豊臣時代に全國一定せられた京桝を用ひ通した京桝は京都桝座福井作右工門の製作したものにして作左工門は西國三十五國の桝を掌る其桝は明治維新後迄も官邊に使用せられて弦なしで升桝は内法四寸九分四方深さ二寸七分であつた當時東海、東山、北陸等に使用せられた江戸桝は江戸の桝座で作つたもので樽屋藤左工門の掌つたもので其一斗は京桝の六升二合餘と相當するのを以て其大小の程が知られる次には大正十四年の今日から六拾三年昔に扣へ置かれた名田畠御帳の抜書帳を記載する

(秋本嘉太郎氏所藏)

文化貳年丑三月名田畠御帳寫扣へ置帳

居屋敷名負右工門五郎　一上田　三百四拾歩　御見積り米七斗三升貳合

内百七拾歩　御積り米三斗五升六合

但此分甚彌方へ前方ゟ分ち地に而候處彼者ゟ土佐町角屋幸太郎方へ五年切に賣渡し有り

殘而　百七拾歩扣へ地　成米壹斗九升五合

西ノ原同所　名負市五郎　一上畠　百三拾歩　成米壹斗八合

同地出地　一同　拾貳歩　成米壹斗八合

(中略)

右者名負田畠扣地幷元米戻し賣地とも右之通記置しや右之外にも段々處々名田畠多く有之候へ共譲り渡しに相極め証文相渡し候分は此帳面に書記不申候旨依而名田畠扣へ書物如件

小仁宇村庄兵衛

右帳面の初に居屋敷上田三百四拾歩御積米云々とある此時代に反數家數のないのは奇怪のやうではある古い時代に開いた名田の存じた古い檢地帳から庄兵衛が所有して居る分丈を書抜き控へたるものにして御積米とは宅地であるから見積りで作地としたら此位の米は取れるといふ見當で定められたる米量で其他は作地であるから米何程と示された又同帳中には「五年切賣渡し」「元米戻し賣地」「譲り渡し」などの名殘が見える既に述べたる如く名負の名義は絶家とならん限りは何時迄も變らんものであるから賣買譲渡に際して他日の出入を氣遣ひ買主は確かな証文を取るを要した次には田地譲渡証文の一例を示す

譲渡田地書物之事

横畠本地一中田四　畝成三斗六合

本地内貳百歩　成三斗六升

出地同三拾四歩　成六升壹合貳勺

(森只平氏所藏)

二子の同處一中下田　七畝四歩

右者那賀郡中山村長谷川越前樣御上り知寶永貳年酉ノ十一月地改御帳面之内先祖忠兵衛名負私控名田に紛無之候然所其方義無據子細有之に付右田地此度譲遣し申處實正に候然る上は御年貢地役共所並に其方ゟ可被相勤候右田地改御帳面に引合歩數成米名負字相違無之二重譲諸質物等にも入不可外ゟ故障無之に付右之趣御郡代速水善左衛門樣生駒彦吉樣本庄熊太郎樣へ奉願御聞届之上所之庄屋五人組加判其上御手代御裏判申請譲渡申上者我等子々孫々に至迄全違亂無之候仍而田地譲証文如件

文化九年申ノ四月　中山村譲主　善兵衛㊞

同村庄屋　森受作㊞　同村五人組　文右衛門㊞　同　宇兵衛㊞

同村　基左衛門殿

とあつて裏には次の如くに手代の裏書裏判がある

表書之譲地御給地入之節御檢地帳不用地改帳を以て歩數成米相立有之御藏處御鍛之上御郡代御聞届に付拙者

裏判如件

申四月十七日　小出虎三郎㊞

次には替地と田地の覺である

覺

一米壹石也

右者此度私控地之内大向にて上下田三百拾三歩之土地と其方控名田拂込にて中田壹反貳畝九歩之土地と替地仕候に付右禮米として右米壹石請取申候所實正に候然上は此已後右替地違變之義等申出候へば右禮米壹石早速指戻し可申候爲其所御役人中奥書申請相渡申上は少も違亂無之候仍而一札如件

文化四年卯三月

同村　元左衛門殿

右之通承り置候　以上

同村庄屋　森　受作㊞　同村五人與　善兵衛㊞

同　文右衛門㊞　同　宇兵衛㊞

中山村　權兵衛㊞

次には仕渡地預書物の例を示す

仕渡地預書物之事

一中上田壹反

右者天保拾貳年御給地御帳面之處相違無之候然る處當秋御年貢上納指支代米拾六石に當院樣ゟ賣渡代銀員數之通受取御年貢上納仕處實正に御座候仍而亥年に五歩懸加地子於後日勝太(郎脫)方ゟ相滯候へは私方ゟ取立皆濟上納可仕候爲其他預書物一札如件

嘉永二酉年十二月　日

太龍寺樣御納所

(松浦芳太郎氏所藏)

名負　勝太郎

中山村五人與地預証人　小林安太左衛門㊞

次は質入田地の覺書である

質入田地之覺

(中矢久吉氏所藏)

西谷口向處反畝拾八歩之内　一中上田貳反歩　請友左衛門　悦五郎　成四斗五升

一上下田貳百五拾五歩　成六斗五升三勺

下深田

一中田百六拾貳歩　請彦次郎　分次郎　成三斗壹升五合九勺

黒澤谷同處

右預り米者辰ノ秋御年貢不足仕に付當三月一紙上納米に借用仕處實正に候然上は當秋早を以元利とも無滯返辨可仕候万一指支候はゞ右田地も裏判奉願上相渡可申候右田地に付外ゟ故障無之に付所御役人中印形申請相渡申上は全違亂無之候仍而爲後日質入手形如件

天明五巳年三月　中山村本人　貞右衛門㊞　悦五郎　万次郎

同村五人與　万五郎㊞　同　助右衛門　同村庄屋　森又左衛門

和食町　清兵衛殿

次は五年切証文の一例である

(秋本嘉太郎氏所藏)

五年切元米戻し賣渡畠地書物之事

西原同所下畠四畝三歩高壹斗三合之内　一下畠　貳拾三歩　高壹升九合　名負　大郎五郎

同所　一下々畠　拾五歩　高壹升　同　助次郎

歩數合壹畝八歩

右は當村承應三年御檢地御帳面之通私先祖大郎五郎助次郎名負に紛無之候然處當秋御年貢不足仕に付右畠地當戌十月ゟ來卯拾月迄九年五年切代米四石元米戻しに其方へ賣渡右米慥に受取御年貢上納仕所實正に候然上は來亥夏ゟ御年貢地役懸り物等所並に其方ゟ可被相勤候尤年月明候得ば元米四石を以請返可申候若元米之内少々而も不足仕候へは相濟申迄何ヶ年に而茂其方に控作可被申候右畠地御帳面に引合畝高名負字相違無之二重賣諸質物等に茂不仕外ゟ故障無之に付右之趣御郡代谷邦之進樣江口彌三次樣森永太郎樣江奉願上御聞屆之上御役人中加印其上御手代御裏判奉請相渡申上は於後日全違亂無之候依而五年切元米戻し賣渡畠地證文如件

文久二戌年十月　小仁宇村賣主　爲吉　後家㊞

同村　德太郎殿　同村庄屋　秋本和三郎㊞　同村五人與　鹿藏㊞

以上證書と同樣の書類は段々あるが省畧して土田と租地の話に及ぶ

土田租税

土田は百十餘年昔を示した阿波志の那賀郡土田の條に

和食　水陸田七十一町一段三畝　和食街　水陸田五町八畝
土佐街　水陸田三町五反二畝　丹生　水陸田二十二町二反四畝
小丹生　水陸田十五町八反　中山　水陸田三十七町二反八畝
百合　三等雜水陸田十六町六反五畝　百合谷　等同水陸田四町一反四畝

と見え同時代に於ける租税の模様は同志の那賀郡租税の條に

和食　四百八十石　和食街　三十石　土佐街　十三石　丹生　百五十一石
小丹生　百五十六石　中山　二百六十二石　百合谷　四十二石
阿井　百十石

と見えて居る

森林制度（上）

古來林務は一般政務と區別せられて他の牽制を受けしめなんだが爲に當局吏員は力を林務に專らにするを得たので其保護取締は遺憾なきを得て其成績見るべき處があつた此時代に於ては手林と稱する藩有林、定請林と稱する貸下林の如きは全く有用樹木の伐採を禁じた殊に現今の保安林に該當する鎌止林にあつては最も保護に重きを置いた藩有林中手林とは樓殿造營修繕を始とし造船等の用材に充つるが爲に槻、楠、栂、樅、杉、檜、松、樫の八種を良材と稱して藩用の外一切其伐採を嚴禁して鎌入らずと稱した因に良材外の樹木は皆雜木（ざうき）と稱した定請林とは人民の諸願に依り眞木卽ち樅、栂、樅、檜の四種が生せん處に限り年若干の定請銀と稱する料金を徵收して上木柴草採取の爲に貸下げられた者の名負となる其場合になつては請願人に其地の下札が下附せられる次には定請名負林下札の例を示す

那賀郡木頭中山村定請名負林下札

（森只平氏所藏）

（内部）　那賀郡中山村
正言寺一五畝　境北は觀音堂西の畠山境切　名負　正言寺　壹ヶ年定請銀壹匁貳分但四月八月兩度上納
　　西は尾切東は畠道切南尾切　尤壹ヶ度に六分宛
墓石一壹反五畝　境東は畠山境切西北尾切　同　清五郎　壹ヶ年定請銀四匁貳分　右同斷
　　南畠切

（中略）

定正一七畝　境東畠山境西は定正尾切　名負人久作　一ヶ年定請銀壹匁七分但四月八日兩度上納
　　北は小尾切南畠切
とうめん一壹反　境東は定正尾切西はいりい　同　龜右衞門　壹ヶ年定請銀貳匁七分　右同斷
　　神尾切北尾切南畠地切

（中略）

地藏原一壹反貳畝　境東は山盛尾尾切谷口尾切西は隱谷東の尾切南は尾流北　同　理右衞門　壹ヶ年定請銀三匁六分　右同斷
　　同　畠道切　惣右衞門

畝數　合四町六反壹畝　定請銀　合百六拾八匁四分

右は那賀郡中山村御林此度御趣法を以定請願出に付遂見分候上役人共手前相糺候處故障無之旨申出に付願之通承屆御爲替方役人御林番人所役人共立合右町數並御林境等正敷相建去申年ゟ定請銀右之通相定め名負に居遣候尤山仕成方之儀は先達而觸知候通斧懸り以上を代り取り鎌懸り以下は可殘置候且又年數扳伐り枝下し等に相當り候筋は其段御爲替方に委曲申出屆候上伐り小成仕何分盡山に不罷成樣可心得事

一前段御建並山〆り方等之儀猥無之樣可相心得候万一不筋之仕成有之哉又は定請銀指支申儀於有之は右山は勿論田宅等被召上所役人共迄屹度不屆可申付候條夫々得と可相心得候依而御林定請下札如件

安永十丑年四月

那賀郡百合村定請名負林下札

那賀郡百合村名負人

中川左馬之丞㊞　牧加賀次郎㊞

（勘田島太郎氏所藏）

才野九
申六月居　一貳　町　の瀬長瀧切高九迄下八木切松　須次郎
切　貞治郎
喜右工門
武七郎
淺八郎
喜曾治

野々保毛
戌十二月　一六　町　山境東は百合村畑山境尾切西
居　は朝生村畑山久保切南は道切　百合村　内四町貳反　山境百合朝生両村境目之處拾地負
北は道切　村境ゟ見通　重右衛門

壹ヶ年定請銀九拾貳匁五分　右同斷　同壹町八反　山境右同斷　壹ヶ年定請銀五拾貳匁五分右同斷
同壹町八反　山境　右同斷　朝生村村中　壹ヶ年定請銀七拾五匁納　毎年四月八月両度に上
町數合八町　定請銀合貳百貳拾目　尤壹ヶ度に三拾七匁五
右者那賀郡百合村御開此度御趣法を以定請願出に付願之　分宛上納
通聞屆御爲替方役人御林番人所役人共三合右町數並御林境等正布相建去申年ゟ定請銀右之通相定名負遣候尤
山仕成方之儀は先達而觸知候通斧懸り以上を伐取鎌懸以下は可殘置候是又年數拔伐枝下し等に相成り候得は
其段御爲替方江委曲申出承屆候以上伐小成仕何分盡山に罷成樣可相心得事
一前段御建並山〆り方之儀猥無之樣可相心得候万一不筋之仕成方有之類亦は定請銀上納差支於有之は右山は勿
論田宅等は召上所役人共迄屹與不屆可申付候條夫々得與可相心得候依而御林定請下托如件
安永十丗年四月　中川左馬之亟印　牧加賀治印

以上の如き手續で下渡された定請林は名負林檢地帳に附上げられて其地の役人手許に下渡される次に其檢地帳の例を示す　（森只平氏所藏）

那賀郡中山村名負林御檢地帳

小鍛冶　森奥　中林五　畝　床銀三匁七分　定請銀壹匁貳分五厘　芳助　同所口　中林　六反四畝　床銀四拾八匁　定請銀拾六匁　吉左衛門

同所口　中林　六反四畝　床銀四拾八匁　和食村　奥二次　延清　中林　六反八畝　床銀五拾壹匁　定請銀拾七匁　平之亟
町數合貳町壹畝　床銀四拾八匁　同斷上げ　定請銀五拾目貳分五厘
文化元甲子八月　板東三左衛門　山下伊賀衛門（龍花押）　庄野駒之助定（花押）

右の檢地帳が下つたら村役人は次のやうなる請書帳面を出す　（森只平氏所藏）

文化元年子ノ八月十二日中山村定請名負林御請書帳控

小鍛冶屋森ノ奥　一中　林五　畝　芳助
定請銀壹匁貳分五厘　壹年に付貳匁五分上げ　床銀三匁七分五厘三年上げ　上木代五匁　當年子ノ十一月上げ
一中　林　六反四畝　吉左衛門
定請銀拾六匁　當年ゟ三ヶ年之内三匁　參拾貳匁宛上げる筈　床銀四拾八匁　三年上げ
同　所口　一中　林　六反四畝　和食村　與惣次
定請銀拾六匁　床銀五拾壹匁　同斷上げ
定請銀拾七匁　壹年に付三拾四匁上げ　床銀五拾壹匁　同斷上げ　一中　林　六反八畝　平之亟

右は此度御見分之上定請名負林奉願上所右之通御檢地被仰付私共一統得心之上難有御請仕候然る上は右御極之通無間違上納可仕候万一定請銀相滯候へば山地は被召上其上御咎め被仰付候而も迷惑と申上間敷候仍之爲後日御請書仕指上申候處相違無御座候　以上

子八月十二日　中山村　吉左衛門　和食村　與惣次　同村　芳助　平之亟
坂東三左衛門樣　山下伊賀右衛門樣　庄野駒之助樣
右之通當村右之者共御請仕に付私共奥書仕指上申候　以上
子ノ八月十二日　中山村庄屋　森　受　作　同村五人與　元左衛門
中山村庄屋　宇兵衛　同　文右衛門　同　善兵衛

（宛名前の如くに付省畧）

右の帳には定請銀、床銀、上木代といふのが見える定請銀は運上銀で田畠の年貢に當り半期に壹匁貳分五厘で壹年に貳匁五分を年々上納するが床銀は山床代で三年間上納し上木代は當座納となつて居る次には日下賢作氏所藏の和食村名負林檢地帳を示す

文化二乙丑年八月那賀郡和食村名負林御檢地帳

小鍛冶谷　上　林　壹反九畝　定請銀五匁七分　新　助　喜　三　郎　大鍛冶谷　上　林　五反三畝　定請銀拾五匁五分　庄右衛門　清兵衛　茂惣次

（中　畧）

西井ノ上　ゟ原ノ上　迄下に壹畝出口有　上　林　貳反四畝　定請銀七匁貳分　又十郎　次三郎　貞之亟　日暮谷西ノ平ゟ中谷西ノ平迄　上　林　壹町壹反四畝　定請銀三拾四匁貳分　伊兵衛　宇之助　直兵衛　貞之亟　大兵衛

町數合三町八反四畝　定請銀合百拾五匁貳分

文化二乙丑年八月　柏木雄助　坂東三左衛門　山本伊賀右衛門㊞　龍書判

右の檢地帳中下の名前は名負人にして各筆共に共同請で此檢地帳に於ける上林前に掲げた檢地帳の中林などに對して下林下々林などもあつて其矩定は田畠檢地帳と同一である唯異なる處は耕地は年貢米林は定請銀で上納するに止つた次には名負の仕居（しずゑ）は出來たが檢地帳が未だ下つて居らんので檢地帳整理の上につき必要があるからとて調方を命ぜられて指上げた帳面控を掲載する

那賀郡百合村名負林相調べ指上帳　（勘田島太郎氏所藏）

野々保宅御林山境東は百合村畑山境尾切尾西は朝生村畑山久保切南は道切北は道切之町之内

一中　林　三町八反　床銀貳百八拾五匁　定請御運上銀九拾五匁　名負　兼　助

文化九申年庄野駒之助樣山下伊賀右衛門樣御仕居尤安永年中御爲替方樣御仕居御下札四町貳反之内文化九御仕居江御改に付三町八反本文之通りに被仰付御座候事御檢地帳は未だ取戴不奉仕罷有候

同所四方詰六町之内　一壹町八反　壹ヶ年定請銀五拾貳匁五分　朝　生　村　村　中

但此樣御爲替方樣江安永年中右村ゟ奉願上

右之通定請林に御仕居候被仰付御下札之義は百合村へ御渡被遊御座候其後猶又右林床銀付名負林に文化九申年に奉願上御仕居被仰付御座候に付此度右町數並に名負居床銀定請銀御仕居を御奉行樣御名面年曆等之控へ書物可有御座與奉存重々穿鑿仕候得共百合村肝煎死後之義に而指當り只今相見へ不申に付猶又朝生村役人へ其々懸合相尋申候所右林之義は古來ゟ朝生村付候わけ御林に而御林目付野宮直三郎殿御受持之趣且又床銀付名負請御仕居方之運ひ諸控へ尚西朝生村にも相見へ不申趣申出候尤前顯御下札之姿に而は百合村之右地にて御座候樣奉存候に付右之段書記し奉指上候御檢地御帳は未だ取戴不奉仕罷有候

山境東は朴木谷東尾切西は才ノ瀨長瀧切高丸迄下は木印松切

才ノ丸　一中　林　貳町　床銀貳百貳拾八匁　定請御運上銀七拾六匁

名負　德右衛門　〆太郎　多三郎　喜代次　次　作

右は文化十酉年吉成久次兵衛樣庄野駒之助樣仕居へ被仰付御座候尤御檢地御帳は未だ取戴不奉仕罷有候

右は此度御檢地御帳御出來之儀に付名負林夫々相調べ御帳面に相認め指上候樣御案文を以被仰付奉畏當村名負林右之通御帳面相認め指上申所相違無御座候　以上

文政十三寅年六月五日　那賀郡百合村兼帶　小仁宇村庄屋　秋　本　多　三　郎

御當ては御林方御檢見方樣に候へ共壹つ添置候樣御申聞に付渡置候事尤長町氏へ相渡し候也

右は手本とじの帳に相認め袋に入上申候事

右の帳面には定請銀とばかりでなくて定請御運上銀とあるので前に述べた定請銀は運上銀であるといふのが確められる又「御當ては林方御檢見方樣云々」とある林方とは林方奉行で檢見方とは森林の見分檢査係の役人で此帳面が正副二通を要した事並に帳面指上の模樣も思ひ知られる尚又前に掲げた安永十年中山村及百合村名負林下札の

末に見えたる如く一旦定請林となつて居つても不筋の仕成(しなし)があるが定請銀の上納が出來ぬ場合は其山はいふ迄もなく田宅迄も取上げられ所の役人共迄迷惑がかゝるといふのであつた次に掲げる文書は其面影である

山林運上銀上納運方遲く成候に付昨冬以來上納毎度申付候得共今以等閑之至候如何之事に候哉不心得之事に候依之控之山林召上候に付左之者共召連來月二日罷出候樣に仰付可申付候　以上

二月廿九日　　那賀郡百合村役人共方へ　和太郎　奉行

（勘田島太郎氏所藏）

定請林が松生山であつたら種松と稱して一反歩に五十本以内を存置せしめて返地の際併せて上納せしめた定請林の伐木は林方所卽ち林方奉行の役所に願出で檢見の檢査を受けて許可せられたら冥加銀の献納で伐採する次に掲ぐる文書は建家普請の材料に名負林の立木伐採願の跡である

覺

一栗柱貳拾本長壹丈末口四寸五寸　一杉柱貳拾本長壹丈末口四寸五寸
一椎柱拾八本長壹丈末口四寸五寸　一松拾五本長三間より五間末口四寸五寸
木數合七拾三本

右は私義此度家普請仕度則御檢地負大谷と申所に生し居申候を家道具に伐り小成し仕度奉存候御見分被成下候　以上

未十一月十日　　小仁宇村　松兵衛

桑原助左衛門殿

（附箋）
右者私義此度家普請仕度則御檢地負大谷と申所に生し居申候を家道具仕度に付御林處桑原助左衛門殿御改之上根伐仕候間猶御改被爲仰付可被下候也　以上

未十一月　　小仁宇村　松兵衛

廣澤三太藏樣

右之通當村松兵衛儀此度家作り仕度則彼者御檢地負大谷と申所に生し居申候を根伐り仕度旨申出候間御見分被成遣可被下候　以上

桑原助左衛門殿

右の願書に附箋のあるのは林處手代の桑原助左衛門が檢見した上伐採したが其儘では引取れん夫では林方奉行の廣澤三太藏に更に檢査を受けた案文で覺以下木數合七十三本迄と庄屋の奥書は以前の如くであるのが知られる又廣澤三太藏が林方奉行で桑原助左衛門が其屬僚の手代であるのは殿附一貫の現代と異なる處である殿附として上下の區別を立てた此處が官邊に對する當時定請林や宅地に生えた椋、楠、槻、松其他造船或は軍用に供せられる樹木は保存し保護した之を帳付木と稱した此帳附木は人民から出願して編入せられることもあるが一旦帳附木となつたら其保護方は村役人の責となり之を役人共に預け渡される次に掲ぐる帳付木預り奉る御帳といふは其跡である

（表紙）　天保九戌年二月十三日安宅御帳付木奉預帳　　（勘田島太郎氏所藏）

三島明神　一壹本　楠　壹枝迄長三間目通八尺廻り
同處西　一壹本　同木　同長三間半目通七尺廻り但ゆか美木
同處東　一壹本　同木　同長三間目通六尺廻り　天保九戌年見分之砌根返り見屆候
同處　一拾四本　杉　同五尋より六尋迄目通三尺より五尺迄
（符箋）　此株内四本天保十四卯年十一月御仕成に相成殘而拾參本
妙見森　一貳本　楠　長壹間半より貳間迄　目通貳尺五寸より四尺迄
右者其村安宅御帳付木其方共へ預置候條風雨之節前顯之場所夫々致見分少し枝打枯疼其餘何に不寄御用木聊